

令和 8 年 度

公共用水域及び地下水の
水 質 測 定 計 画

新 潟 県

目 次

I 公共用水域の水質測定計画	1
1 目 的	3
2 調査対象	3
3 測定期間	3
4 測定地点及び測定機関	3
5 採取の頻度	4
6 採取部位	4
7 測定項目及び測定頻度	4
8 測定方法及び報告下限値	6
9 測定結果の報告等	6
10 その他	7
別表1-1 水質の測定地点及び測定機関	8
1 河 川	8
2 湖 沼	13
3 海 域	14
別表1-2 底質の測定地点及び測定機関	17
別表2 測定項目及び測定月	18
1 河 川	18
2 湖 沼	40
3 海 域	41
別表3 測定方法及び報告下限値	51
<参考> 測定地点図	53
I-2 公共用水域の水質測定計画実施要領	59
1 採取方法	61
2 調査票の記入	61
3 日 程 等	61
4 その他	61
別表1 水質試料の採取容器及び採取方法	62
別紙1 公共用水域監視現地調査票	63
別紙2 公共用水域水質測定日程表	64
別紙3 公共用水域検体（検査結果）送付書	66
<参考> 水質汚濁に係る環境基準等	
人の健康の保護に関する環境基準	69
生活環境の保全に関する環境基準	70
生活環境の保全に関する環境基準のうち大腸菌数に関する補足	75
要監視項目に係る指針値及び測定方法	77
水生生物の保全に係る要監視項目の水域類型及び指針値	78
水質汚濁に係る環境基準の水域類型指定状況	79

II 地下水の水質測定計画	87
1 目的	89
2 測定期間	89
3 測定機関	89
4 調査の種類及び調査対象	89
5 測定時期及び測定項目	92
6 各調査の測定地点及び測定項目等	94
7 測定方法、報告下限値及び数値の取扱い	94
8 報告	94
9 その他	95
表1 環境監視調査における流域の区分	96
図1 流域区分図	97
表2 環境監視調査の調査機関及び年度別調査地点数	98
表3 環境監視調査の流域区分別調査地点数	98
表4 測定地点、測定項目及び測定機関	99
1 概況調査（環境監視調査）	99
2 継続監視調査	101
3 継続監視終了時調査	103
表5 市町村別測定地点数	105
別表1 測定方法及び報告下限値	106
<参考> 地下水の水質汚濁に係る環境基準（別表より抜粋）	107
<参考> 地下水の水質汚濁に係る指針値	108
II-2 地下水の水質測定計画実施要領	109
1 試料の採取容器及び採取方法	111
2 現地調査項目	112
3 調査結果の報告	112
4 その他	112
別紙1 現地調査票	113
別紙2 汚染井戸周辺地区調査結果報告書	114
別紙3 地下水検体（検査結果）送付書	115

I 公共用水域の水質測定計画

1 目的

この計画は、水質汚濁防止法第16条第1項の規定に基づき、新潟県内の公共用水域の水質測定について必要な事項を定めるものである。

2 調査対象

調査対象水域（BOD等に係るもの）及び測定地点数の一覧表を以下に示す。

水系名	河川数	水域数	測定地点数					計	水系名	水域数	測定地点数					計		
			新潟県	国土交通省	新潟市	長岡市	上越市				新潟県	国土交通省	新潟市	長岡市	上越市			
河川	信濃川水系	22(1)	30(1)	19	14(1)	14	7		54(1)	湖沼	鳥屋野潟	1			2			2
	新川	2	2	1		3			4		奥只見貯水池	1	2					2
	関川	6(1)	12(1)	5	4			9(1)	18(1)		小計	2	2		2			4
	阿賀野川	9	10	7	4	5			16	海域	新潟海域	4	5		6			11
	胎内川	1	2	4					4		直江津海域	1					5	5
	荒川	1	2	1	4				5		両津湾	3	8					8
	鯖石川	1	1	3					3		真野湾	1	4					4
	鶉川	1	1	2					2		小木港	1	2					2
	姫川	1	1		2				2		弥彦・米山地先海域	2	3		3	2		8
	新島崎川	1	1				1		1		西頸城地先海域	1	5				1	6
	郷本川	1	1				1		1		県北海域	1	4					4
	島崎川	1	1				1		1	小計	8	14	31		9	2	6	48
	柿崎川	2	2					3	3	合計								
	名立川	1	1					1	1									
	能生川	1	1	1					1									
	早川	1	1	1					1									
	三面川	3(1)	3(1)	4(1)					4(1)									
	国府川	1	1	2					2									
	加治川	1	1	2					2									
	落堀川	1	1	1					1									
青海川	1	1	1					1										
大川	1	1	1					1										
小計	22	60(3)	77(3)	55(1)	28(1)	22	10	13(1)	128(3)		93	88	28	33	12	19	180	
											(3)	(1)	(1)			(1)	(3)	

(注) ()内は、環境基準類型指定水域以外の河川数、水域数及び地点数で内数

3 測定期間

測定期間は、令和8年4月から令和9年3月までとする。

4 測定地点及び測定機関

<水質> 別表1-1のとおりとする。

<底質> 別表1-2のとおりとする。

5 採取の頻度

<水質>

(1) 河川

各測定地点において、年間を通じ、原則として月1回、年1~12回採水を行う。

(2) 湖沼

鳥屋野潟については、年間を通じて毎月2回、年24回採水を行う。

奥只見貯水池については6月から11月まで年4回採水を行う。

(3) 海域

原則として、4月から9月まで毎月1回、年6回採水を行う。ただし、両津湾丙水域（加茂湖）については、年間を通じ毎月1回、年12回採水を行う。

<底質>

各測定地点において、年間を通じ、年4回採取を行う。

6 採取部位

<水質>

(1) 河川

原則として、流心の表層で採水を行う。

(2) 湖沼

鳥屋野潟については表層で採水を行い、奥只見貯水池については表層及び中層（-10m。ただし、水深が10m未満の場合は-5mとする。）で採水を行う。

(3) 海域

表層及び中層（-3m）で採水を行う。

なお、DO、大腸菌数及びノルマルヘキササン抽出物質については表層から採水したものを検体とし、その他の項目は各層を等量ずつ混合したものを検体とする。（ただし、両津湾丙水域（加茂湖）を除く。）

なお、両津湾No.4、No.6及びNo.7並びに真野湾No.1~No.3の全窒素、全磷及び形態別窒素については、上記にかかわらず表層から採水したものを検体とする。

<底質>

水質を測定する地点と同一地点で、底質が堆積しやすい場所で採取する。

7 測定項目及び測定頻度

各測定地点の測定項目（生活環境項目、健康項目、特殊項目、要監視項目、トリハロメタン生成能及びその他の項目）及び測定月は別表2のとおりとする。

また、別表2で環境基準類型に○を付した地点は環境基準点であることを示し、

各項目の欄の数字は、項目ごとの測定月を示す。

<水質>

(1) 生活環境項目

- ①水素イオン濃度(pH) ②溶存酸素量(DO) ③生物化学的酸素要求量(BOD)
④化学的酸素要求量(COD) ⑤浮遊物質(S S) ⑥大腸菌数
⑦ノルマルヘキサン抽出物質 ⑧全窒素 ⑨全磷 ⑩全亜鉛
⑪ノニルフェノール ⑫直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS)

河川においては①、②、③、⑤、⑥(⑥はAA、A、B類型の一部水域が測定対象)の項目を、湖沼においては①、②、④、⑤の項目を、海域においては①、②、④の項目を全検体(ただし、海域は測定項目が採水部位により異なる。)について測定を行う。その他の測定項目については水域の利水状況等を勘案して測定地点及び頻度を選定し、測定を行う。

ただし、海域については採水時に油膜が認められた場合は、別表2にかかわらず、⑦の測定を行う。

(2) 健康項目

- | | | |
|------------------|-----------------|-----------------|
| ①カドミウム | ②全シアン | ③鉛 |
| ④六価クロム | ⑤砒素 | ⑥総水銀 |
| ⑦アルキル水銀 | ⑧PCB | ⑨ジクロロメタン |
| ⑩四塩化炭素 | ⑪1,2-ジクロロエタン | ⑫1,1-ジクロロエチレン |
| ⑬シス-1,2-ジクロロエチレン | ⑭1,1,1-トリクロロエタン | ⑮1,1,2-トリクロロエタン |
| ⑯トリクロロエチレン | ⑰テトラクロロエチレン | ⑱1,3-ジクロロプロペン |
| ⑲チウラム | ⑳シマジン | ㉑チオベンカルブ |
| ㉒ベンゼン | ㉓セレン | ㉔硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 |
| ㉕ふっ素 | ㉖ほう素 | ㉗1,4-ジオキサン |

地域の利水状況等を勘案し、測定項目及び頻度を選定して測定を行う。ただし、⑦については⑥が検出^{*}された場合に測定を行う。

なお、別表2のジクロロメタン等10物質は⑨、⑩、⑪、⑫、⑬、⑭、⑮、⑯、⑰、⑲の項目を、農薬(チウラム等3物質)は⑲、⑳、㉑の項目を示す。

また、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素はそれぞれについて測定を行う。

※ 「検出」とは、測定項目ごとに定められた報告下限値(P51別表3を参照)以上の値が得られることをいう。以下同じ。

(3) 特殊項目

- ①フェノール類 ②銅 ③クロム

水域の利水状況等を勘案し、測定項目及び頻度を選定して測定する。

(4) トリハロメタン生成能

水道の取水地点を考慮し、水道水中のトリハロメタン濃度が高いとされる夏期を中心に測定を行う。

(5) 要監視項目

要監視項目に設定されている 27 項目のうち、次の 5 項目について、水域の利水状況及び汚濁源の状況等を勘案し、測定項目及び頻度を選定して測定する。

- ①ニッケル ②モリブデン ③アンチモン
④全マンガン ⑤PFOS 及び PFOA

(6) その他の項目

- ①塩化物イオン ②アンモニア性窒素 ③クロロフィル a
④溶解性COD ⑤電気伝導率

(7) 現地調査項目

採水時には、必ず、天候、気温、水温、色相、臭気、透視度（50cm 以上の透視度計を使用することとする。湖沼、海域では透明度）及び流況を調査する。

<底質>

総水銀の測定を行う。

総水銀の測定値が検出された場合は、アルキル水銀を測定する。

なお、試料採取時に、底質の色相、臭気及び堆積物の組成を調査する。

8 測定方法及び報告下限値

(1) 水質

水質の測定方法及び報告下限値は、別表 3 のとおりとする。

なお、溶解性CODは、1 μm ガラス繊維ろ紙通過後の検体を測定する。

(2) 底質

底質の測定方法は、底質調査方法（平成 24 年 8 月 8 日付け環水大水発第 1207 25002 号）によることとし、報告下限値は、総水銀、アルキル水銀ともに 0.01 μg/g とする。

9 測定結果の報告等

(1) 測定結果の報告

測定機関は、毎月の測定結果を原則として翌月の 20 日までに新潟県環境局環境対策課長（以下、「環境対策課長」という。）に報告する。

なお、県が担当する測定地点については、採水機関が分析機関からの報告結果を取りまとめの上、期限までに環境対策課長に報告する。

(2) 環境基準値超過等の場合の取扱いについて

ア 健康項目

環境基準値を超える測定結果が得られた場合、測定機関（県にあっては採水機関。以下同じ。）は速やかに環境対策課長に報告する。環境対策課長は必要に応じ、関係機関と原因究明の追加調査等について協議する。測定機関は追加調査等の結果を環境対策課長に報告する。

また、測定結果が、環境基準値を超えないものの検出された場合も、速やかに環境対策課長に報告し、環境基準値を超えた場合に準じて調査等を行う。なお、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素については、流況を勘案の上、これまでの測定結果と比較して特異な結果が得られた場合、速やかに環境対策課長に報告し、環境基準値を超えた場合に準じて調査等を行う。

イ 生活環境項目

BOD又はCODについて、当該水域に適用される環境基準値の二倍以上の測定結果が得られた場合、測定機関は速やかに環境対策課長に報告する。環境対策課と、アに準じて調査等について協議し、結果を報告する。

その他の項目について、流況を勘案の上、これまでの測定結果と比較して特異な結果が得られた場合、速やかに環境対策課長に報告し、アに準じて調査等について協議し、結果を報告する。

ウ 特殊項目及びその他の項目

これまでの測定結果と比較して特異な結果が得られた場合、速やかに環境対策課長に報告し、アに準じて調査等について協議し、結果を報告する。

エ 要監視項目

指針値を超える測定結果が得られた場合、または、流況から判断し、これまでの測定結果と比較して、特異な結果が得られた場合、速やかに環境対策課長に報告し、アに準じて調査等について協議し、結果を報告する。

オ トリハロメタン生成能

総トリハロメタン生成能については0.1 mg/L、トリハロメタン生成能にかかるクロロホルムは0.06 mg/L、ブロモジクロロメタンは0.03 mg/L、ジブロモクロロメタンは0.1 mg/L、ブロモホルムは0.09 mg/Lを超える測定結果が得られた場合、速やかに環境対策課長に報告し、アに準じて調査等について協議し、結果を報告する。

10 その他

この計画に定めのない事項については、環境対策課長が測定機関と協議して定める。

別表1-1 水質の測定地点及び測定機関

1 河 川

水系名	河 川 名	測 定 地 点		測定機関	類 型 指 定 の 状 況			
		No.	地 点 名		一般項目 (BOD等)		水生生物保全項目	
					水 域 名	類 型	水 域 名	類 型
信 濃 川	信 濃 川	1	本 川 県 境	県	信 濃 川 中 流	A	信 濃 川 (1)	河川生物A
	〃	②	十 日 町 橋	国	〃	〃	〃	〃
	〃	③	魚 沼 橋	〃	〃	〃	〃	〃
	〃	4	旭 橋	〃	〃	〃	〃	〃
	〃	⑤	長 生 橋	〃	〃	〃	〃	〃
	〃	6	与 板 橋	〃	〃	〃	信 濃 川 (2)	河川生物B
	〃	7	瑞 雲 橋	〃	〃	〃	〃	〃
	〃	⑧	庄 瀬 橋	〃	〃	〃	〃	〃
	〃	⑨	平 成 大 橋	〃	信 濃 川 下 流	A	〃	〃
	〃	10	萬 代 橋	〃	〃	〃	〃	〃
	〃	11	信 濃 川 河 口	〃	〃	〃	〃	〃
	中 津 川	⑫	清 水 川 原 橋	県	中 津 川 上 流	AA	中 津 川 上 流	河川生物A
	〃	⑬	中 津 川 橋	〃	中 津 川 下 流	A	中 津 川 下 流	河川生物A
	清 津 川	⑭*	清 津 川 発 電 所	〃	清 津 川	AA	清 津 川 上 流	河川生物A
	〃	⑮	清 津 大 橋	〃	〃	〃	清 津 川 下 流	河川生物A
	魚 野 川	⑯	東 橋	〃	魚 野 川 上 流	AA	魚 野 川 上 流	河川生物A
	〃	17	坂 戸 橋	〃	魚 野 川 下 流	A	魚 野 川 下 流	河川生物A
	〃	⑱	小 出 橋	国	〃	〃	〃	〃
	〃	19	川 口 橋	〃	〃	〃	〃	〃
	三 国 川	⑳	三 国 川 橋	県	三 国 川	A	三 国 川	河川生物A
	宇 田 沢 川	㉑	宇 田 沢 橋	〃	宇 田 沢 川	A	宇 田 沢 川	河川生物A
	佐 梨 川	㉒	小 平 沢 橋 上 流	〃	佐 梨 川 上 流	A	佐 梨 川 上 流	河川生物A
	〃	㉓	佐 梨 川 橋	〃	佐 梨 川 下 流	A	佐 梨 川 下 流	河川生物A
	破 間 川	㉔	四 日 町 橋	〃	破 間 川	A	破 間 川	河川生物A

(注) 測定地点No. の○は環境基準点を示す。 ※は水生生物保全項目の環境基準点を示す。
 測定機関欄の「県」は新潟県、「国」は国土交通省北陸地方整備局、「新」は新潟市、
 「長」は長岡市、「上」は上越市を示す。

水系名	河川名	測定地点		測定 機関	類型指定の状況				
		No.	地点名		一般項目（BOD等）		水生生物保全項目		
					水域名	類型	水域名	類型	
信	澁海川	25	三桶橋	長	澁海川	A	澁海川	河川生物B	
	"	②6	飯塚橋	"	"	"	"	"	
	黒川	27	黒川橋	"	黒川	B	黒川	河川生物B	
	"	②8	星殿橋	"	"	"	"	"	
	猿橋川	②9	霞橋上流	"	猿橋川上流	A	猿橋川上流	河川生物A	
	"	③0	宮村橋	"	猿橋川下流	B	猿橋川下流	河川生物B	
	刈谷田川	31	明戸橋	"	刈谷田川	A	刈谷田川	河川生物A	
	"	32	重遠橋	県	"	"	"	"	
	"	③3	中西橋	"	"	"	"	"	
	五十嵐川	③4*	上水道取水点上流	"	五十嵐川	A	五十嵐川上流	河川生物A	
"	③5	嵐川橋	"	"	"	五十嵐川下流	河川生物A		
濃	加茂川	③6	八幡橋	"	加茂川上流	A	加茂川上流	河川生物A	
	"	③7	保明大橋	"	加茂川下流	B	加茂川下流	河川生物B	
	能代川	③8	結地先 (大島橋)	新	能代川	B	能代川	河川生物B	
	小阿賀野川	③9	新瀬橋	"	小阿賀野川	A	小阿賀野川	河川生物B	
	中ノ口川	40	両郡橋	"	中ノ口川	A	中ノ口川	河川生物B	
	"	④1	西信濃川大橋	"	"	"	"	"	
	西川	西川	42	太田橋	県	西川上流	A	西川上流	河川生物B
		"	④3	西川橋	新	"	"	"	"
		"	④4	亀貝橋	"	西川下流	B	西川下流	河川生物B
		"	45	波切橋	"	"	"	"	"
通船川	通船川	46	木戸閘門 (薬師橋)	"	通船川	D	通船川	河川生物B	
	"	47	閘門東	"	"	"	"	"	
	"	④8	山ノ下橋	"	"	"	"	"	
	栗ノ木川	49	二本木地先	"	栗ノ木川上流	C	栗ノ木川上流	河川生物B	
	"	⑤0	石山橋	"	"	"	"	"	
栗ノ木川	"	⑤1	両新橋	"	栗ノ木川下流	E	栗ノ木川下流	河川生物B	
	"	52	閘門西 (管理橋)	"	"	"	"	"	

水系名	河川名	測定地点		測定機関	類型指定の状況			
		No.	地点名		一般項目（BOD等）		水生生物保全項目	
					水域名	類型	水域名	類型
信濃川	放水路	⑤③	渡部橋	国	放水路	A	放水路	河川生物B
	関屋分水路	54	堀割橋	〃	—	—	—	—
阿賀野川	阿賀野川	1	水沢地先（平瀬橋）	県	阿賀野川（4）	A	阿賀野川上流	河川生物A
	〃	②	麒麟橋	〃	〃	〃	〃	〃
	〃	3	馬下橋	国	〃	〃	〃	〃
	〃	④	横雲橋	〃	〃	〃	阿賀野川下流	河川生物B
	〃	5	松浜橋	〃	〃	〃	〃	〃
	常浪川	⑥	城山橋	県	常浪川	AA	常浪川	河川生物A
	新谷川	⑦	寿橋	〃	新谷川	AA	新谷川	河川生物A
	都辺田川	⑧	南郷大橋（管理橋）	〃	都辺田川	A	都辺田川	河川生物B
	早出川	⑨	羽下大橋	国	早出川	AA	早出川	河川生物A
	安野川	⑩	法柳橋	県	安野川	A	安野川	河川生物B
	福島潟	⑪	潟口橋	新	福島潟	B	福島潟	河川生物B
	新井郷川	⑫*	豊新橋	〃	新井郷川上流	B	新井郷川上流	河川生物B
	〃	⑬	名目所橋上流	〃	〃	〃	新井郷川中流	河川生物B
	〃	⑭	大正橋	〃	新井郷川下流	C	新井郷川下流	河川生物B
	〃	15	新井郷川河口	〃	〃	〃	〃	〃
	新発田川	⑯	東港新橋	県	新発田川	C	新発田川	河川生物B
関川	関川	①	一之橋上流	県	関川上流	AA	関川上流	河川生物A
	〃	②	泉橋	〃	関川中流	A	関川中流	河川生物A
	〃	3	広島橋	〃	関川下流	A	関川下流	河川生物B
	〃	④	稲田橋	国	〃	〃	〃	〃
	〃	5	春日山橋	〃	〃	〃	〃	〃
	〃	⑥	直江津橋	〃	〃	〃	〃	〃
	渋江川	⑦	川倉地先	上	渋江川上流	AA	渋江川上流	河川生物A
	〃	8	渋江川橋	県	渋江川下流	B	渋江川下流	河川生物A
	〃	⑨	中川新道橋	〃	〃	〃	〃	〃

水系名	河川名	測定地点		測定機関	類型指定の状況			
		No.	地点名		一般項目（BOD等）		水生生物保全項目	
					水域名	類型	水域名	類型
関川	矢代川	⑩	瀬渡橋上流	上	矢代川上流	AA	矢代川上流	河川生物A
	〃	⑪	新箱井橋	〃	矢代川下流	A	矢代川下流	河川生物A
	保倉川	⑫*	保倉川橋上流	〃	保倉川上流	A	保倉川上流	河川生物A
	〃	⑬	吉野橋	〃	〃	〃	保倉川中流	河川生物B
	〃	14	三分一橋	〃	〃	〃	〃	〃
	〃	⑮	古城橋	国	保倉川下流	B	保倉川下流	河川生物B
	飯田川	⑯	川浦橋上流	上	飯田川上流	A	飯田川上流	河川生物A
	〃	⑰	千福橋	〃	飯田川下流	A	飯田川下流	河川生物B
	青放田水路	18	丸山橋	〃	—	—	—	—
大川	大川	①	大川橋	県	大川	A	大川	河川生物A
三面川	三面川	①*	布部橋	県	三面川	A	三面川(2)	河川生物A
	〃	②	瀬波橋	〃	〃	〃	三面川(1)	河川生物特A
	高根川	③	昭和橋	〃	高根川	A	高根川	河川生物A
	大竜寺川	4	排水機場下流	〃	—	—	—	—
荒川	荒川	1	八ツ口橋	県	荒川中流	AA	荒川中流	河川生物A
	〃	2	温泉橋	国	〃	〃	〃	〃
	〃	③	荒川取水堰	〃	〃	〃	〃	〃
	〃	4	荒川橋	〃	〃	〃	〃	〃
	〃	⑤	旭橋下流	〃	荒川下流	AA	荒川下流	河川生物A
胎内川	胎内川	①	胎内川橋	県	胎内川上流	AA	胎内川上流	河川生物A
	〃	②*	高野橋上流	〃	〃	〃	胎内川中流	河川生物A
	〃	3	新胎内橋	〃	胎内川下流	A	胎内川下流	河川生物A
	〃	④	胎内大橋	〃	〃	〃	〃	〃
落堀川	落堀川	①	藤村橋	県	落堀川	B	落堀川	河川生物B
加治川	加治川	1	加治川第一工 加頭首	県	加治川	A	加治川	河川生物A
	〃	②	次第浜橋	〃	〃	〃	〃	〃

水系名	河川名	測定地点		測定機関	類型指定の状況			
		No.	地点名		一般項目（BOD等）		水生生物保全項目	
					水域名	類型	水域名	類型
新川	大通川	1	桜田橋	県	大通川	C	大通川	河川生物B
	〃	②	大通橋	新	〃	〃	〃	〃
	新川	③	榎尾大橋	〃	新川	C	新川	河川生物B
	〃	4	往来橋	〃	〃	〃	〃	〃
新島崎川	新島崎川	①	初君橋	長	新島崎川水域	B	新島崎川水域	河川生物B
郷本川	郷本川	①	郷本橋上流 (志戸橋橋)	長	郷本川水域	B	郷本川水域	河川生物B
島崎川	島崎川	①	避溢橋上流 (宿屋橋)	長	島崎川水域	C	島崎川水域	河川生物B
鯖石川	鯖石川	①*	山根橋	県	鯖石川	A	鯖石川上流	河川生物A
	〃	②*	天保橋	〃	〃	〃	鯖石川中流	河川生物B
	〃	③	安政橋	〃	〃	〃	鯖石川下流	河川生物B
鶉川	鶉川	①*	野田大橋	県	鶉川	A	鶉川上流	河川生物A
	〃	②	八坂橋	〃	〃	〃	鶉川下流	河川生物B
柿崎川	柿崎川	①*	黒川橋	上	柿崎川	A	柿崎川上流	河川生物A
	〃	②	柿崎橋	〃	〃	〃	柿崎川下流	河川生物B
	吉川	③	下條橋	〃	吉川	B	吉川	河川生物B
名立川	名立川	①	名立橋	上	名立川	A	名立川	河川生物A
能生川	能生川	①	鱗崎橋	県	能生川	A	能生川	河川生物A
早川	早川	①	早川橋	県	早川	A	早川	河川生物A
青海川	青海川	①	市道青海川橋	県	青海川	C	青海川	河川生物B
姫川	姫川	①	山本地先	国	姫川	AA	姫川	河川生物A
	〃	2	姫川大橋	〃	〃	〃	〃	〃
国府川	国府川	1	皆川大橋	県	国府川	B	国府川	河川生物B
	〃	②	国府橋	〃	〃	〃	〃	〃
計	河川数	測定地点数		水域数 (一般項目)		水域数 (水生生物保全項目)		
	60(3)	128(3)		77(3)		85		

注) () 内の数字は、環境基準類型指定水域以外の河川数、水域数及び地点数で内数

2 湖 沼

水系名	湖沼名	測定地点		測定 機関	類型指定の状況			
		No.	地 点 名		一般項目 (COD等)		水生生物保全項目	
					水 域 名	類 型	水 域 名	類 型
信濃川	鳥屋野潟	①	弁 天 橋	新	鳥 屋 野 潟	湖B	鳥 屋 野 潟	湖沼 生物B
	〃	2	鳥屋野潟出口 (親松側)	〃	〃	〃	〃	〃
阿賀野川	奥只見池	①	No. 2	県	奥只見貯水池	湖A	奥只見貯水池	湖沼 生物A
	〃	2	No. 4	〃	〃	〃	〃	〃
計	湖 沼 数	測 定 地 点 数		水 域 数 (一 般 項 目)		水 域 数 (水生生物保全項目)		
	2	4		2		2		

3 海 域

水系名	測定地点		測定機関	類型指定の状況		
				一般項目（COD等）		窒素・燐に係る項目
	No.	緯度・経度		水域名	類型	
新潟海域	①	N37° 55' 35" E139° 00' 33"	新	新潟海域（甲水域）	海A	(対象外)
	③	N37° 57' 51" E139° 03' 34"	〃	〃	〃	
	④	N37° 58' 43" E139° 04' 24"	〃	新潟海域（乙水域）	〃	(対象外)
	⑥	N37° 59' 05" E139° 08' 16"	〃	〃	〃	
	⑦	N37° 57' 29" E139° 04' 48"	〃	新潟海域（丙水域）	海B	(対象外)
	10	N37° 58' 56" E139° 10' 42"	〃	新潟海域（甲水域）	海A	(対象外)
	⑪	N37° 59' 47" E139° 11' 34"	県	〃	〃	
	⑬	N38° 02' 03" E139° 14' 36"	〃	〃	〃	
	14	N38° 00' 51" E139° 14' 16"	〃	〃	〃	
		⑮	N38° 00' 00" E139° 13' 27"	〃	新潟海域（新潟東港）	海B
	16	N37° 59' 03" E139° 13' 33"	〃	〃	〃	(対象外)
弥彦・米山地先海域	1	N37° 53' 29" E138° 56' 00"	新	弥彦・米山地先海域 （弥彦地先）	海A	(対象外)
	②	N37° 51' 04" E138° 52' 12"	〃	〃	〃	
	3	N37° 46' 01" E138° 47' 57"	〃	〃	〃	
	④	N37° 41' 24" E138° 45' 49"	長	〃	〃	
	6	N37° 35' 01" E138° 43' 07"	〃	〃	〃	

(注) 緯度・経度は、世界測地系で表している。

水系名	測定地点		測定機関	類型指定の状況		
				一般項目（COD等）		窒素・燐に係る項目
	No.	緯度・経度		水域名	類型	
弥彦・米山地先海域	⑦	N37° 30' 08" E138° 37' 51"	県	弥彦・米山地先海域 (米山地先)	海A	(対象外)
	8	N37° 24' 09" E138° 33' 44"	"	"	"	
	⑩	N37° 20' 50" E138° 28' 29"	"	"	"	
直江津海域	17	N37° 10' 46" E138° 12' 44"	上	直江津海域	海A	(対象外)
	⑳	N37° 11' 49" E138° 13' 55"	"	"	"	
	22	N37° 11' 07" E138° 14' 56"	"	"	"	
	㉓	N37° 12' 27" E138° 15' 32"	"	"	"	
	㉔	N37° 13' 04" E138° 16' 49"	"	"	"	
西頸城地先海域	①	N37° 10' 46" E138° 05' 49"	上	西頸城地先海域	海A	(対象外)
	2	N37° 06' 45" E137° 59' 13"	県	"	"	
	③	N37° 04' 19" E137° 55' 03"	"	"	"	
	4	N37° 02' 54" E137° 50' 13"	"	"	"	
	5	N37° 01' 59" E137° 48' 11"	"	"	"	
	⑥	N37° 00' 25" E137° 43' 43"	"	"	"	
両津湾	①	N38° 06' 05" E138° 26' 36"	県	両津湾（甲水域）	海A	(対象外)
	②	N38° 05' 00" E138° 26' 47"	"	"	"	
	③	N38° 04' 20" E138° 28' 13"	"	"	"	

水系名	測定地点		測定機関	類型指定の状況			
				一般項目（COD等）		窒素・燐に係る項目	
	No.	緯度・経度		水域名	類型	水域名	類型
両津湾	④	N38° 04' 59" E138° 26' 18"	県	両津湾（乙水域）	海B	両津港	海II
	5	N38° 04' 43" E138° 25' 49"	〃	両津湾（丙水域）	海B	加茂湖	海II
	⑥	N38° 04' 16" E138° 26' 20"	〃	〃	〃	〃	〃
	⑦	N38° 03' 39" E138° 26' 13"	〃	〃	〃	〃	〃
	8	N38° 03' 04" E138° 26' 25"	〃	〃	〃	〃	〃
真野湾	①	N38° 00' 04" E138° 16' 50"	県	真野湾	海A	真野湾	海I
	②	N37° 58' 16" E138° 17' 36"	〃	〃	〃	〃	〃
	③	N37° 58' 35" E138° 19' 40"	〃	〃	〃	〃	〃
	4	N37° 59' 40" E138° 18' 40"	〃	〃	〃	〃	〃
小木港	①	N37° 48' 48" E138° 16' 24"	県	小木港	海A	(対象外)	
	②	N37° 48' 29" E138° 17' 13"	〃	〃	〃		
県北海域	1	N38° 06' 45" E139° 21' 18"	県	県北海域	海A	(対象外)	
	②	N38° 09' 55" E139° 23' 18"	〃	〃	〃		
	3	N38° 15' 15" E139° 25' 33"	〃	〃	〃		
	④	N38° 21' 38" E139° 26' 17"	〃	〃	〃		
計	海域数	測定地点数		水域数 (一般項目)		水域数 (窒素・燐に係る項目)	
	8	48		14		3	

別表1-2 底質の測定地点及び測定機関

河 川

水系名	河 川 名	測定地点			測定機関	類型指定の状況	
		一般項目（BOD等）					
		No.	地 点	名		水 域	名 類 型
阿賀野川	阿賀野川	1	水沢地先	橋	県	阿賀野川(4)	A
	〃	②	(平瀬橋)	〃	〃	〃	〃
	〃	3	麒麟橋	〃	〃	〃	〃
	〃	④	馬下橋	国	〃	〃	〃
	〃	④	横雲橋	〃	〃	〃	〃
関川	関川	②	松浜橋	〃	〃	〃	〃
	〃	②	泉橋	県	関川中流	A	
	〃	3	広島橋	〃	関川下流	A	
	〃	④	稲田橋	国	〃	〃	
	〃	⑥	直江津橋	〃	〃	〃	
	〃	8	澁江川橋	県	澁江川下流	B	
	〃	⑪	新箱井橋	上	矢代川下流	A	
	〃	⑬	吉野橋	〃	保倉川上流	〃	
	〃	14	三分一橋	〃	〃	〃	
〃	⑮	古城橋	国	保倉川下流	B		

(注) 測定地点No. の○は環境基準点を示す。

測定機関欄の「県」は新潟県、「国」は国土交通省北陸地方整備局、「新」は新潟市、「長」は長岡市、「上」は上越市を示す。

別表2 測定項目及び測定月

1 河川

水域名		信濃川中流						
測定地点名		本川県境	十日町橋	魚沼橋	旭橋	長生橋	与板橋	
環境基準類型		A 生物A	A○ 生物A○	A○ 生物A○	A 生物A	A○ 生物A○	A 生物B	
水	生活環境項目	pH	5, 8, 11, 2	毎月	毎月	5, 8, 11, 2	毎月	5, 8, 11, 2
		DO	5, 8, 11, 2	毎月	毎月	5, 8, 11, 2	毎月	5, 8, 11, 2
		BOD	5, 8, 11, 2	毎月	毎月	5, 8, 11, 2	毎月	5, 8, 11, 2
		COD						
		SS	5, 8, 11, 2	毎月	毎月	5, 8, 11, 2	毎月	5, 8, 11, 2
		大腸菌数		毎月	毎月		毎月	
		全窒素・全磷	5, 8	5, 8, 11, 2	5, 8	5, 8, 11, 2	5, 8, 11, 2	
		全亜鉛	8, 2	8, 2	8, 2		8, 2	
	ノニルフェノール		9	9		9		
	LAS							
	健康項目	カドミウム	8, 2	8, 2	8, 2		8, 2	
		全シアン	8	8	8		8	
		鉛	8, 2	8, 2	8, 2		8, 2	
		六価クロム	8	8	8		8	
		砒素	8, 2	8, 2	8, 2		8, 2	
総水銀		8	8	8		8		
アルキル水銀								
PCB			5	5		5		
ジクロロメタン等10物質			8	8		8		
農薬(1,3-ジクロロプロペン)		8	8	8		8		
農薬(チウラム等3物質)		8	7	7		7		
セレン		8	8	8		8		
特殊項目	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	5, 8	5, 8	5, 8		5, 8		
	ふっ素	8, 2	8, 2	8, 2		8, 2		
	ほう素	8, 2	8, 2	8, 2		8, 2		
質	要監視項目	1,4-ジオキサン		8	8		8	
		フェノール類						
		銅	8	8	8		8	
		クロム	8	8	8		8	
		クロロホルム						
		トランス-1,2-ジクロロエチレン						
		1,2-ジクロロプロパン						
		p-ジクロロベンゼン						
		イソキサチオン						
		ダイアジノン						
		フェニトロチオン						
		イソプロチオラン						
	オキシシン銅							
	クロロタロニル							
	プロピザミド							
	EPN							
	ジクロロボス							
	フェノカルブ							
	イプロベンホス							
	クロロニトロフェン							
	トルエン							
	キシレン							
	フタル酸ジエチルヘキシル							
	ニッケル							
	モリブデン							
アンチモン								
塩化ビニルモノマー								
エピクロロヒドリン								
全マンガン								
ウラン								
PFOS及びPFOA		8	8		8			
その他	トリハロメタン生成能				5, 8, 11, 2	6, 7, 8, 10		
	アンモニア性窒素							
	電気伝導率		毎月	毎月		毎月		
底質	総水銀							
	アルキル水銀							
採水機関		新潟県	北陸地方整備局					
分析機関		新潟県	北陸技術事務所					

1 河川

水域名		信濃川中流		信濃川下流			中津川上流		
測定地点名		瑞雲橋	庄瀬橋	平成大橋	萬代橋	信濃川河口	清水川原橋		
環境基準類型		A 生物B	A○ 生物B○	A○ 生物B○	A 生物B	A 生物B	AA○ 生物A○		
水 質 項 目	生活環境項目	pH	5,8,11,2	毎月	毎月	毎月	毎月	5,7,8,11,12,2	
		DO	5,8,11,2	毎月	毎月	毎月	毎月	5,7,8,11,12,2	
		BOD	5,8,11,2	毎月	毎月	毎月	毎月	5,7,8,11,12,2	
		COD			毎月		毎月		
		SS	5,8,11,2	毎月	毎月	毎月	毎月	5,7,8,11,12,2	
		大腸菌数		毎月	毎月			5,7,8,11,12,2	
		全窒素・全磷		5,8	5,8,11,2				
		全亜鉛		8,2	8,2			8,2	
		ノニルフェノール		9	9				
	LAS								
	健康項目	カドミウム		8,2	8,2				
		全シアン		8	8				
		鉛		5,8,2	5,8,2				
		六価クロム		8	8				
		砒素		5,8,2	5,8,2				
		総水銀		8	8				
		アルキル水銀							
		PCB		5	5				
		ジクロロメタン等10物質		8	8				
		農薬(1,3-ジクロロプロペン)		8	8				
		農薬(チウラム等3物質)		7	7				
	特殊項目	セレン		8	8				
		硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		5,8	5,8				
		ふっ素		8,2	8,2				
		ほう素		8,2	8,2				
		1,4-ジオキサン		8	8				
		フェノール類			8				
		銅		8	8				
		クロム		8	8				
		要 監 視 項 目	クロロホルム						
			トランス-1,2-ジクロロエチレン						
	1,2-ジクロロプロパン								
	p-ジクロロベンゼン								
	イソキサチオン								
	ダイアジノン								
	フェニトロチオン								
	イソプロチオラン								
	オキシシン銅								
	クロロタロニル								
	プロピザミド								
EPN									
ジクロロルボス									
フェノブカルブ									
イプロベンホス									
クロルニトロフェン									
トルエン									
キシレン									
フタル酸ジエチルヘキシル									
その他	ニッケル				8,11				
	モリブデン								
	アンチモン								
	塩化ビニルモノマー								
	エビクロロヒドリン								
	全マンガン								
	ウラン								
	PFOS及びPFOA		8						
	トリハロメタン生成能		6,7,8,10						
	アンモニア性窒素								
底質	電気伝導率		毎月	毎月		毎月	5,7,8,11,12,2		
	総水銀								
	アルキル水銀								
採水機関		北陸地方整備局					新潟県		
分析機関		北陸技術事務所					新潟県		

1 河川

水 域 名		中津川下流	清津川		魚野川上流	魚野川下流		
測 定 地 点 名		中津川橋	清津川発電所	清津大橋	東 橋	坂 戸 橋		
環 境 基 準 類 型		A○ 生物A○	AA 生物A○	AA○ 生物A○	AA○ 生物A○	A 生物A		
水	生活環境項目	pH	5, 7, 8, 11, 12, 2	5, 8, 11, 2	毎月	毎月	毎月	
		DO	5, 7, 8, 11, 12, 2	5, 8, 11, 2	毎月	毎月	毎月	
		BOD	5, 7, 8, 11, 12, 2	5, 8, 11, 2	毎月	毎月	毎月	
		COD						
		SS	5, 7, 8, 11, 12, 2	5, 8, 11, 2	毎月	毎月	毎月	
		大腸菌数	5, 7, 8, 11, 12, 2	5, 8, 11, 2	毎月	毎月		
		全窒素・全磷	5, 7		7			
		全亜鉛	8, 2	8, 2	8, 2	8, 2		
		ノニルフェノール						
		LAS						
水	健康項目	カドミウム						
		全シアン						
		鉛						
		六価クロム						
		砒素			8, 2			
		総水銀						
		アルキル水銀						
		PCB						
		ジクロロメタン等10物質						
		農薬(1,3-ジクロロプロペン)						
水	要 質	農薬(チウラム等3物質)						
		セレン						
		硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素						
		ふっ素						
		ほう素			8, 2			
		1,4-ジオキサン						
		特殊項目	フェノール類					
			銅			8		
		水	質 監 視 項 目	クロロホルム				
				トランス-1,2-ジクロロエチレン				
1,2-ジクロロプロパン								
p-ジクロロベンゼン								
イソキサチオン								
ダイアジノン								
フェニトロチオン								
イソプロチオラン								
オキシシン銅								
クロロタロニル								
プロピザミド								
EPN								
ジクロルボス								
フェノブカルブ								
イプロベンホス								
クロルニトロフェン								
トルエン								
キシレン								
フタル酸ジエチルヘキシル								
ニッケル								
モリブデン								
アンチモン								
塩化ビニルモノマー								
エピクロロヒドリン								
全マンガン								
ウラン								
PFOS及びPFOA								
その他	トリハロメタン生成能							
	アンモニア性窒素							
底質	電気伝導率	5, 7, 8, 11, 12, 2	5, 8, 11, 2	毎月	毎月			
	総水銀							
	アルキル水銀							
採水機関		新潟県	南魚沼環境C	新潟県	南魚沼環境センター			
分析機関		新潟県	南魚沼環境C 保健環境科学研 長岡環境C	新潟県	南魚沼環境C 保健環境科学研 長岡環境C	南魚沼環境C		

1 河川

水域名		魚野川下流		三国川	宇田沢川	佐梨川上流	佐梨川下流		
測定地点名		小出橋	川口橋	三国川橋	宇田沢橋	小平沢橋上流	佐梨川橋		
環境基準類型		A○ 生物A○	A 生物A	A○ 生物A○	A○ 生物A○	A○ 生物A○	A○ 生物A○		
水 質 項 目	生活環境項目	pH	毎月	5,8,11,2	毎月	毎月	毎月	毎月	
		DO	毎月	5,8,11,2	毎月	毎月	毎月	毎月	
		BOD	毎月	5,8,11,2	毎月	毎月	毎月	毎月	
		COD							
		SS	毎月	5,8,11,2	毎月	毎月	毎月	毎月	
		大腸菌数	毎月		毎月			毎月	
		全窒素・全リン	5,8,11,2		7	5,7		5,7	
		全亜鉛	8,2		8,2	8,2	8,2	8,2	
		ノニルフェノール	9						
	LAS								
	健康項目	カドミウム	8,2		8,2	8,2			
		全シアン	8		8				
		鉛	8,2						
		六価クロム	8		8				
		砒素	8,2						
		総水銀	8		8				
		アルキル水銀							
		PCB	5						
		ジクロロメタン等10物質	8						
		農薬(1,3-ジクロロプロペン)	8						
		農薬(チウラム等3物質)	7						
	特殊項目	セレン	8						
		硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	5,8		5,7				
		ふっ素	8,2		8,2				
		ほう素	8,2		8,2				
		1,4-ジオキサン	8						
		フェノール類							
		銅	8		8				
		クロム	8		8				
		要 監 視 項 目	クロロホルム						
			トランス-1,2-ジクロロエチレン						
	1,2-ジクロロプロパン								
	p-ジクロロベンゼン								
	イソキサチオン								
	ダイアジノン								
	フェニトロチオン								
	イソプロチオラン								
	オキシシン銅								
	クロロタロニル								
	プロピザミド								
EPN									
ジクロロボス									
フェノブカルブ									
イプロベンホス									
クロルニトロフェン									
トルエン									
キシレン									
フタル酸ジエチルヘキシル									
ニッケル									
モリブデン									
アンチモン									
塩化ビニルモノマー									
エビクロロヒドリン									
その他	全マンガン								
	ウラン								
	PFOS及びPFOA								
底質	トリハロメタン生成能								
	アンモニア性窒素								
採水機関	電気伝導率	毎月		毎月	毎月	毎月	毎月		
	総水銀								
分析機関	アルキル水銀								
	採水機関	北陸地方整備局		南魚沼環境センター					
分析機関	分析機関	北陸技術事務所		南魚沼環境C 長岡環境C 保健環境科学研	南魚沼環境センター 保健環境科学研		南魚沼環境C 長岡環境C 保健環境科学研		

1 河川

水域名		破間川	渋海川		黒川		猿橋川上流	
測定地点名		四日町橋	三桶橋	飯塚橋	黒川橋	星殿橋	霞橋上流	
環境基準類型		A○ 生物A○	A 生物B	A○ 生物B○	B 生物B	B○ 生物B○	A○ 生物A○	
水 質 項 目	生活環境項目	pH	毎月	8	毎月	5,8,11,2	毎月	毎月
		DO	毎月	8	毎月	5,8,11,2	毎月	毎月
		BOD	毎月	8	毎月	5,8,11,2	毎月	毎月
		COD						
		SS	毎月	8	毎月	5,8,11,2	毎月	毎月
		大腸菌数			毎月			
		全窒素・全磷	5,7		5,7	5,8	5,7	
		全亜鉛	8,2		8,2	8,2	8,2	8,2
	ノニルフェノール							
	LAS							
	健康項目	カドミウム	8,2		8,2	8,2		
		全シアン	8		8	8		
		鉛	8,2		8,2	8,2		
		六価クロム	8		8	8	8	
		砒素	8,2		8,2	8,2		
		総水銀	8		8	8		
		アルキル水銀						
		PCB						
		ジクロロメタン等10物質						
		農薬(1,3-ジクロロプロペン)			8			
		農薬(チウラム等3物質)	7		7			
		セレン	8		8			
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	5,7		5,7		5,7		
	ふっ素	8,2		8,2		8,2		
	ほう素	8,2		8,2		8,2		
	1,4-ジオキサン							
	特殊項目	フェノール類						
		銅	8		8	8	8	
	要 監 視 項 目	クロロホルム						
		トランス-1,2-ジクロロエチレン						
		1,2-ジクロロプロパン						
		p-ジクロロベンゼン						
		イソキサチオン						
		ダイアジノン						
		フェニトロチオン						
		イソプロチオラン						
		オキシシン銅						
		クロロタロニル						
		プロピザミド						
		EPN						
ジクロロルボス								
フェノブカルブ								
イプロベンホス								
クロルニトロフェン								
トルエン								
キシレン								
フタル酸ジエチルヘキシル								
ニッケル								
モリブデン								
アンチモン								
塩化ビニルモノマー								
エビクロロヒドリン								
全マンガン					2			
ウラン								
PFOS及びPFOA		8			8			
その他	トリハロメタン生成能		8					
	アンモニア性窒素							
	電気伝導率	毎月	8	毎月		毎月	毎月	
底質	総水銀							
	アルキル水銀							
採水機関		南魚沼環境C		長岡市				
分析機関		南魚沼環境C 保健環境科学研		長岡市				

1 河川

水域名		猿橋川下流	刈谷田川			五十嵐川		
測定地点名		宮村橋	明戸橋	重遠橋	中西橋	上水道 取水点上流	嵐川橋	
環境基準類型		B○ 生物B○	A 生物A	A 生物A	A○ 生物A○	A 生物A○	A○ 生物A○	
水 質 項 目	生活環境項目	pH	毎月	5,8,11,2	5,8	毎月	5,8,11,2	5,7,8,11,12,2
		DO	毎月	5,8,11,2	8	毎月	5,8,11,2	5,7,8,11,12,2
		BOD	毎月	5,8,11,2	8	毎月	5,8,11,2	5,7,8,11,12,2
		COD						
		SS	毎月	5,8,11,2	5,8	毎月	5,8,11,2	5,7,8,11,12,2
		大腸菌数				毎月	5,8,11,2	
		全窒素・全磷	5,7			5,7		5,7
		全亜鉛	8,2			8,2	8,2	8,2
		ノニルフェノール						
	LAS							
	健康項目	カドミウム	8,2			8,2	8,2	
		全シアン	8			8	8	8
		鉛	8,2			8,2	8,2	
		六価クロム	8			8	8	8
		砒素	8,2			8,2	8,2	
		総水銀	8			8	8	
		アルキル水銀						
		PCB						
		ジクロロメタン等10物質				8		
		農薬(1,3-ジクロロプロペン)	8			8	8	
		農薬(チウラム等3物質)	7			7	8	
		セレン	8			8	8	
		硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	5,7			5,7	5,8	5,7
	ふっ素	8,2			8,2	8,2	8,2	
	ほう素	8,2			8,2	8,2	8,2	
	1,4-ジオキサン				8			
	特殊項目	フェノール類						
		銅	8			8	8	
	要 監 視 項 目	クロロホルム						
		トランス-1,2-ジクロロエチレン						
		1,2-ジクロロプロパン						
		p-ジクロロベンゼン						
		イソキサチオン						
		ダイアジノン						
		フェニトロチオン						
イソプロチオラン								
オキシシン銅								
クロロタロニル								
プロピザミド								
EPN								
ジクロロボス								
フェノブカルブ								
イプロベンホス								
クロルニトロフェン								
トルエン								
キシレン								
フタル酸ジエチルヘキシル								
ニッケル								
モリブデン								
アンチモン								
塩化ビニルモノマー								
エビクロロヒドリン								
全マンガン	2							
ウラン								
PFOS及びPFOA			5			5		
その他	トリハロメタン生成能			8				
	アンモニア性窒素							
	電気伝導率	毎月		5	毎月	5,8,11,2	5,7,8,11,12,2	
底質	総水銀							
	アルキル水銀							
採水機関		長岡市		長岡環境C	長岡環境C	三条環境センター		
分析機関		長岡市		長岡環境C 保健環境科学研	長岡環境C 保健環境科学研	三条環境センター 保健環境科学研究所		

1 河川

水 域 名		加茂川上流	加茂川下流	能代川	小阿賀野川	中ノ口川		
測 定 地 点 名		八 幡 橋	保明大橋	結 地 先 (大島橋)	新 瀬 橋	両 郡 橋	西信濃川大橋	
環 境 基 準 類 型		A○ 生物A○	B○ 生物B○	B○ 生物B○	A○ 生物B○	A 生物B	A○ 生物B○	
水	生活環境項目	pH	毎月	5,7,8,11,12,2	5,7,8,11,12,2	5,7,8,11,12,2	5,8,11,2	5,7,8,11,12,2
		DO	毎月	5,7,8,11,12,2	5,7,8,11,12,2	5,7,8,11,12,2	5,8,11,2	5,7,8,11,12,2
		BOD	毎月	5,7,8,11,12,2	5,7,8,11,12,2	5,7,8,11,12,2	5,8,11,2	5,7,8,11,12,2
		COD						
		SS	毎月	5,7,8,11,12,2	5,7,8,11,12,2	5,7,8,11,12,2	5,8,11,2	5,7,8,11,12,2
		大腸菌数	毎月					5,7,8,11,12,2
		全窒素・全磷		5,7	5,8	5,8		5,8
		全亜鉛	8,2	8,2	8,2	8,2	8,2	8,2
		ノニルフェノール			9			9
	LAS							
	健康項目	カドミウム	8,2	8,2	8,2		8,2	
		全シアン	8	8	8		8	8
		鉛	8,2	8,2	8,2		8,2	8,2
		六価クロム	8	8	8		8	
		砒素	8,2	8,2	8,2		8,2	8,2
		総水銀	8	8	8		8	
		アルキル水銀						
		PCB			5	5		
		ジクロロメタン等10物質			8,2		8	
		農薬(1,3-ジクロロプロペン)	8	8	8			
		農薬(チウラム等3物質)	7	7	7			
		セレン	8	8	8			
		硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	5,7	5,7	5,8		5,8	5,8
	ふっ素	8,2	8,2	8,2		8,2	8,2	
	ほう素	8,2	8,2	8,2		8,2	8,2	
	1,4-ジオキサン			8		8		
	特殊項目	フェノール類						
		銅	8	8	8		8	8
	質	監視項目	クロロホルム					
			トランス-1,2-ジクロロエチレン					
			1,2-ジクロロプロパン					
			p-ジクロロベンゼン					
			イソキサチオン					
ダイアジノン								
フェニトロチオン								
イソプロチオラン								
オキシシン銅								
クロロタロニル								
プロピザミド								
EPN								
ジクロロボス								
フェノプロカルブ								
イプロベンホス								
クロルニトロフェン								
トルエン								
キシレン								
フタル酸ジエチルヘキシル								
ニッケル								
モリブデン								
アンチモン								
塩化ビニルモノマー								
エピクロロヒドリン								
全マンガン			2					
ウラン								
PFOS及びPFOA					8			
その他	トリハロメタン生成能					5,8		
	アンモニア性窒素							
底質	電気伝導率	毎月	5,7,8,11,12,2	5,7,8,11,12,2	5,7,8,11,12,2	8	5,7,8,11,12,2	
	総水銀							
	アルキル水銀							
採水機関		三条環境センター			新潟市			
分析機関		三条環境センター 保健環境科学研究所			新潟市衛生環境研究所			

1 河川

水域名		西川上流		西川下流		通船川			
測定地点名		太田橋	西川橋	亀貝橋	波切橋	木戸開門 (薬師橋)	開門東		
環境基準類型		A 生物B	A○ 生物B○	B○ 生物B○	B 生物B	D 生物B	D 生物B		
水 質 項 目	生活環境項目	pH	5,8	毎月	毎月	毎月	毎月		
		DO	8	毎月	毎月	毎月	毎月		
		BOD	8	毎月	毎月	毎月	毎月		
		COD					毎月	毎月	
		SS	5,8	毎月	毎月	毎月	毎月	毎月	
		大腸菌数		毎月					
		全窒素・全磷			5,8				
		全亜鉛		8,2	8,2	8	8,2	8,2	
		ノニルフェノール			9				
	LAS								
	健康項目	カドミウム		8,2	8,2				
		全シアン		8	8				
		鉛		8,2	8,2				
		六価クロム		8	8				
		砒素		8,2	8,2				
		総水銀		8	8				
		アルキル水銀							
		PCB							
		ジクロロメタン等10物質				8		8	
		農薬(1,3-ジクロロプロペン)		8	8				
		農薬(チウラム等3物質)		7	7				
		セレン		8	8				
	特殊項目	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		5,8	5,8				
		ふっ素		8,2	8,2				
		ほう素		8,2	8,2				
		1,4-ジオキサン				8			
		フェノール類							
		銅		8	8				
		クロム		8	8				
		要 質 監 視 項 目	クロロホルム						
			トランス-1,2-ジクロロエチレン						
			1,2-ジクロロプロパン						
	p-ジクロロベンゼン								
	イソキサチオン								
	ダイアジノン								
フェニトロチオン									
イソプロチオラン									
オキシシン銅									
クロロタロニル									
プロピザミド									
EPN									
ジクロロルボス									
フェノプロカルブ									
イプロベンホス									
クロルニトロフェン									
トルエン									
キシレン									
フタル酸ジエチルヘキシル									
ニッケル									
モリブデン									
アンチモン						8			
塩化ビニルモノマー									
エビクロロヒドリン									
全マンガン			2						
ウラン									
PFOS及びPFOA	5								
その他	トリハロメタン生成能	8							
	アンモニア性窒素								
	電気伝導率	5	毎月	毎月					
底質	総水銀								
	アルキル水銀								
採水機関		三条環境C		新潟市					
分析機関		三条環境C 保健環境科学研		新潟市衛生環境研究所					

1 河川

水域名		通船川	栗ノ木川上流		栗ノ木川下流		放水路		
測定地点名		山ノ下橋	二本木地先	石山橋	両新橋	閉門西 (管理橋)	渡部橋		
環境基準類型		D○ 生物B○	C 生物B	C○ 生物B○	E○ 生物B○	E 生物B	A○ 生物B○		
水 質 項 目	生活環境項目	pH	毎月	毎月	毎月	毎月	毎月		
		DO	毎月	毎月	毎月	毎月	毎月		
		BOD	毎月	毎月	毎月	毎月	毎月		
		COD	毎月	毎月	毎月	毎月	毎月		
		SS	毎月	毎月	毎月	毎月	毎月		
		大腸菌数							
		全窒素・全磷	5, 8, 9, 11, 1, 3		5, 8, 9, 11, 1, 3	5, 8, 9, 11, 1, 3		5, 8	
		全亜鉛	8, 2		8, 2	8, 2	8, 2	8, 2	
		ノニルフェノール	9		9	9		9	
		LAS	8		8	8			
	健康項目	カドミウム	8, 2					8, 2	
		全シアン	8					8	
		鉛	8, 2			8, 2		8, 2	
		六価クロム	8					8	
		砒素	8, 2			8, 2		8, 2	
		総水銀						8	
		アルキル水銀							
		PCB						5	
		ジクロロメタン等10物質	8			8	8	8	
		農薬(1,3-ジクロロプロベン)						8	
		農薬(チウラム等3物質)						7	
		セレン						8	
		硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	5, 8			5, 8		5, 8	
	特殊項目	ふっ素	8, 2			8, 2		8, 2	
		ほう素	8, 2			8, 2		8, 2	
		1,4-ジオキサン	8			8		8	
		フェノール類							
		銅	8					8	
		クロム	8					8	
		要 質 監 視 項 目	クロロホルム						
			トランス-1,2-ジクロロエチレン						
			1,2-ジクロロプロパン						
			p-ジクロロベンゼン						
	イソキサチオン								
	ダイアジノン								
	フェニトロチオン								
	イソプロチオラン								
	オキシシン銅								
	クロロタロニル								
	プロピザミド								
EPN									
ジクロロボス									
フェノブカルブ									
イプロベンホス									
クロルニトロフェン									
トルエン									
キシレン									
フタル酸ジエチルヘキシル									
ニッケル									
モリブデン									
アンチモン	8								
塩化ビニルモノマー									
エビクロロヒドリン									
全マンガン	2								
ウラン									
PFOS及びPFOA	8		8	8					
その他	トリハロメタン生成能								
	アンモニア性窒素								
	電気伝導率	毎月		毎月	毎月		毎月		
底質	総水銀								
	アルキル水銀								
採水機関		新潟市					北陸地方整備局		
分析機関		新潟市衛生環境研究所					北陸技術事務所		

1 河川

水域名		阿賀野川 (4)							
測定地点名		関屋分水路	水沢地先 (平瀬橋)	麒麟橋	馬下橋	横雲橋	松浜橋		
環境基準類型		—	A 生物A	A○ 生物A○	A 生物A	A○ 生物B○	A 生物B		
水	生活環境項目	pH	5, 8, 11, 2	5, 7, 8, 11, 12, 2	毎月	5, 7, 8, 11, 12, 2	毎月	毎月	
		DO	5, 8, 11, 2	5, 7, 8, 11, 12, 2	毎月	5, 7, 8, 11, 12, 2	毎月	毎月	
		BOD	5, 8, 11, 2	5, 7, 8, 11, 12, 2	毎月	5, 7, 8, 11, 12, 2	毎月	毎月	
		COD	5, 8, 11, 2					毎月	
		SS	5, 8, 11, 2	5, 7, 8, 11, 12, 2	毎月	5, 7, 8, 11, 12, 2	毎月	毎月	
		大腸菌数			毎月		毎月		
		全窒素・全磷			5, 7		5, 8		
		全亜鉛		8, 2	8, 2		8, 2		
		ノニルフェノール			9		9		
	LAS								
	健康項目	カドミウム		8, 2	8, 2		8, 2		
		全シアン		8	8		8		
		鉛		8, 2	8, 2		8, 2		
		六価クロム		8	8		8		
		砒素		8, 2	8, 2		8, 2		
		総水銀		5, 7, 8, 11, 12, 2	毎月	5, 7, 8, 11, 12, 2	5, 7, 8, 11, 12, 2	5, 7, 8, 11, 12, 2	
		アルキル水銀							
		PCB					5		
		ジクロロメタン等10物質			8		8		
		農薬(1,3-ジクロロプロペン)		8	8		8		
		農薬(チウラム等3物質)		7	7		7		
		セレン		8	8		8		
		硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		5, 7	5, 7		5, 8		
	特殊項目	ふっ素		8, 2	8, 2		8, 2		
		ほう素		8, 2	8, 2		8, 2		
		1,4-ジオキサン			8		8		
		フェノール類							
		銅		8	8		8		
		クロム		8	8		8		
		要監視項目	クロロホルム						
			トランス-1,2-ジクロロエチレン						
			1,2-ジクロロプロパン						
			p-ジクロロベンゼン						
	イソキサチオン								
	ダイアジノン								
	フェニトロチオン								
	イソプロチオラン								
	オキシシン銅								
	クロロタロニル								
	プロピザミド								
EPN									
ジクロロボス									
フェノプロカルブ									
イプロベンホス									
クロルニトロフェン									
トルエン									
キシレン									
フタル酸ジエチルヘキシル									
ニッケル									
モリブデン									
アンチモン									
塩化ビニルモノマー									
エビクロロヒドリン									
全マンガン					2				
ウラン									
PFOS及びPFOA		5	5	8	8				
その他	トリハロメタン生成能					6, 7, 8, 10			
	アンモニア性窒素								
底質	電気伝導率	5, 8, 11, 2	5	毎月	8	毎月	毎月		
	総水銀		5, 8, 11, 3	5, 8, 11, 3	5, 8, 11, 3	5, 8, 11, 3	5, 8, 11, 3		
	アルキル水銀								
採水機関		北陸地方整備局	新潟県	新発田環境C	北陸地方整備局				
分析機関		北陸技術事務所	新潟県	新発田環境C	北陸技術事務所				
			保健環境科学研	保健環境科学研					

1 河川

水 域 名		常浪川	新谷川	都辺田川	早出川	安野川	福島潟	
測定地点名		城山橋	寿橋	南郷大橋 (管理橋)	羽下大橋	法柳橋	潟口橋	
環境基準類型		AAO 生物AO	AAO 生物AO	AO 生物BO	AAO 生物AO	AO 生物BO	BO 生物BO	
水 質 項 目	生活環境項目	pH	毎月	毎月	毎月	毎月	5, 7, 8, 11, 12, 2	5, 7, 8, 11, 12, 2
		DO	毎月	毎月	毎月	毎月	5, 7, 8, 11, 12, 2	5, 7, 8, 11, 12, 2
		BOD	毎月	毎月	毎月	毎月	5, 7, 8, 11, 12, 2	5, 7, 8, 11, 12, 2
		COD						5, 7, 8, 11, 12, 2
		SS	毎月	毎月	毎月	毎月	5, 7, 8, 11, 12, 2	5, 7, 8, 11, 12, 2
		大腸菌数	毎月			毎月		
		全窒素・全磷	5, 7	5, 7	5, 7	5, 8, 11, 2	5, 7	
		全亜鉛	8, 2	8, 2	8, 2	8, 2	8, 2	8, 2
		ノニルフェノール				9		
	LAS							
	健康項目	カドミウム	8, 2					8, 2
		全シアン	8					8
		鉛	8, 2			5, 8, 2		8, 2
		六価クロム	8		8			8
		砒素	8, 2					8, 2
		総水銀	5, 8, 11, 2	5, 8, 11, 2	5, 8, 11, 2	5, 8, 11, 2	5, 8, 11, 2	5, 8, 11, 2
		アルキル水銀						
		PCB				5		
		ジクロロメタン等10物質				8		
		農薬(1,3-ジクロロプロペン)						8
		農薬(チウラム等3物質)	7					7
		セレン	8					8
		硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	5, 7		5, 7	5, 8		5, 8
	ふっ素	8, 2	8, 2	8, 2	8, 2		8, 2	
	ほう素	8, 2	8, 2			8, 2	8, 2	
	1,4-ジオキサン				8			
	特殊項目	フェノール類						
		銅	8	8		8		8
		クロム	8			8		8
	要 監 視 項 目	クロロホルム						
		トランス-1,2-ジクロロエチレン						
		1,2-ジクロロプロパン						
		p-ジクロロベンゼン						
		イソキサチオン						
		ダイアジノン						
		フェニトロチオン						
イソプロチオラン								
オキシシン銅								
クロロタロニル								
プロピザミド								
EPN								
ジクロロボス								
フェノブカルブ								
イプロベンホス								
クロルニトロフェン								
トルエン								
キシレン								
フタル酸ジエチルヘキシル								
ニッケル								
モリブデン								
アンチモン								
塩化ビニルモノマー								
エピクロロヒドリン								
全マンガン			2		2	2		
ウラン								
PFOS及びPFOA			5					
その他	トリハロメタン生成能							
	アンモニア性窒素							
	電気伝導率	毎月	毎月	毎月	毎月	5, 7, 8, 11, 12, 2	5, 7, 8, 11, 12, 2	
底質	総水銀							
	アルキル水銀							
採水機関		新発田環境C			北陸地方整備局	新発田環境C	新潟市	
分析機関		新発田環境C 保健環境科学研			北陸技術事務所	新発田環境C 保健環境科学研	市衛生環境研	

1 河川

水域名		新井郷川		新井郷川下流		新発田川	関川上流	
測定地点名		豊新橋	名目所橋上流	大正橋	新井郷川河口	東港新橋	一之橋上流	
環境基準類型		B 生物B○	B○ 生物B○	CO 生物B○	C 生物B	CO 生物B○	AA○ 生物A○	
水	生活環境項目	pH	5, 8, 11, 2	毎月	5, 7, 8, 11, 12, 2	5, 8, 11, 2	毎月	毎月
		DO	5, 8, 11, 2	毎月	5, 7, 8, 11, 12, 2	5, 8, 11, 2	毎月	毎月
		BOD	5, 8, 11, 2	毎月	5, 7, 8, 11, 12, 2	5, 8, 11, 2	毎月	毎月
		COD				5, 8, 11, 2		
		SS	5, 8, 11, 2	毎月	5, 7, 8, 11, 12, 2	5, 8, 11, 2	毎月	毎月
		大腸菌数						毎月
		全窒素・全磷	5, 8		5, 8			
		全亜鉛	8, 2	8, 2	8, 2		8, 2	8, 2
		ノニルフェノール		9				9
	LAS						9	
	健康項目	カドミウム			8, 2		8, 2	8, 2
		全シアン			8		8	8
		鉛			8, 2		8, 2	5, 8, 2
		六価クロム			8		8	8
		砒素			8, 2		8, 2	8, 2
		総水銀	5, 8, 11, 2	5, 8, 11, 2	5, 8, 11, 2	5, 8, 11, 2	5, 8, 11, 2	5, 7, 8, 11, 12, 2
		アルキル水銀						
		PCB						
		ジクロロメタン等10物質			8			
		農薬(1,3-ジクロロプロペン)			8		8	8
		農薬(チウラム等3物質)			7		7	7
		セレン			8		8	8
		硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素			5, 8		5, 7	5, 7
	ふっ素			8, 2		8, 2	8, 2	
	ほう素			8, 2		8, 2	8, 2	
	1,4-ジオキサン			8				
	特殊項目	フェノール類						
		銅			8		8	8
	要質監視項目	クロロホルム						
		トランス-1,2-ジクロロエチレン						
		1,2-ジクロロプロパン						
		p-ジクロロベンゼン						
		イソキサチオン						
		ダイアジノン						
		フェニトロチオン						
		イソプロチオラン						
オキシシン銅								
クロロタロニル								
プロピザミド								
EPN								
ジクロロボス								
フェノブカルブ								
イプロベンホス								
クロルニトロフェン								
トルエン								
キシレン								
フタル酸ジエチルヘキシル								
ニッケル								
モリブデン								
アンチモン								
塩化ビニルモノマー								
エピクロロヒドリン								
全マンガン			2		2			
ウラン								
PFOS及びPFOA					5			
その他	トリハロメタン生成能							
	アンモニア性窒素							
底質	電気伝導率	5, 8, 11, 2	毎月	5, 7, 8, 11, 12, 2		毎月	毎月	
	総水銀							
	アルキル水銀							
採水機関		新潟市				新発田環境C	上越環境C	
分析機関		新潟市衛生環境研究所				新発田環境C	上越環境C	
						保健環境科学研	保健環境科学研	

1 河川

水 域 名		関川中流	関川下流				渋江川上流		
測定地点名		泉橋	広島橋	稲田橋	春日山橋	直江津橋	川倉地先		
環境基準類型		A○ 生物A○	A 生物B	A○ 生物B○	A 生物B	A○ 生物B○	AA○ 生物A○		
水	生活環境項目	pH	毎月	毎月	毎月	5, 8, 11, 2	毎月	5, 7, 8, 11, 12, 2	
		DO	毎月	毎月	毎月	5, 8, 11, 2	毎月	5, 7, 8, 11, 12, 2	
		BOD	毎月	毎月	毎月	5, 8, 11, 2	毎月	5, 7, 8, 11, 12, 2	
		COD					毎月		
		SS	毎月	毎月	毎月	5, 8, 11, 2	毎月	5, 7, 8, 11, 12, 2	
		大腸菌数							
		全窒素・全磷		5, 7	5, 8, 11, 2		5, 8		
		全亜鉛	8, 2		8, 2		8, 2	8, 2	
		ノニルフェノール	9		9		9	9	
	LAS	9		9		9	9		
	健康項目	カドミウム	8, 2		8, 2		8, 2		
		全シアン	8		8		8		
		鉛	8, 2		5, 8, 11, 2		5, 8, 11, 2		
		六価クロム	8		8		8		
		砒素	8, 2		8, 2		8, 2		
		総水銀	毎月	毎月	毎月	5, 8, 11, 2	毎月	5, 7, 8, 11, 12, 2	
		アルキル水銀							
		PCB		5	5		5		
		ジクロロメタン等10物質			8		8		
		農薬(1,3-ジクロロプロペン)	8		8		8		
		農薬(チウラム等3物質)	7		7		7		
		セレン	8		8		8		
		硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	5, 7		5, 8		5, 8		
	特殊項目	ふっ素	8, 2		8, 2		8, 2		
		ほう素	8, 2		8, 2		8, 2		
		1,4-ジオキサン			8		8		
		フェノール類							
		銅	8		8		8		
		クロム	8		8		8		
		要監視項目	クロロホルム						
			トランス-1,2-ジクロロエチレン						
			1,2-ジクロロプロパン						
			p-ジクロロベンゼン						
	イソキサチオン								
	ダイアジノン								
	フェニトロチオン								
	イソプロチオラン								
	オキシシン銅								
	クロロタロニル								
	プロピザミド								
	EPN								
	ジクロロボス								
フェノブカルブ									
イプロベンホス									
クロルニトロフェン									
トルエン									
キシレン									
フタル酸ジエチルヘキシル									
ニッケル									
モリブデン									
アンチモン									
塩化ビニルモノマー									
エビクロロヒドリン									
全マンガン					2				
ウラン									
PFOS及びPFOA					8				
その他	トリハロメタン生成能								
	アンモニア性窒素								
底質	電気伝導率	毎月		毎月		毎月	5, 7, 8, 11, 12, 2		
	総水銀	5, 8, 11, 2	5, 8, 11, 2	5, 8, 11, 2		5, 8, 11, 2			
	アルキル水銀								
採水機関		上越環境センター		北陸地方整備局		上越市			
分析機関		上越環境センター 保健環境科学研究所		北陸技術事務所		上越市			

1 河川

水 域 名		渋江川下流		矢代川上流	矢代川下流	保倉川上流			
測 定 地 点 名		渋江川橋	中川新道橋	瀬渡橋上流	新箱井橋	保倉川橋上流	吉野橋		
環 境 基 準 類 型		B 生物A	B○ 生物A○	AA○ 生物A○	A○ 生物A○	A 生物A○	A○ 生物B○		
水	生活環境項目	pH	5, 8, 11, 2	毎月	毎月	毎月	5, 7, 8, 11, 12, 2	5, 7, 8, 11, 12, 2	
		DO	5, 8, 11, 2	毎月	毎月	毎月	5, 7, 8, 11, 12, 2	5, 7, 8, 11, 12, 2	
		BOD	5, 8, 11, 2	毎月	毎月	毎月	5, 7, 8, 11, 12, 2	5, 7, 8, 11, 12, 2	
		COD							
		SS	5, 8, 11, 2	毎月	毎月	毎月	5, 7, 8, 11, 12, 2	5, 7, 8, 11, 12, 2	
		大腸菌数			毎月		5, 7, 8, 11, 12, 2		
		全窒素・全磷		5, 7		5, 7			
		全亜鉛		8, 2	8, 2	8, 2	8, 2	8, 2	
		ノニルフェノール		9	9	9			
	LAS		9	9	9				
	健康項目	カドミウム		8, 2					
		全シアン		8					
		鉛							
		六価クロム							
		砒素							
		総水銀		毎月	5, 7, 8, 11, 12, 2	5, 7, 8, 11, 12, 2	5, 7, 8, 11, 12, 2	5, 7, 8, 11, 12, 2	
		アルキル水銀							
		PCB		5					
		ジクロロメタン等10物質		5, 8, 11, 2					
		農薬(1,3-ジクロロプロペン)							
		農薬(チウラム等3物質)							
	特殊項目	セレン							
		硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		5, 7					
		ふっ素		8, 2					
		ほう素		8, 2					
		1,4-ジオキサン		5, 8, 11, 2					
		フェノール類							
		銅							
		クロム							
		要監視項目	クロロホルム						
			トランス-1,2-ジクロロエチレン						
	1,2-ジクロロプロパン								
	p-ジクロロベンゼン								
	イソキサチオン								
	ダイアジノン								
	フェニトロチオン								
	イソプロチオラン								
	オキシシン銅								
	クロロタロニル								
	プロピザミド								
EPN									
ジクロロルボス									
フェノブカルブ									
イプロベンホス									
クロルニトロフェン									
トルエン									
キシレン									
フタル酸ジエチルヘキシル									
ニッケル									
モリブデン									
アンチモン									
塩化ビニルモノマー									
エビクロロヒドリン									
全マンガン		2		2					
ウラン									
PFOS及びPFOA									
その他	トリハロメタン生成能								
	アンモニア性窒素								
	電気伝導率		毎月	毎月	毎月	5, 7, 8, 11, 12, 2	5, 7, 8, 11, 12, 2		
底質	総水銀	5, 8, 11, 2			5, 8, 11, 2		5, 8, 11, 2		
	アルキル水銀								
採水機関		上越環境C		上越市					
分析機関		上越環境C	上越環境C 保健環境科学研	上越市					

1 河川

水 域 名		保倉川上流	保倉川下流	飯田川上流	飯田川下流	青田川放水路	大 川			
測 定 地 点 名		三分一橋	古 城 橋	川浦橋上流	千 福 橋	丸 山 橋	大 川 橋			
環 境 基 準 類 型		A 生物B	B○ 生物B○	A○ 生物A○	A○ 生物B○	-	A○ 生物A○			
水	生活環境項目	pH	毎月	毎月	毎月	毎月	8, 2	5, 7, 8, 11, 12, 2		
		DO	毎月	毎月	毎月	毎月	8, 2	5, 7, 8, 11, 12, 2		
		BOD	毎月	毎月	毎月	毎月	8, 2	5, 7, 8, 11, 12, 2		
		COD		毎月					5, 7, 8, 11, 12, 2	
		SS	毎月	毎月	毎月	毎月	8, 2	5, 7, 8, 11, 12, 2		
		大腸菌数							5, 7, 8, 11, 12, 2	
		全窒素・全磷		5, 8		5, 7		7		
		全亜鉛		8, 2	8, 2	8, 2		8, 2		
		ノニルフェノール		9	9	9				
	LAS		9	9	9					
	健康項目	カドミウム		8, 2						
		全シアン		8						
		鉛		8, 11, 2						
		六価クロム		8						
		砒素		8, 2						
		総水銀	毎月	毎月	5, 7, 8, 11, 12, 2	5, 7, 8, 11, 12, 2				
		アルキル水銀								
		PCB		5						
		ジクロロメタン等10物質		8			8, 2			
		農薬(1,3-ジクロロプロペン)		8						
		農薬(チウラム等3物質)		7						
		セレン		8						
		硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		5, 8			5, 7			
	特殊項目	ふっ素		8, 2				8, 2		
		ほう素		8, 2						
		1,4-ジオキサン		8						
		フェノール類								
		銅		8						
		クロム		8						
		要監視項目	クロロホルム							
			トランス-1,2-ジクロロエチレン							
			1,2-ジクロロプロパン							
			p-ジクロロベンゼン							
	イソキサチオン									
	ダイアジノン									
	フェニトロチオン									
	イソプロチオラン									
	オキシシン銅									
	クロロタロニル									
	プロピザミド									
EPN										
ジクロロルボス										
フェノプロカルブ										
イプロベンホス										
クロルニトロフェン										
トルエン										
キシレン										
フタル酸ジエチルヘキシル										
その他	ニッケル									
	モリブデン									
	アンチモン									
	塩化ビニルモノマー									
	エビクロロヒドリン									
	全マンガン		2		2					
	ウラン									
	PFOS及びPFOA		8							
	トリハロメタン生成能									
	アンモニア性窒素									
底質	電気伝導率		毎月	毎月	毎月		5, 7, 8, 11, 12, 2			
	総水銀	5, 8, 11, 2	5, 8, 11, 2							
	アルキル水銀									
採水機関		上越市	北陸地方整備局	上 越 市			新潟県			
分析機関		上越市	北陸技術事務所	上 越 市			新潟県			

1 河川

水 域 名		三 面 川		高 根 川	大 竜 寺 川	荒 川 中 流			
測 定 地 点 名		布 部 橋	瀬 波 橋	昭 和 橋	排 水 機 場 下 流	八 ッ 口 橋	温 泉 橋		
環 境 基 準 類 型		A 生物A○	A○ 生物特A○	A○ 生物A○	-	AA 生物A	AA 生物A		
水	生活環境項目	pH	5, 8, 11, 2	5, 7, 8, 11, 12, 2	5, 7, 8, 11, 12, 2	8, 2	5, 8, 11, 2	5, 8, 11, 2	
		DO	5, 8, 11, 2	5, 7, 8, 11, 12, 2	5, 7, 8, 11, 12, 2	8, 2	5, 8, 11, 2	5, 8, 11, 2	
		BOD	5, 8, 11, 2	5, 7, 8, 11, 12, 2	5, 7, 8, 11, 12, 2	8, 2	5, 8, 11, 2	5, 8, 11, 2	
		COD		5, 7, 8, 11, 12, 2					
		SS	5, 8, 11, 2	5, 7, 8, 11, 12, 2	5, 7, 8, 11, 12, 2	8, 2	5, 8, 11, 2	5, 8, 11, 2	
		大腸菌数		5, 7, 8, 11, 12, 2	5, 7, 8, 11, 12, 2				
		全窒素・全磷		5, 7				5, 8, 11, 2	
		全亜鉛	8, 2	8, 2	8, 2		8, 2		
		ノニルフェノール	8						
	LAS								
	健康項目	カドミウム			8, 2	8, 2	8, 2		
		全シアン			8		8		
		鉛		8, 2	8, 2		8, 2		
		六価クロム			8		8		
		砒素			8, 2		8, 2		
		総水銀			8		8		
		アルキル水銀							
		PCB							
		ジクロロメタン等10物質		8					
		農薬(1,3-ジクロロプロペン)			8		8		
		農薬(チウラム等3物質)			7		8		
		セレン			8		8		
	特殊項目	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		5, 7	5, 7		5, 8		
		ふっ素		8, 2	8, 2	8, 2	8, 2		
		ほう素			8, 2		8, 2		
		1,4-ジオキサン		8					
		フェノール類							
		銅			8		8		
		クロム			8		8		
		要監視項目	クロロホルム						
			トランス-1,2-ジクロロエチレン						
			1,2-ジクロロプロパン						
	p-ジクロロベンゼン								
	イソキサチオン								
	ダイアジノン								
	フェニトロチオン								
	イソプロチオラン								
	オキシシン銅								
	クロロタロニル								
	プロピザミド								
EPN									
ジクロルボス									
フェノブカルブ									
イプロベンホス									
クロルニトロフェン									
トルエン									
キシレン									
フタル酸ジエチルヘキシル									
ニッケル									
モリブデン									
アンチモン									
塩化ビニルモノマー									
エビクロロヒドリン									
全マンガン									
ウラン									
PFOS及びPFOA									
その他	トリハロメタン生成能								
	アンモニア性窒素								
	電気伝導率		5, 7, 8, 11, 12, 2	5, 7, 8, 11, 12, 2					
底質	総水銀								
	アルキル水銀								
採水機関		新潟県			新潟県	北陸地方整備局			
分析機関		新潟県		新潟県	新潟県	北陸技術事務所			

1 河川

水域名		荒川中流		荒川下流	胎内川上流		胎内川下流		
測定地点名		荒川取水堰	荒川橋	旭橋下流	胎内川橋	高野橋上流	新胎内橋(左岸)		
環境基準類型		AA○ 生物A○	AA 生物A	AA○ 生物A○	AA○ 生物A○	AA 生物A○	A 生物A		
水	生活環境項目	pH	毎月	5,8,11,2	毎月	毎月	5,8,11,2	5,7,8,11,2	
		DO	毎月	5,8,11,2	毎月	毎月	5,8,11,2	5,7,8,11,2	
		BOD	毎月	5,8,11,2	毎月	毎月	5,8,11,2	5,7,8,11,2	
		COD			毎月				
		SS	毎月	5,8,11,2	毎月	毎月	5,8,11,2	5,7,8,11,2	
		大腸菌数	毎月			毎月			
		全窒素・全磷	5,8	5,8,11,2	5,8				
		全亜鉛	8,2		8,2	8,2	8,2	8	
		ノニルフェノール	9		9				
	LAS								
	健康項目	カドミウム	8,2		8,2				
		全シアン	8		8				
		鉛	8,2		8,2				
		六価クロム	8		8				
		砒素	8,2		8,2				
		総水銀	8		8				
		アルキル水銀							
		PCB	5		5				
		ジクロロメタン等10物質	8		8			5,8,11,2	
		農薬(1,3-ジクロロプロペン)	8		8				
		農薬(チウラム等3物質)	7		7				
		セレン	8		8				
		硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	5,8		5,8				
	特殊項目	ふっ素	8,2		8,2				
		ほう素	8,2		8,2				
		1,4-ジオキサン	8		8			5,8,11,2	
		フェノール類							
		銅	8		8				
		クロム	8		8				
		要監視項目	クロロホルム						
			トランス-1,2-ジクロロエチレン						
			1,2-ジクロロプロパン						
			p-ジクロロベンゼン						
	イソキサチオン								
	ダイアジノン								
	フェニトロチオン								
	イソプロチオラン								
	オキシシン銅								
	クロロタロニル								
	プロピザミド								
EPN									
ジクロルボス									
フェノブカルブ									
イプロベンホス									
クロルニトロフェン									
トルエン									
キシレン									
フタル酸ジエチルヘキシル									
ニッケル									
モリブデン									
アンチモン									
塩化ビニルモノマー									
エビクロロヒドリン									
全マンガン									
ウラン									
PFOS及びPFOA	8								
その他	トリハロメタン生成能								
	アンモニア性窒素						5,7,2		
	電気伝導率	毎月		毎月	毎月	5,8,11,2			
底質	総水銀								
	アルキル水銀								
採水機関		北陸地方整備局		新潟県	新発田環境センター				
分析機関		北陸技術事務所		新潟県	新発田環境C	新発田環境C 保健環境科学研			

1 河川

水 域 名		胎内川下流	落堀川	加 治 川		大 通 川		
測 定 地 点 名		胎内大橋	藤村橋	加治川 第一頭首工	次第浜橋	桜田橋	大通橋	
環 境 基 準 類 型		A○ 生物A○	B○ 生物B○	A 生物A	A○ 生物A○	C 生物B	C○ 生物B○	
水	生活環境項目	pH	5,7,8,11,12,2	5,7,8,11,12,2	7	5,7,8,11,12,2	5,8,11,2	5,7,8,11,12,2
		DO	5,7,8,11,12,2	5,7,8,11,12,2	7	5,7,8,11,12,2	5,8,11,2	5,7,8,11,12,2
		BOD	5,7,8,11,12,2	5,7,8,11,12,2	7	5,7,8,11,12,2	5,8,11,2	5,7,8,11,12,2
		COD	5,7,8,11,12,2	5,7,8,11,12,2		5,7,8,11,12,2		
		SS	5,7,8,11,12,2	5,7,8,11,12,2	7	5,7,8,11,12,2	5,8,11,2	5,7,8,11,12,2
		大腸菌数				5,7,8,11,12,2		
		全窒素・全磷	5,7	5,7		7		5,8
		全亜鉛	8,2	8,2		8,2	8,2	8,2
		ノニルフェノール						
	LAS							
	健康項目	カドミウム	8,2	8,2		5,8,2		8,2
		全シアン	8	8			8	8
		鉛	8,2	8,2				8,2
		六価クロム	8	8			8	8
		砒素	8,2	8,2				5,8,2
		総水銀	8	8				8
		アルキル水銀						
		PCB						
		ジクロロメタン等10物質	5,8,11,2				5,8,11,2	5,8,11,2
		農薬(1,3-ジクロロプロペン)	8	8				8
		農薬(チウラム等3物質)	7	7				7
		セレン	8	8				8
		硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	5,7	5,7				5,8
	特殊項目	ふっ素	8,2	8,2		8,2		8,2
		ほう素	8,2	8,2		8,2		8,2
		1,4-ジオキサン	5,8,11,2				8	8
		フェノール類						
		銅	8	8				8
		クロム	8	8				8
		クロロホルム						
		トランス-1,2-ジクロロエチレン						
		1,2-ジクロロプロパン						
		p-ジクロロベンゼン						
	イソキサチオン							
	ダイアジノン							
	フェニトロチオン							
	イソプロチオラン							
	オキシシン銅							
	クロロタロニル							
	プロピザミド							
EPN								
ジクロロボス								
フェノブカルブ								
イプロベンホス								
クロルニトロフェン								
トルエン								
キシレン								
フタル酸ジエチルヘキシル								
ニッケル					8,11	8,11		
モリブデン					8,2	8,2		
アンチモン								
塩化ビニルモノマー								
エビクロロヒドリン								
全マンガン		2		2				
ウラン								
PFOS及びPFOA				7				
その他	トリハロメタン生成能			7				
	アンモニア性窒素	5,7,2						
	電気伝導率	5,7,8,11,12,2	5,7,8,11,12,2	7	5,7,8,11,12,2		5,7,8,11,12,2	
底質	総水銀							
	アルキル水銀							
採水機関		新発田環境センター				三条環境C	新潟市	
分析機関		新発田環境C 保健環境科学研究所				三条環境C 保健環境科学研	市衛生環境研	

1 河川

水域名		新川	新島崎川	郷本川	島崎川	鱈石川			
測定地点名		横尾大橋	往來橋	初君橋	郷本橋上流 (志戸橋橋)	避溢橋上流 (宿屋橋)	山根橋		
環境基準類型		C○ 生物B○	C 生物B	B○ 生物B○	B○ 生物B○	C○ 生物B○	A 生物A○		
水 質 項 目	生活環境項目	pH	5,7,8,11,12,2	5,8,11,2	毎月	毎月	毎月	5,8,11,2	
		DO	5,7,8,11,12,2	5,8,11,2	毎月	毎月	毎月	5,8,11,2	
		BOD	5,7,8,11,12,2	5,8,11,2	毎月	毎月	毎月	5,8,11,2	
		COD		5,8,11,2	毎月	毎月	毎月		
		SS	5,7,8,11,12,2	5,8,11,2	毎月	毎月	毎月	5,8,11,2	
		大腸菌数							
		全窒素・全磷	5,8				5,7		
		全亜鉛	8,2		8,2	8,2	8,2	8,2	
		ノニルフェノール				9			
	LAS				9				
	健康項目	カドミウム	8,2			8,2			
		全シアン	8			8	8		
		鉛	8,2			8,2	8,2		
		六価クロム	8			8	8		
		砒素	8,2			8,2	8,2		
		総水銀	8			8	8		
		アルキル水銀							
		PCB	5						
		ジクロロメタン等10物質	5,8,11,2						
		農薬(1,3-ジクロロプロペン)	8						
		農薬(チウラム等3物質)	7			7	7		
		セレン	8			8	8		
		硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	5,8		5,7	5,7			
	特殊項目	ふっ素	8,2		8,2	8,2	8,2		
		ほう素	8,2			8,2	8,2		
		1,4-ジオキサン	8						
		フェノール類							
		銅	8			8	8		
		クロム	8			8	8		
		要 質 監 視 項 目	クロロホルム						
			トランス-1,2-ジクロロエチレン						
			1,2-ジクロロプロパン						
			p-ジクロロベンゼン						
	イソキサチオン								
	ダイアジノン								
フェニトロチオン									
イソプロチオラン									
オキシシン銅									
クロロタロニル									
プロピザミド									
EPN									
ジクロロルボス									
フェノブカルブ									
イプロベンホス									
クロルニトロフェン									
トルエン									
キシレン									
フタル酸ジエチルヘキシル									
ニッケル	8,11								
モリブデン									
アンチモン									
塩化ビニルモノマー									
エビクロロヒドリン									
全マンガン	2		2	2	2				
ウラン									
PFOS及びPFOA					8				
その他	トリハロメタン生成能								
	アンモニア性窒素								
	電気伝導率	5,7,8,11,12,2		毎月	毎月	毎月	5,8,11,2		
底質	総水銀								
	アルキル水銀								
採水機関		新潟市		長岡市		長岡環境C			
分析機関		新潟市衛生環境研究所		長岡市		長岡環境C			

1 河川

水 域 名		鱈石川		鵜川		柿崎川			
測 定 地 点 名		天保橋	安政橋	野田大橋	八坂橋	黒川橋	柿崎橋		
環 境 基 準 類 型		A 生物B○	A○ 生物B○	A 生物A○	A○ 生物B○	A 生物A○	A○ 生物B○		
水	生活環境項目	pH	5,8,11,2	毎月	5,8,11,2	5,7,8,11,12,2	5,8,11,2	毎月	
		DO	5,8,11,2	毎月	5,8,11,2	5,7,8,11,12,2	5,8,11,2	毎月	
		BOD	5,8,11,2	毎月	5,8,11,2	5,7,8,11,12,2	5,8,11,2	毎月	
		COD		毎月		5,7,8,11,12,2		毎月	
		SS	5,8,11,2	毎月	5,8,11,2	5,7,8,11,12,2	5,8,11,2	毎月	
		大腸菌数					5,8,11,2		
		全窒素・全磷		5,7		5,7		5,7	
		全亜鉛	8,2	8,2	8,2	8,2	8,2	8,2	
		ノニルフェノール							
	LAS								
	健康項目	カドミウム							
		全シアン		8					
		鉛		8,2					
		六価クロム		8		8			
		砒素				8,2			
		総水銀				8			
		アルキル水銀							
		PCB							
		ジクロロメタン等10物質		8					
		農薬(1,3-ジクロロプロペン)							
		農薬(チウラム等3物質)							
	特殊項目	セレン				8		8	
		硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		5,7		5,7		5,7	
		ふっ素		8,2		8,2		8,2	
		ほう素		8,2		8,2		8,2	
		1,4-ジオキサン		8					
		フェノール類							
		銅		8				8	
		クロム		8		8			
		要監視項目	クロロホルム						
			トランス-1,2-ジクロロエチレン						
	1,2-ジクロロプロパン								
	p-ジクロロベンゼン								
	イソキサチオン								
	ダイアジノン								
	フェニトロチオン								
	イソプロチオラン								
	オキシシン銅								
	クロロタロニル								
	プロピザミド								
EPN									
ジクロロボス									
フェノプロカルブ									
イプロベンホス									
クロルニトロフェン									
トルエン									
キシレン									
フタル酸ジエチルヘキシル									
ニッケル									
モリブデン									
アンチモン									
塩化ビニルモノマー									
エビクロロヒドリン									
全マンガン		2		2		2			
ウラン									
PFOS及びPFOA						8			
その他	トリハロメタン生成能								
	アンモニア性窒素								
底質	電気伝導率	5,8,11,2	毎月	5,8,11,2	5,7,8,11,12,2	5,8,11,2	毎月		
	総水銀								
	アルキル水銀								
採水機関		長岡環境センター				上越市			
分析機関		長岡環境C	長岡環境C 保健環境科学研	長岡環境C	長岡環境C 保健環境科学研	上越市			

1 河川

水域名		吉川	名立川	能生川	早川	青海川	
測定地点名		下條橋	名立橋	鱗崎橋	早川橋	市道青海川橋	
環境基準類型		B○ 生物B○	A○ 生物A○	A○ 生物A○	A○ 生物A○	C○ 生物B○	
水 質 項 目	生活環境項目	pH	5,7,8,11,12,2	5,7,8,11,12,2	5,7,8,11,12,2	5,7,8,11,12,2	5,7,8,11,12,2
		DO	5,7,8,11,12,2	5,7,8,11,12,2	5,7,8,11,12,2	5,7,8,11,12,2	5,7,8,11,12,2
		BOD	5,7,8,11,12,2	5,7,8,11,12,2	5,7,8,11,12,2	5,7,8,11,12,2	5,7,8,11,12,2
		COD		5,7,8,11,12,2	5,7,8,11,12,2	5,7,8,11,12,2	5,7,8,11,12,2
		SS	5,7,8,11,12,2	5,7,8,11,12,2	5,7,8,11,12,2	5,7,8,11,12,2	5,7,8,11,12,2
		大腸菌数		5,7,8,11,12,2	5,7,8,11,12,2		
		全窒素・全磷		5,7	5,7	5,7	5,7
		全亜鉛	8,2	8,2	8,2	8,2	8,2
		ノニルフェノール			9	9	9
	LAS			9	9	9	
	健康項目	カドミウム	8,2		8,2		8,2
		全シアン	8		8		8
		鉛	8,2		8,2		8,2
		六価クロム	8		8		8
		砒素	8,2		8,2		8,2
		総水銀	8				5,8,11,2
		アルキル水銀					
		PCB					
		ジクロロメタン等10物質					
		農薬(1,3-ジクロロプロペン)	8				
		農薬(チウラム等3物質)	7		7		7
		セレン	8		8		8
		硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	5,8				5,8
	ふっ素	8,2		8,2		8,2	
	ほう素	8,2		8,2		8,2	
	1,4-ジオキサン						
	特殊項目	フェノール類					
		銅	8		8		8
	要 監 視 項 目	クロロホルム					
		トランス-1,2-ジクロロエチレン					
		1,2-ジクロロプロパン					
		p-ジクロロベンゼン					
		イソキサチオン					
		ダイアジノン					
		フェニトロチオン					
		イソプロチオラン					
		オキシシン銅					
		クロロタロニル					
		プロピザミド					
		EPN					
ジクロロボス							
フェノブカルブ							
イプロベンホス							
クロルニトロフェン							
トルエン							
キシレン							
フタル酸ジエチルヘキシル							
ニッケル							
モリブデン							
アンチモン							
塩化ビニルモノマー							
エビクロロヒドリン							
全マンガン					2		
ウラン							
PFOS及びPFOA		8					
その他	トリハロメタン生成能						
	アンモニア性窒素						
底質	電気伝導率	5,7,8,11,12,2	5,7,8,11,12,2	5,7,8,11,12,2	5,7,8,11,12,2	5,7,8,11,12,2	
	総水銀						
	アルキル水銀						
採水機関		上越市		上越環境センター			
分析機関		上越市		上越環境センター 保健環境科学研究所			

1 河川

水域名		姫川		国府川			
測定地点名		山本地先	姫川大橋	皆川大橋	国府橋		
環境基準類型		AA○ 生物A○	AA 生物A	B 生物B	B○ 生物B○		
水質	生活環境項目	pH	毎月	毎月	5, 8, 11, 2 毎月		
		DO	毎月	毎月	5, 8, 11, 2 毎月		
		BOD	毎月	毎月	5, 8, 11, 2 毎月		
		COD		毎月		毎月	
		SS	毎月	毎月	5, 8, 11, 2	毎月	
		大腸菌数	毎月			毎月	
		全窒素・全リン	5, 8, 11, 2			5, 7	
		全亜鉛	8, 2			8, 2	
		ノニルフェノール	9				
		LAS					
	健康項目	カドミウム	8, 2				
		全シアン	8				
		鉛	8, 2				
		六価クロム	8				
		砒素	8, 2				
		総水銀	8				
		アルキル水銀					
		PCB	5				
		ジクロロメタン等10物質	8				
		農薬(1,3-ジクロロプロペン)	8				
	目	農薬(チウラム等3物質)	7				
		セレン	8				
		硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	5, 8			5, 7	
		ふっ素	8, 2			8, 2	
		ほう素	8, 2			8, 2	
		1,4-ジオキサン	8				
		特殊項目	フェノール類				
			銅	8			
				クロム	8		8
		要監視項目	クロロホルム				
	トランス-1,2-ジクロロエチレン						
	1,2-ジクロロプロパン						
	p-ジクロロベンゼン						
	イソキサチオン						
	ダイアジノン						
	フェニトロチオン						
	イソプロチオラン						
	オキシシン銅						
	クロロタロニル						
	プロピザミド						
EPN							
ジクロルボス							
フェノブカルブ							
イプロベンホス							
クロルニトロフェン							
トルエン							
キシレン							
フタル酸ジエチルヘキシル							
ニッケル							
モリブデン							
アンチモン							
塩化ビニルモノマー							
エビクロロヒドリン							
全マンガン				2			
ウラン							
PFOS及びPFOA				5			
その他	トリハロメタン生成能						
	アンモニア性窒素						
底質	電気伝導率	毎月	毎月		毎月		
	総水銀						
	アルキル水銀						
採水機関		北陸地方整備局		佐渡環境センター			
分析機関		北陸技術事務所		佐渡環境C	佐渡環境C 保健環境科学研		

2 湖 沼

水 域 名		鳥 屋 野 潟		奥 只 見 貯 水 池			
測 定 地 点 名		弁 天 橋	鳥屋野潟出口 (親松側)	N o . 2		N o . 4	
環 境 基 準 類 型		B○ 生物B○	B 生物B	A○ 生物A○		A 生物A	
				表層	中層	表層	中層
生活環境項目	pH	毎月2回	毎月2回	6, 8, 10, 11	6, 8, 10, 11	6, 8, 10, 11	6, 8, 10, 11
	DO	毎月2回	毎月2回	6, 8, 10, 11	6, 8, 10, 11	6, 8, 10, 11	6, 8, 10, 11
	BOD	毎月2回	毎月2回				
	COD	毎月2回	毎月2回	6, 8, 10, 11	6, 8, 10, 11	6, 8, 10, 11	6, 8, 10, 11
	SS	毎月2回	毎月2回	6, 8, 10, 11	6, 8, 10, 11	6, 8, 10, 11	6, 8, 10, 11
	大腸菌数						
	全窒素・全燐	毎月2回	毎月2回	6, 11		6, 11	
	全亜鉛	8, 2	8, 2	6, 10		6, 10	
	ノニルフェノール						
	LAS						
健康項目	カドミウム	8, 2	8, 2				
	全シアン	8	8				
	鉛	8, 2	8, 2				
	六価クロム	8	8				
	砒素	8, 2	8, 2				
	総水銀	8	8	6		6	
	アルキル水銀						
	PCB						
	ジクロロメタン等10物質	8					
	農薬(1,3-ジクロロプロベン)	8					
	農薬(チウラム等3物質)	7					
	セレン	8					
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	5, 8	5, 8	6, 8, 10, 11		6, 8, 10, 11	
ふっ素	8, 2	8, 2	6, 10		6, 10		
ほう素	8, 2	8, 2					
1,4-ジオキサン	8						
特殊項目	フェノール類						
	銅						
質監視項目	クロロム	8	8				
	クロロホルム						
	トランス-1,2-ジクロロエチレン						
	1,2-ジクロロプロパン						
	p-ジクロロベンゼン						
	イソキサチオン						
	ダイアジノン						
	フェニトロチオン						
	イソプロチオラン						
	オキシシン銅						
	クロロタロニル						
	プロピザミド						
	EPN						
	ジクロルボス						
	フェノブカルブ						
	イプロベンホス						
	クロルニトロフェン						
	トルエン						
	キシレン						
	フタル酸ジエチルヘキシル						
	ニッケル						
	モリブデン						
	アンチモン						
塩化ビニルモノマー							
エピクロロヒドリン							
全マンガン	2						
ウラン							
PFOS及びPFOA							
その他	溶解性COD	毎月2回	毎月2回	6, 8, 10, 11		6, 8, 10, 11	
	クロロフィル-a	毎月2回	毎月2回	6, 8, 10, 11		6, 8, 10, 11	
	電気伝導率	毎月		6, 8, 10, 11			
採水機関	新潟市		南魚沼環境センター				
分析機関	新潟市衛生環境研究所		南魚沼環境C 長岡環境C 保健環境科学研	南魚沼環境C	南魚沼環境C 長岡環境C 保健環境科学研	南魚沼環境C	

3 海 域

水 域 名		新 潟 海 域 (甲 水 域)		新 潟 海 域 (乙 水 域)		新 潟 海 域 (丙 水 域)	新 潟 海 域 (甲 水 域)
測 定 地 点 名		No. 1 A○	No. 3 A○	No. 4 A○	No. 6 A○	No. 7 B○	No. 10 A
環 境 基 準 類 型							
生 活 環 境 項 目	pH	4~6,8~10	4~6,8~10	4~6,8~10	4~6,8~10	4~6,8~10	4~6,8~10
	DO	4~6,8~10	4~6,8~10	4~6,8~10	4~6,8~10	4~6,8~10	4~6,8~10
	BOD						
	COD	4~6,8~10	4~6,8~10	4~6,8~10	4~6,8~10	4~6,8~10	4~6,8~10
	SS						
	大 腸 菌 数						
	n-ヘキサン抽出物質	5,9	5,9	5,9	5,9	5,9	
	全 窒 素 ・ 全 磷	4~6,8~10			4~6,8~10	4~6,8~10	
	全 亜 鉛	5,9	5,9	5,9	5,9	5,9	
	ノニルフェノール						
LAS							
健 康 項 目	カドミウム	5,9	5,9	5,9	5,9	5,9	
	全シアン	5	5	5	5	5	
	鉛	5,9	5,9	5,9	5,9	5,9	
	六価クロム	5	5	5	5	5	
	砒素	5,9	5,9	5,9	5,9	5,9	
	総水銀	5,6,8,10	5,6,8,10	5,6,8,10	5,6,8,10	5,6,8,10	
	アルキル水銀						
	PCB						
	ジクロロメタン等10物質				4	4	
	農薬(1,3-ジクロロプロベン)						
	農薬(チウラム等3物質)						
	セレン				4	4	
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素						
ふっ素							
ほう素							
1,4-ジオキサン				4	4		
特殊項目	フェノール類						
	銅	9	9	9	9	9	
要 質 監 視 項 目	クロロム						
	クロロホルム						
	トランス-1,2-ジクロロエチレン						
	1,2-ジクロロプロパン						
	p-ジクロロベンゼン						
	イソキサチオン						
	ダイアジノン						
	フェニトロチオン						
	イソプロチオラン						
	オキシシン銅						
	クロロタロニル						
	プロピザミド						
	EPN						
	ジクロロボス						
	フェノブカルブ						
	イプロベンホス						
	クロルニトロフェン						
	トルエン						
	キシレン						
	フタル酸ジエチルヘキシル						
	ニッケル						
	モリブデン						
	アンチモン						
塩化ビニルモノマー							
エピクロロヒドリン							
全マンガン							
ウラン							
PFOA及びPFOS							
その他	塩化物イオン	4~6,8~10	4~6,8~10	4~6,8~10	4~6,8~10	4~6,8~10	4~6,8~10
	アンモニア性窒素						
採 水 機 関		新 潟 市					
分 析 機 関		新 潟 市 衛 生 環 境 研 究 所					

3 海 域

水 域 名		新潟海域 (甲 水 域)			新潟海域 (新潟東港)		弥彦・米山 (弥彦地先)	
		No.11 A○	No.13 A○	No.14 A	No.15 B○	No.16 B	No.1 A	
測 定 地 点 名								
環 境 基 準 類 型								
水	生活環境項目	pH	4~6,8~10	4~6,8~10	4~6,8~10	4~6,8~10	4~6,8~10	4~6,8~10
		DO	4~6,8~10	4~6,8~10	4~6,8~10	4~6,8~10	4~6,8~10	4~6,8~10
		BOD						
		COD	4~6,8~10	4~6,8~10	4~6,8~10	4~6,8~10	4~6,8~10	4~6,8~10
		SS						
		大腸菌数						
		n-ヘキサン抽出物質	5,9	5,9		5,9	5,9	
		全窒素・全磷		5,6,8,10		5,6,8,10	5,6,8,10	
		全亜鉛	5,9	5,9		5,9	5,9	
	ノニルフェノール							
	LAS							
	健康項目	カドミウム	5,9	5,9		5,9	5,9	
		全シアン	5	5		5	5	
		鉛	5,9	5,9		5,9	5,9	
		六価クロム	5	5		5	5	
		砒素	5,9	5,9		5,9	5,9	
		総水銀	4~6,8~10	5,6,8,10		5,6,8,10	5,6,8,10	
		アルキル水銀						
		PCB						
		ジクロロメタン等10物質						
		農薬(1,3-ジクロロプロペン)						
		農薬(チウラム等3物質)						
		セレン						
		硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素						
	ふっ素				5,9	5,9		
	ほう素							
	1,4-ジオキサン							
	特殊項目	フェノール類						
		銅	9	9		9	9	
	要質監視項目	クロロホルム						
		トランス-1,2-ジクロロエチレン						
		1,2-ジクロロプロパン						
		p-ジクロロベンゼン						
イソキサチオン								
ダイアジノン								
フェニトロチオン								
イソプロチオラン								
オキシシン銅								
クロロタロニル								
プロピザミド								
EPN								
ジクロロボス								
フェノブカルブ								
イプロベンホス								
クロルニトロフェン								
トルエン								
キシレン								
フタル酸ジエチルヘキシル								
ニッケル								
モリブデン								
アンチモン								
塩化ビニルモノマー								
エピクロロヒドリン								
全マンガン								
ウラン								
PFOA及びPFOS								
その他	塩化物イオン	4~6,8~10	4~6,8~10	4~6,8~10	4~6,8~10	4~6,8~10	4~6,8~10	
	アンモニア性窒素							
採水機関		新発田環境センター・水産課					新潟市	
分析機関		新発田環境C	新発田環境C 保健環境科学研	新発田環境C	新発田環境センター 保健環境科学研究所	新発田環境センター 保健環境科学研究所	市衛生環境研	

3 海 域

水 域 名		弥 彦 ・ 米 山 地 先 海 域 (弥彦地先)				弥 彦 ・ 米 山 (米山地先)		
測 定 地 点 名		No.2 A○	No.3 A	No.4 A○	No.6 A	No.7 A○	No.8 A	
環 境 基 準 類 型								
水 質 項 目	生活環境項目	pH	4~6,8~10	4~6,8~10	4~6,8~10	4~6,8~10	4~6,8~10	
		DO	4~6,8~10	4~6,8~10	4~6,8~10	4~6,8~10	4~6,8~10	
		BOD						
		COD	4~6,8~10	4~6,8~10	4~6,8~10	4~6,8~10	4~6,8~10	
		SS						
		大腸菌数	4~6,8~10		4~6,8~10			
		n-ヘキサン抽出物質	5,9		5,9		5,9	
		全窒素・全磷	5,6,8,10		5,6,8,10		5,6,8,10	
		全亜鉛			5,9		5,9	
		ノニルフェノール						
		LAS						
		健康項目	カドミウム			5,9	5,9	
			全シアン			5	5	
			鉛			5,9	5,9	
			六価クロム			5	5	
			砒素			5,9	5,9	
			総水銀			5	5	
			アルキル水銀					
			PCB					
			ジクロロメタン等10物質					
			農薬(1,3-ジクロロプロペン)					
			農薬(チウラム等3物質)					
			セレン					
			硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素					
			ふっ素					
			ほう素					
			1,4-ジオキサン					
		特殊項目	フェノール類					
			銅			9	9	
			クロム					
		要 監 視 項 目	クロロホルム					
			トランス-1,2-ジクロロエチレン					
			1,2-ジクロロプロパン					
		p-ジクロロベンゼン						
		イソキサチオン						
		ダイアジノン						
		フェニトロチオン						
		イソプロチオラン						
		オキシシン銅						
		クロロタロニル						
		プロピザミド						
		EPN						
		ジクロルボス						
		フェノブカルブ						
		イプロベンホス						
		クロルニトロフェン						
		トルエン						
		キシレン						
		フタル酸ジエチルヘキシル						
		ニッケル						
		モリブデン						
		アンチモン						
		塩化ビニルモノマー						
		エピクロロヒドリン						
		全マンガン						
		ウラン						
		PFOS及びPFOA						
	その他	塩化物イオン	4~6,8~10	4~6,8~10	4~6,8~10	4~6,8~10	4~6,8~10	
		アンモニア性窒素						
採 水 機 関		新 潟 市		長 岡 市		長 岡 環 境 C		
分 析 機 関		新 潟 市 衛 生 環 境 研 究 所		長 岡 市		長 岡 環 境 C 保健環境科学研		

3 海 域

水 域 名		弥彦・米山 (米山地先)	直 江 津 海 域				
測 定 地 点 名		No.10 A○	No.17 A	No.20 A○	No.22 A	No.23 A○	No.24 A○
環 境 基 準 類 型							
生活 環境 項目	pH	4~6,8~10	4~9	4~9	4~9	4~9	4~9
	DO	4~6,8~10	4~9	4~9	4~9	4~9	4~9
	BOD						
	COD	4~6,8~10	4~9	4~9	4~9	4~9	4~9
	SS						
	大腸菌数	4~6,8~10					
	n-ヘキサン抽出物質	5,9		5,9		5,9	5,9
	全窒素・全磷					5,7,8,9	5,7,8,9
	全亜鉛			5,9		5,9	5,9
	ノニルフェノール						
LAS							
健 康 項 目	カドミウム			5,9		5,9	5,9
	全シアン			5		5	5
	鉛			5,9		5,9	5,9
	六価クロム			5		5	5
	砒素			5,9		5,9	5,9
	総水銀			4~9		4~9	4~9
	アルキル水銀						
	PCB						
	ジクロロメタン等10物質			4		4	
	農薬(1,3-ジクロロプロベン)						
農薬(チウラム等3物質)							
セレン			4		4		
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素							
ふっ素							
ほう素							
1,4-ジオキサン			4		4		
特殊 項目	フェノール類						
	銅			9		9	9
	クロム						
要 監 視 項 目	クロロホルム						
	トランス-1,2-ジクロロエチレン						
	1,2-ジクロロプロパン						
	p-ジクロロベンゼン						
	イソキサチオン						
	ダイアジノン						
	フェニトロチオン						
	イソプロチオラン						
	オキシシン銅						
	クロロタロニル						
	プロピザミド						
	EPN						
	ジクロロボス						
	フェノブカルブ						
	イプロベンホス						
	クロルニトロフェン						
	トルエン						
	キシレン						
	フタル酸ジエチルヘキシル						
	ニッケル						
モリブデン							
アンチモン							
塩化ビニルモノマー							
エピクロロヒドリン							
全マンガン							
ウラン							
PFOS及びPFOA							
その他	塩化物イオン	4~6,8~10	4~9	4~9	4~9	4~9	4~9
	アンモニア性窒素						
採水機関		長岡環境C	上 越 市				
分析機関		長岡環境C	上 越 市				

3 海 域

水 域 名		西 頸 城 地 先 海 域						
測 定 地 点 名		No.1	No.2	No.3	No.4	No.5	No.6	
環 境 基 準 類 型		A○	A	A○	A	A	A○	
水 質 項 目	生活環境項目	pH	4~9	4~9	4~9	4~9	4~9	
	DO	4~9	4~9	4~9	4~9	4~9	4~9	
	BOD							
	COD	4~9	4~9	4~9	4~9	4~9	4~9	
	SS							
	大腸菌数	4~9					4~9	
	n-ヘキサン抽出物質	5,9		5,9			5,9	
	全窒素・全磷			5,7,8,9				
	全亜鉛			5,9				
	ノニルフェノール							
	LAS							
	健康項目	カドミウム			5,9			
	全シアン			5				
	鉛			5,9				
	六価クロム			5				
	砒素			5,9				
	総水銀			5				
	アルキル水銀							
	PCB							
	ジクロロメタン等10物質							
	農薬(1,3-ジクロロプロベン)							
	農薬(チウラム等3物質)							
	セレン							
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素							
	ふっ素							
	ほう素							
	1,4-ジオキサン							
	特殊項目	フェノール類						
	銅			9				
	クロム							
	要監視項目	クロロホルム						
	トランス-1,2-ジクロロエチレン							
	1,2-ジクロロプロパン							
	p-ジクロロベンゼン							
	イソキサチオン							
	ダイアジノン							
	フェニトロチオン							
	イソプロチオラン							
	オキシシン銅							
	クロロタロニル							
	プロピザミド							
	EPN							
ジクロルボス								
フェノブカルブ								
イプロベンホス								
クロルニトロフェン								
トルエン								
キシレン								
フタル酸ジエチルヘキシル								
ニッケル								
モリブデン								
アンチモン								
塩化ビニルモノマー								
エピクロロヒドリン								
全マンガン								
ウラン								
PFOA及びPFOS								
その他	塩化物イオン	4~9	4~9	4~9	4~9	4~9	4~9	
	アンモニア性窒素							
採水機関		上越市	上越環境センター					
分析機関		上越市	上越環境C	上越環境C 保健環境科学研	上越環境センター			

3 海 域

水 域 名		真 野 湾						
		真 野 湾						
測 定 地 点 名		No.1		No.2		No.3		
環 境 基 準 類 型		A○ I○		A○ I○		A○ I○		
		表層	表中混合	表層	表中混合	表層	表中混合	
水	生活環境項目	pH		4~9		4~9		4~9
		DO	4~9		4~9		4~9	
		BOD						
		COD		4~9		4~9		4~9
		SS						
		大腸菌数	4~9					
		n-ヘキサン抽出物質	5,9		5,9		5,9	
		全窒素・全磷	4~9		4~9		4~9	
		全亜鉛						5,9
		ノニルフェノール						
	LAS							
	健康項目	カドミウム						5,9
		全シアン						5
		鉛						5,9
		六価クロム						5
		砒素						5,9
		総水銀						5
		アルキル水銀						
		PCB						
		ジクロロメタン等10物質						
		農薬(1,3-ジクロロプロベン)						
	農薬(チウラム等3物質)							
	セレン							
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	4~9		4~9		4~9		
	ふっ素							
	ほう素							
	1,4-ジオキサン							
	特殊項目	フェノール類						
		銅						9
	要 質 監 視 項 目	クロロム						
		クロロホルム						
		トランス-1,2-ジクロロエチレン						
		1,2-ジクロロプロパン						
		p-ジクロロベンゼン						
		イソキサチオン						
		ダイアジノン						
		フェニトロチオン						
		イソプロチオラン						
		オキシシン銅						
		クロロタロニル						
プロピザミド								
EPN								
ジクロルボス								
フェノブカルブ								
イプロベンホス								
クロルニトロフェン								
トルエン								
キシレン								
フタル酸ジエチルヘキシル								
ニッケル								
モリブデン								
アンチモン								
塩化ビニルモノマー								
エピクロロヒドリン								
全マンガン								
ウラン								
PFOS及びPFOA								
その他	塩化物イオン		4~9		4~9		4~9	
	アンモニア性窒素	4~9		4~9		4~9		
採水機関		佐 渡 環 境 セ ン タ ー						
分析機関		佐渡環境C 保健環境科学研	佐渡環境C	佐渡環境C 保健環境科学研	佐渡環境C	佐渡環境センター 保健環境科学研究所		

3 海 域

水 域 名		真野湾	小 木 港		両 津 湾 (甲水域)		
		真野湾					
測 定 地 点 名		No.4	No.1	No.2	No.1	No.2	No.3
環 境 基 準 類 型		A	A○	A○	A○	A○	A○
I							
生活環境項目	pH	4~9	4~9	4~9	4~9	4~9	4~9
	DO	4~9	4~9	4~9	4~9	4~9	4~9
	BOD						
	COD	4~9	4~9	4~9	4~9	4~9	4~9
	SS						
	大腸菌数		4~9				
	n-ヘキサン抽出物質		5,9	5,9	5,9	5,9	5,9
	全窒素・全磷		5,7,8,9			5,7,8,9	
	全亜鉛		5,9			5,9	
	ノニルフェノール						
LAS							
健康項目	カドミウム		5,9			5,9	
	全シアン		5			5	
	鉛		5,9			5,9	
	六価クロム		5			5	
	砒素		5,9			5,9	
	総水銀		5			5	
	アルキル水銀						
	PCB						
	ジクロロメタン等10物質						
	農薬(1,3-ジクロロプロベン)						
農薬(チウラム等3物質)							
セレン							
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素							
ふっ素							
ほう素							
1,4-ジオキサン							
特殊項目	フェノール類						
	銅		9			9	
要質監視項目	クロロム						
	クロロホルム						
	トランス-1,2-ジクロロエチレン						
	1,2-ジクロロプロパン						
	p-ジクロロベンゼン						
	イソキサチオン						
	ダイアジノン						
	フェニトロチオン						
	イソプロチオラン						
	オキシシン銅						
	クロロタロニル						
	プロピザミド						
	EPN						
	ジクロロボス						
	フェノブカルブ						
	イプロベンホス						
	クロルニトロフェン						
	トルエン						
	キシレン						
	フタル酸ジエチルヘキシル						
ニッケル							
モリブデン							
アンチモン							
塩化ビニルモノマー							
エピクロロヒドリン							
全マンガン							
ウラン							
PFOS及びPFOA							
その他	塩化物イオン	4~9	4~9	4~9	4~9	4~9	4~9
	アンモニア性窒素						
採水機関		佐渡環境センター					
分析機関		佐渡環境C	佐渡環境C 保健環境科学研	佐渡環境センター	佐渡環境C	保健環境科学研	佐渡環境C

3 海 域

水 域 名		両 津 湾 (乙水域)		両 津 湾 (丙水域)				
		両 津 港		加 茂 湖				
測 定 地 点 名		No.4		No.5		No.6		
環 境 基 準 類 型		B○ II○		B II		B○ II○		
		表層	表中混合	表層	中層	表層	中層	
水	生活環境項目	pH		4~9	毎月	毎月	毎月	毎月
		DO	4~9		毎月	毎月	毎月	毎月
		BOD						
		COD		4~9	毎月	毎月	毎月	毎月
		SS						
		大腸菌数						
		n-ヘキサン抽出物質	5,9				5,9	
		全窒素・全磷	4~9				毎月	
		全亜鉛		5,9				
	ノニルフェノール							
	LAS							
	健康項目	カドミウム		5,9				
		全シアン		5				
		鉛		5,9				
		六価クロム		5				
		砒素		5,9				
		総水銀		5				
		アルキル水銀						
		PCB						
		ジクロロメタン等10物質						
		農薬(1,3-ジクロロプロベン)						
		農薬(チウラム等3物質)						
	特殊項目	セレン						
		硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	4~9				毎月	
		ふっ素						
		ほう素						
1,4-ジオキサン								
フェノール類								
銅			9					
クロム								
クロロホルム								
トランス-1,2-ジクロロエチレン								
要質監視項目	1,2-ジクロロプロパン							
	p-ジクロロベンゼン							
	イソキサチオン							
	ダイアジノン							
	フェニトロチオン							
	イソプロチオラン							
	オキシシン銅							
	クロロタロニル							
	プロピザミド							
	EPN							
	ジクロロボス							
	フェノブカルブ							
	イプロベンホス							
	クロルニトロフェン							
	トルエン							
	キシレン							
	フタル酸ジエチルヘキシル							
	ニッケル							
	モリブデン							
	アンチモン							
塩化ビニルモノマー								
エピクロロヒドリン								
全マンガン								
ウラン								
PFOS及びPFOA								
その他	塩化物イオン		4~9	毎月	毎月	毎月	毎月	
	アンモニア性窒素	4~9				毎月		
採水機関		佐 渡 環 境 セ ン タ ー						
分析機関		佐渡環境センター 保健環境科学研究所		佐渡環境センター		佐渡環境C 保健環境科学研		

3 海 域

水 域 名		両 津 湾 (丙 水 域)				
		加 茂 湖				
測 定 地 点 名		No.6	No.7		No.8	
環 境 基 準 類 型		B○ II○ 表中混合	B○ II○	中層	B II	中層
生 活 環 境 項 目	pH		表層 毎月	中層 毎月	表層 毎月	中層 毎月
	DO		毎月	毎月	毎月	毎月
	BOD					
	COD		毎月	毎月	毎月	毎月
	SS					
	大腸菌数					
	n-ヘキサン抽出物質		5,9			
	全窒素・全磷		毎月			
	全亜鉛	5,9				
	ノニルフェノール					
LAS						
健 康 環 境 項 目	カドミウム	5,9				
	全シアン	5				
	鉛	5,9				
	六価クロム	5				
	砒素	5,9				
	総水銀	5				
	アルキル水銀					
	PCB					
	ジクロロメタン等10物質					
	農薬(1,3-ジクロロプロベン)					
農薬(チウラム等3物質)						
セレン						
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		毎月				
ふっ素						
ほう素						
1,4-ジオキサン						
特殊項目	フェノール類					
	銅	9				
質 監 視 項 目	クロロム					
	クロロホルム					
	トランス-1,2-ジクロロエチレン					
	1,2-ジクロロプロパン					
	p-ジクロロベンゼン					
	イソキサチオン					
	ダイアジノン					
	フェニトロチオン					
	イソプロチオラン					
	オキシシン銅					
	クロロタロニル					
	プロピザミド					
	EPN					
	ジクロロボス					
	フェノブカルブ					
	イプロベンホス					
	クロルニトロフェン					
	トルエン					
	キシレン					
	フタル酸ジエチルヘキシル					
ニッケル						
モリブデン						
アンチモン						
塩化ビニルモノマー						
エピクロロヒドリン						
全マンガン						
ウラン						
PFOS及びPFOA						
その他	塩化物イオン		毎月	毎月	毎月	毎月
	アンモニア性窒素		毎月			
採水機関	佐渡環境センター					
分析機関	佐渡環境センター 保健環境科学研究所		佐 渡 環 境 セ ン タ ー			

3 海 域

水 域 名		県 北 海 域				
測 定 地 点 名		No. 1	No. 2	No. 3	No. 4	
環 境 基 準 類 型		A	A○	A	A○	
水	生活環境項目	pH	4~6,8~10	4~6,8~10	4~6,8~10	4~6,8~10
		DO	4~6,8~10	4~6,8~10	4~6,8~10	4~6,8~10
		BOD				
		COD	4~6,8~10	4~6,8~10	4~6,8~10	4~6,8~10
		SS				
		大腸菌数				4~6,8~10
		n-ヘキサン抽出物質		5,9		5,9
		全窒素・全磷		5,6,8,10		5,6,8,10
		全亜鉛		5,9		
		ノニルフェノール				
	LAS					
	健康項目	カドミウム		5,9		
		全シアン		5		
		鉛		5,9		
		六価クロム		5		
		砒素		5,9		
		総水銀		5		
		アルキル水銀				
		PCB				
		ジクロロメタン等10物質				
		農薬(1,3-ジクロロプロベン)				
		農薬(チウラム等3物質)				
		セレン				
		硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素				
		ふっ素				
		ほう素				
	1,4-ジオキサン					
	特殊項目	フェノール類				
		銅		9		
	要質監視項目	クロロム				
		クロロホルム				
		トランス-1,2-ジクロロエチレン				
		1,2-ジクロロプロパン				
		p-ジクロロベンゼン				
		イソキサチオン				
		ダイアジノン				
		フェニトロチオン				
		イソプロチオラン				
		オキシシン銅				
		クロロタロニル				
		プロピザミド				
		EPN				
		ジクロロボス				
		フェノブカルブ				
		イプロベンホス				
クロルニトロフェン						
トルエン						
キシレン						
フタル酸ジエチルヘキシル						
ニッケル						
モリブデン						
アンチモン						
塩化ビニルモノマー						
エピクロロヒドリン						
全マンガン						
ウラン						
PFOS及びPFOA						
その他	塩化物イオン	4~6,8~10	4~6,8~10	4~6,8~10	4~6,8~10	
	アンモニア性窒素					
採水機関		新発田環境センター・水産課				
分析機関		新発田環境C	新発田環境C 保健環境科学研	新発田環境C	新発田環境C 保健環境科学研	

別表3 測定方法及び報告下限値

項目	有効桁数	小数点以下	報告下限値未満 数値記載方法	測定方法
pH	—	1桁まで		JIS K0102-1 12
浮遊物質	2桁	整数(1の位まで)	< 1 (mg/L)	告示1 付表8
DO	"	1桁まで	< 0.5 (")	JIS K0102-1 21.2、21.3、21.4及び21.5
BOD	"	1 "	< 0.5 (")	" 18
COD(溶解性を含む)	"	1 "	< 0.5 (")	" 17.2
大腸菌数	"	整数(1の位まで)	< 1 (CFU/100mL)	JIS K0102-5 5.6.2(5.6.2.7除く)
ノルマルヘキサノール抽出物質	"	1桁まで	< 0.5 (mg/L)	JIS K0102-1 22.5
全窒素	"	2 "	< 0.05 (")	JIS K0102-2 17.3、17.4又は17.5(17.5.3.2除く)
全燐	"	3 "	< 0.003 (")	" 18.4(18.4.1.4b除く)
全亜鉛	"	3 "	< 0.001 (")	JIS K0102-3 12.2、12.3、12.4及び12.5
ノニルフェノール	"	5 "	< 0.0006 (")	告示1 付表9
LAS	"	4 "	< 0.0006 (")	JIS K0102-4 6.2.5
カドミウム	"	4 "	< 0.0003 (")	JIS K0102-3 14.3、14.4又は14.5
全シアン	"	1 "	< 0.1 (")	JIS K0102-2 9.3.2若しくは9.3.3の蒸留操作を行い9.4、9.5若しくは9.6(ただし、蒸留操作は装置にて行わない)の分析を行う方法又は付表1(蒸留操作は装置にて行う)に掲げる方法
鉛	"	3 "	< 0.005 (")	JIS K0102-3 13.2、13.3、13.4又は13.5
六価クロム	"	2 "	< 0.01 (")	" 24.3(24.3.3及び24.3.7除く)及び JIS K0170-7の7 a)又はb)
砒素	"	3 "	< 0.005 (")	JIS K0102-3 20.3、20.4又は20.5
総水銀	"	4 "	< 0.0005 (")	告示1 付表2
アルキル水銀	"	4 "	< 0.0005 (")	告示1 付表3
P C B	"	4 "	< 0.0005 (")	告示1 付表4
ジクロロメタン	"	3 "	< 0.002 (")	JIS K0125 5.1、5.2又は5.3.2
四塩化炭素	"	4 "	< 0.0002 (")	" 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5
1,2-ジクロロエタン	"	4 "	< 0.0004 (")	" 5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2
1,1-ジクロロエチレン	"	2 "	< 0.01 (")	" 5.1、5.2又は5.3.2
シス-1,2-ジクロロエチレン	"	3 "	< 0.002 (")	" 5.1、5.2又は5.3.2
1,1,1-トリクロロエタン	"	4 "	< 0.0005 (")	" 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5
1,1,2-トリクロロエタン	"	4 "	< 0.0006 (")	" 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5
トリクロロエチレン	"	3 "	< 0.001 (")	" 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5
テトラクロロエチレン	"	4 "	< 0.0005 (")	" 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5
1,3-ジクロロプロペン	"	4 "	< 0.0002 (")	" 5.1、5.2又は5.3.1
チウラム	"	4 "	< 0.0006 (")	告示1 付表5
シマジン	"	4 "	< 0.0003 (")	告示1 付表6の第1又は第2
チオベンカルブ	"	3 "	< 0.002 (")	告示1 付表6の第1又は第2
ベンゼン	"	3 "	< 0.001 (")	JIS K0125 5.1、5.2又は5.3.2
セレン	"	3 "	< 0.002 (")	JIS K0102-3 26.2、26.3又は26.4
硝酸性窒素	"	2 "	< 0.01 (")	JIS K0102-2 15.3、15.4、15.6、15.7又は15.8
亜硝酸性窒素	"	2 "	< 0.01 (")	" 14.2、14.3、又は14.4
ふっ素	"	1 "	< 0.1 (")	" 5.2及び5.3、5.4又は5.2及び5.5
ほう素	"	1 "	< 0.1 (")	JIS K0102-3 5.2、5.5又は5.6
1,4-ジオキサン	"	3 "	< 0.005 (")	告示1 付表7
フェノール類	"	1 "	< 0.1 (")	JIS K 0102-4 5.2.3(ただし、蒸留操作を行うときは、JIS K 0102-4 5.2.2.3に規定する方法を除く。)又は5.2.4(ただし、試験操作を行うときは、JIS K 0107-5のうち6.3.2、6.3.3又は6.3.4に規定する方法に限る。)
銅	"	2 "	< 0.01 (")	JIS K 0102-3 11.3、11.4、11.5又は11.6
クロム	"	2 "	< 0.01 (")	" 24.2

項目	有効桁数	小数点以下	報告下限値未満 数値記載方法	測定方法
トリハロメタン生成能 (総トリハロメタン生成能)	2桁	3桁まで	< 0.004 (mg/L)	告示2
(クロロホルム)	〃	3 〃	< 0.001 (〃)	〃
(ブロモジクロメタン)	〃	3 〃	< 0.001 (〃)	〃
(ジブロモクロメタン)	〃	3 〃	< 0.001 (〃)	〃
(ブromoホルム)	〃	3 〃	< 0.001 (〃)	〃
クロロホルム	〃	3 〃	< 0.006 (〃)	JIS K0125 5.1、5.2、及び5.3.1
トランス-1,2-ジクロロエチレン	〃	3 〃	< 0.002 (〃)	〃
1,2-ジクロロプロパン	〃	3 〃	< 0.006 (〃)	〃
p-ジクロロベンゼン	〃	2 〃	< 0.02 (〃)	〃
イソキサチオン	〃	4 〃	< 0.0008 (〃)	通知1 付表1の第1又は第2
ダイアジノン	〃	4 〃	< 0.0005 (〃)	〃
フェニトロチオン	〃	4 〃	< 0.0003 (〃)	〃
イソプロチオラン	〃	3 〃	< 0.004 (〃)	〃
オキシシン銅	〃	3 〃	< 0.004 (〃)	通知1 付表2
クロロタロニル	〃	3 〃	< 0.005 (〃)	通知1 付表1の第1又は第2
プロピザミド	〃	4 〃	< 0.0008 (〃)	〃
EPN	〃	4 〃	< 0.0006 (〃)	〃
ジクロルボス	〃	3 〃	< 0.001 (〃)	〃
フェノブカルブ	〃	3 〃	< 0.002 (〃)	〃
イプロベンホス	〃	4 〃	< 0.0008 (〃)	〃
クロルニトロフェン	〃	4 〃	< 0.0001 (〃)	〃
トルエン	〃	2 〃	< 0.06 (〃)	JIS K0125 5.1、5.2、又は5.3.2
キシレン	〃	2 〃	< 0.04 (〃)	〃
フタル酸ジエチルヘキシル	〃	3 〃	< 0.006 (〃)	通知1 付表3の第1又は第2
ニッケル	〃	3 〃	< 0.001 (〃)	JIS K0102-3 18.4、18.5又はJIS K0102-3 4.5.3(ただし、測定波長232.0 nmとする。また、共存物質の影響が考えられる場合には、ニッケル標準液を用いて、JIS K0102-3 13.3.5の標準添加法にて定量する。なお、マトリックスモディファイヤーは、硝酸パラジウム(II)溶液等、十分に検討し適切なものを使用する。)
モリブデン	〃	3 〃	< 0.007 (〃)	JIS K0102-3 27.2、27.3又はJIS K0102-3 4.5.3(ただし、測定波長313.3 nmとする。また、共存物質の影響が考えられる場合には、モリブデン標準液を用いて、JIS K0102-3 13.3.5の標準添加法にて定量する。なお、マトリックスモディファイヤーは、硝酸パラジウム(II)溶液等、十分に検討し適切なものを使用する。)
アンチモン	〃	3 〃	< 0.002 (〃)	JIS K0102-3 21.2、21.3又は21.4
塩化ビニルモノマー	〃	4 〃	< 0.0002 (〃)	通知2 付表1
エピクロロヒドリン	〃	5 〃	< 0.00004 (〃)	通知2 付表2
全マンガン	〃	2 〃	< 0.02 (〃)	JIS K0102-3 15.2、15.3、15.4又は15.5(準備操作はJISによるほか、海水など塩類を多く含む試料を分析するにあつては、必要に応じ試料を希釈することとする。)
ウラン	〃	4 〃	< 0.0002 (〃)	JIS K0102-3 30.2又は30.3
PFOS	〃	1 〃	< 2.5※ (ng/L)	通知3 付表1
PFOA	〃	1 〃	< 2.5※ (〃)	通知3 付表1
PFOS及びPFOA	〃	1 〃	< 5.0※ (〃)	通知3 付表1
塩化物イオン	3桁	整数(1の位まで)	< 1 (mg/L)	JIS K0102-2 6.2
アンモニア性窒素	2桁	2桁まで	< 0.01 (〃)	〃 13.6
クロロフィルa	〃	1 〃	< 0.1 (µg/L)	湖沼環境調査指針9.5.12.1吸光法
電気伝導率	〃	整数(1の位まで)	< 1 (mS/m)	JIS K0102-1 13

(注1) 報告の桁数は表に示す有効桁数までとし、それ以下の桁は切り捨てることとする。

(注2) 報告下限値の桁を下回る桁については、切り捨てる。

(注3) pHについては、小数点第2位を四捨五入、小数点以下1桁までとする。

(注4) 大腸菌数については、JIS Z8401(数値の丸め方)のとおりとする。

(注5) JIS K0102-1,2,3,4,5 :工業用水・工場排水試験方法

JIS K0125 : 用水・排水中の揮発性有機化合物試験方法

JIS K0170-7 : 流れ分析法による水質試験方法-第7部:クロム(VI)

告示1 : 昭和46年12月環境庁告示第59号

告示2 : 特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法施行規則第五条

第二項の規定に基づく環境大臣が定める検定方法(平成7年6月16日付け環境庁告示第30号)

「特定排水基準に係る検定方法に関し留意すべき細目等について 平成7年06月21日 環水規163号」

通知1 : 水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目の測定方法について

(平成5年4月28日付け環水規第121号環境庁水質保全局水質規制課長通知)

通知2 : 水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について (平成16年3月31日付け環水

企発第040331003号、環水土発第040331005号環境省環境管理局水環境部長通知)

通知3 : 水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について (令和2年5月28日付け環水

大水発第2005281号、環水土発第2005282号環境省水・大気環境局長通知)

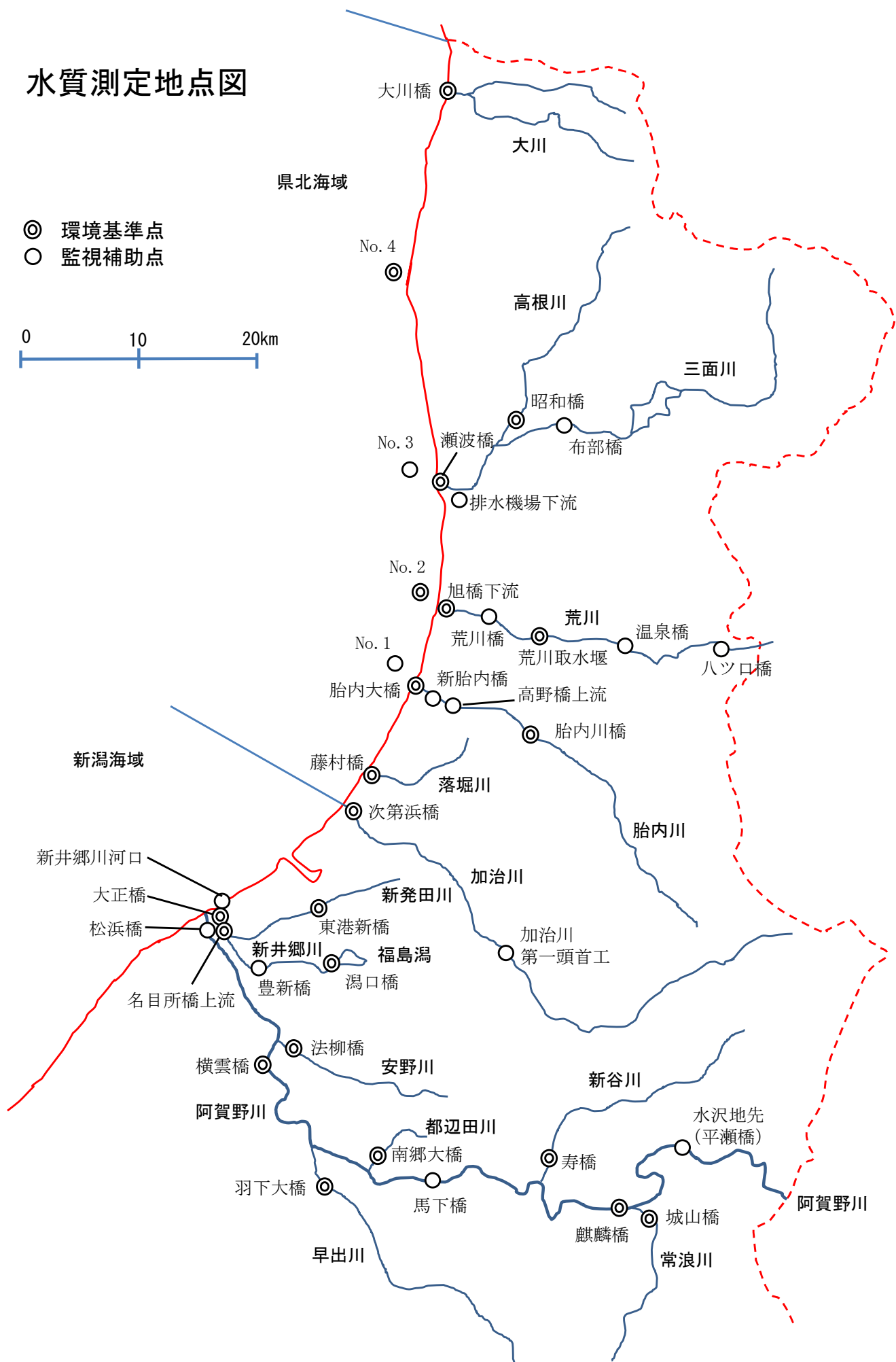
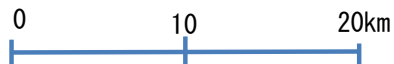
※ PFOS及びPFOAの報告下限値については、通知3のとおり可能な限り小さい値とする

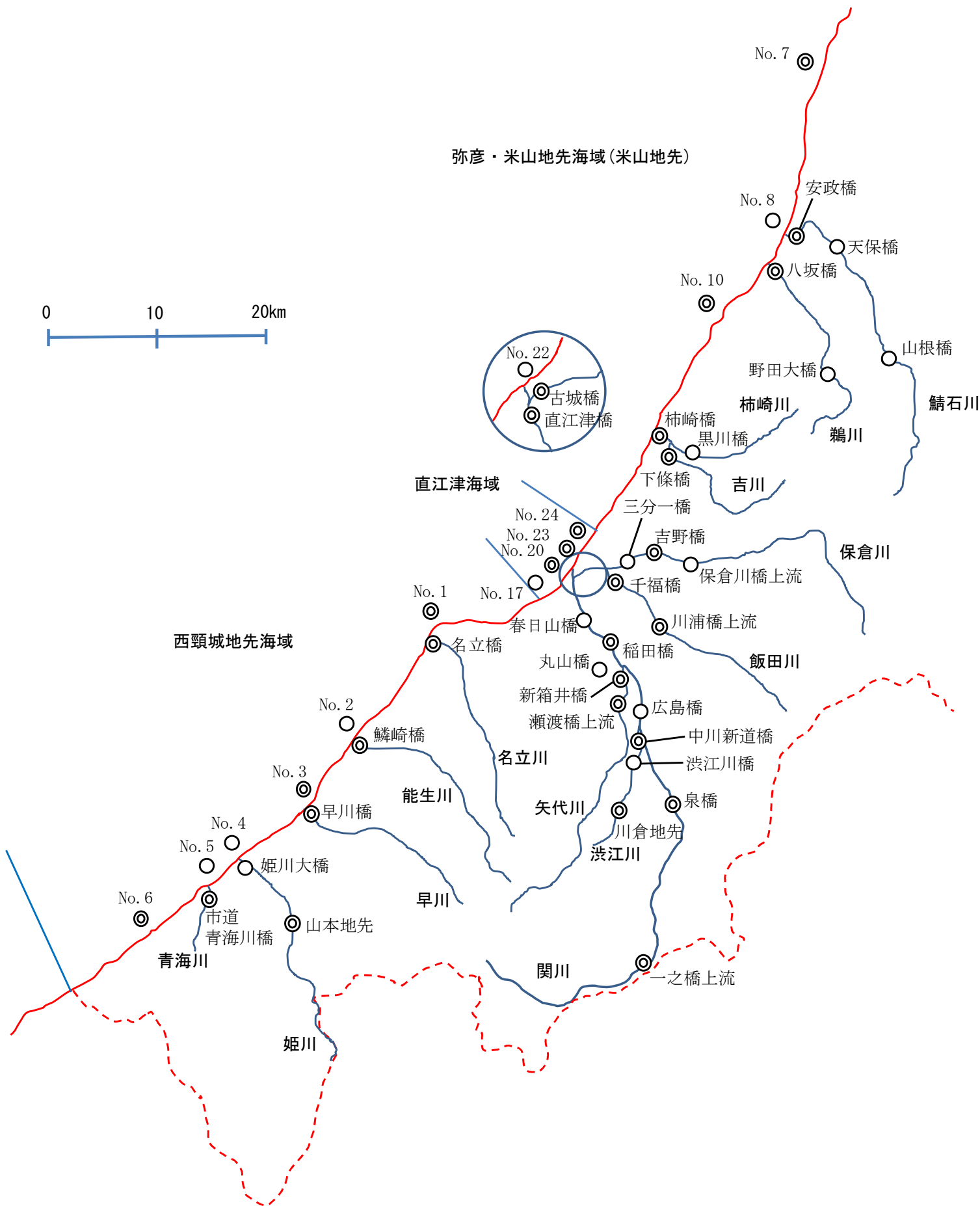
環境基準および告示に掲げられた項目以外の項目について分析を行なう場合は、上に掲げた測定方法の他、日本産業規格、上

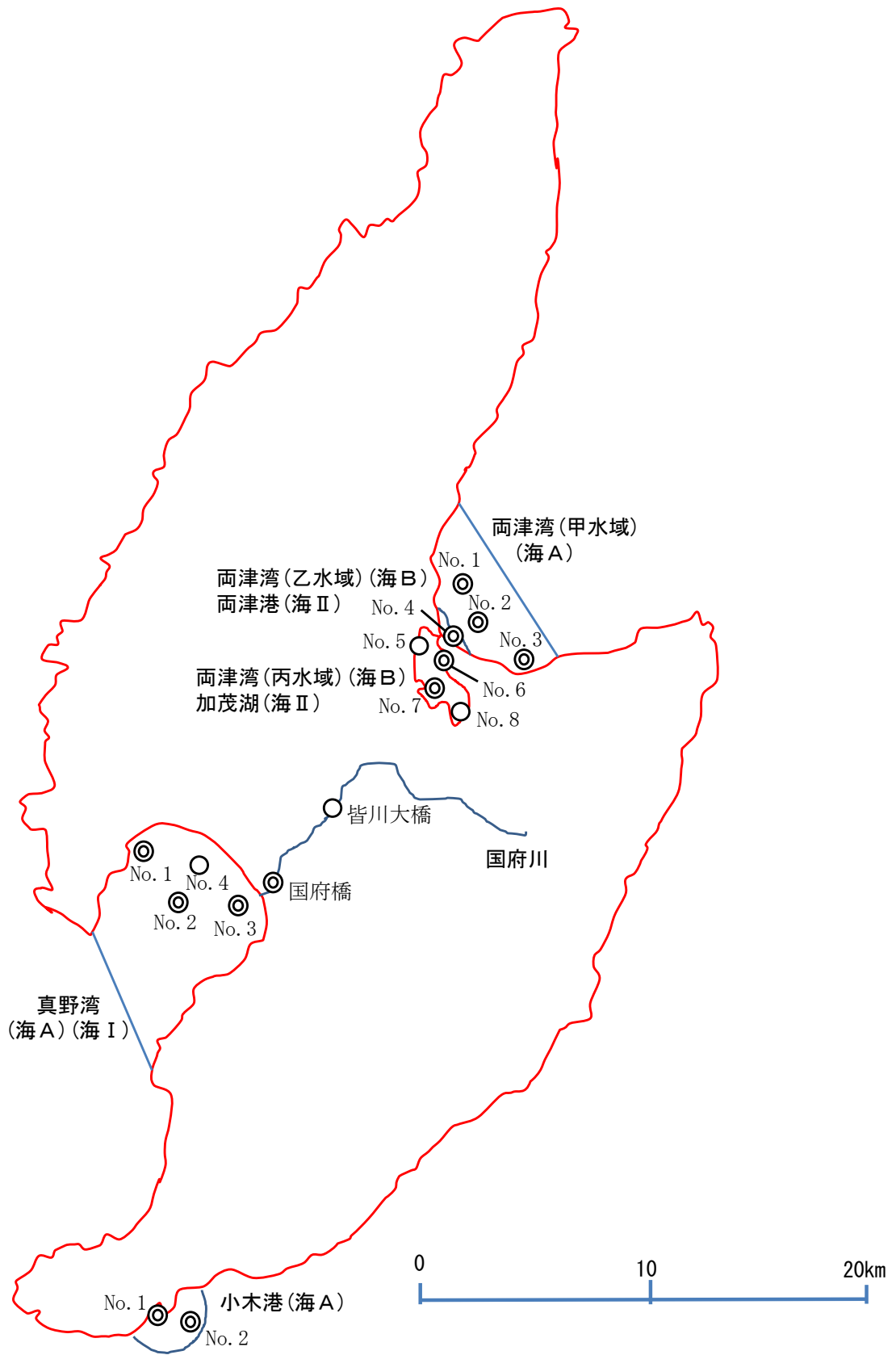
水試験方法、下水試験方法等、科学的に確立された分析方法によることとする。

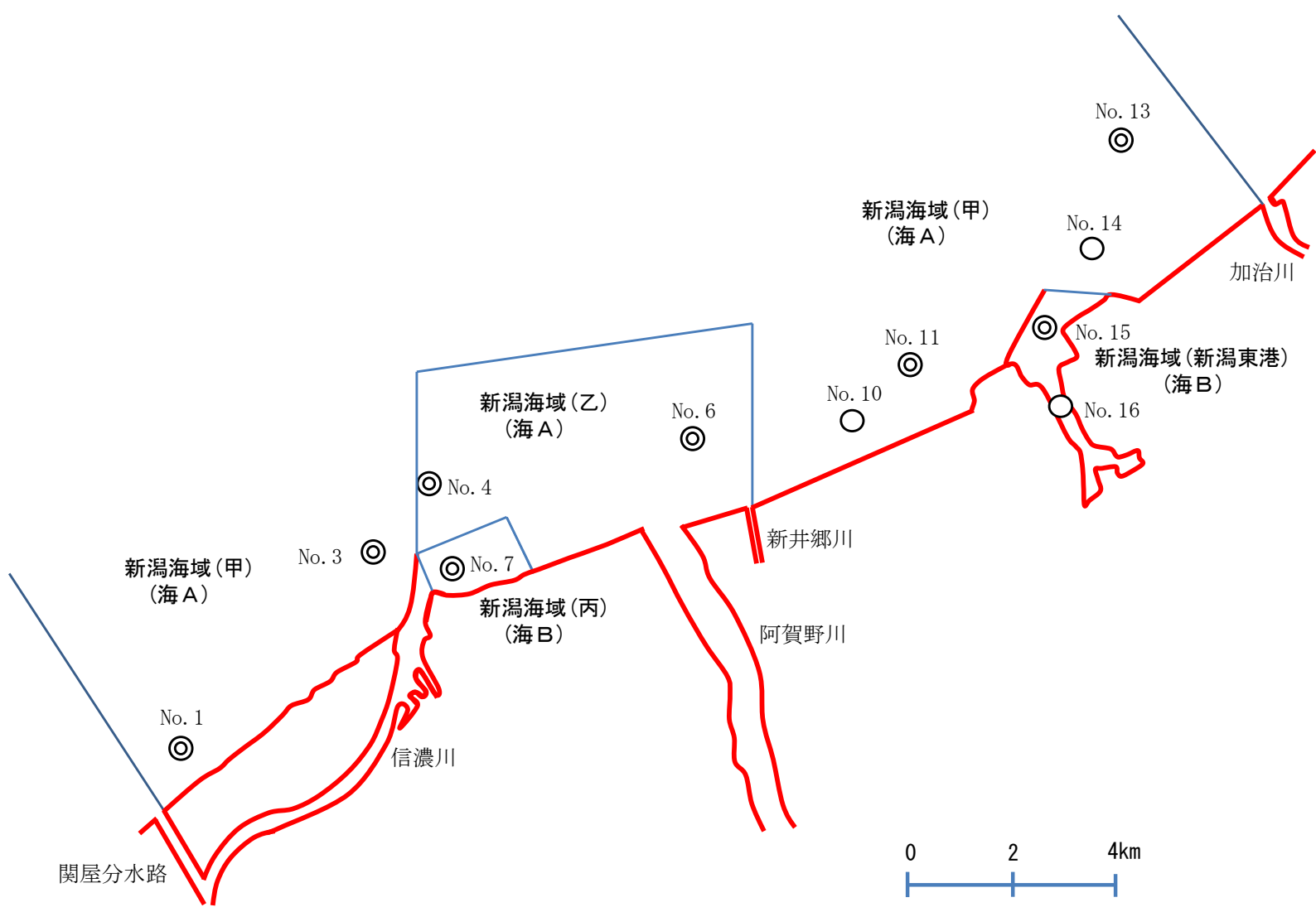
水質測定地点図

- ◎ 環境基準点
- 監視補助点









I - 2 公共用水域の水質測定計画実施要領

この要領は、公共用水域の水質測定計画に基づく調査の実施にあたり、採取方法等の事項を定めるものとする。

1 採取方法

(1) 水質

原則として、別表 1 に示す方法で行う。

(2) 底質

底質調査方法(平成 24 年 8 月 8 日付け環水大水発第 120725002 号)に従い、試料の採取及び調製を行う。

2 調査票の記入

(1) 採水位置(流心、右岸、左岸の別及び採取水深)

(2) 天候(当日)

(3) 採取年月日及び採取時刻

(4) 気温、水温、色相、臭気、透視度又は透明度、流況

色相は流況を確認する位置から確認する。

(5) 底質の色相、臭気及び堆積物の組成

調査時に、上記(1)～(5)を別紙 1 の調査票へ記入する。

原則として、調査票は分析機関用、採取機関用の 2 枚 1 組とする。

3 日程等

水質測定の日程は、別紙 2 のとおりとする。また、天候等により、やむを得ず定められた調査日を変更する場合又は欠測が生じた場合は、速やかに新潟県環境局環境対策課長に連絡する。

4 その他

県の採水機関が保健環境科学研究所に検体を送付する際、又は保健環境科学研究所が採水機関に結果を報告する際には、別紙 3-1 から 3-3 の送付書により行うこととする。

別表 1

水質試料の採取容器及び採取方法

項目	試料容器			試料容器の洗浄方法等に係る特記事項	採取容器	採取方法に係る特記事項
	種類	容量	本数			
DO	ふらん瓶	100mL	1	—	PS	気泡が残らないように満水にし、硫酸マンガン溶液とアルカリ性ヨウ化カリウム-アジ化ナトリウム溶液で固定する。
大腸菌数	広口メジャー瓶	400～500mL	1	滅菌処理	PS	試料は容器の8分目程度までとし、満水にしない。
n-ヘキサン抽出物質	広口共栓瓶(ガラス)	5L	1	n-ヘキサン洗浄	—	びんに直接採水する。容器の8分目程度まで試料を入れ、満水にはしない。
全窒素、全磷、アンモニウム性窒素、硝酸性窒素、亜硝酸性窒素	ねじ口瓶(ポリ)	500mL	1	新品の容器を洗浄しないでそのまま使用する。	PS	—
ノニルフェノール	ねじ口瓶(ガラス)	1L	2	アセトン洗浄。原則として採水日前1週間以内に行う。	S	泡立てないように静かに採水した後密栓する。容器は満水にはせず、若干の空間を残す。
LAS	ねじ口瓶(ガラス)	1L	2	アセトン、メタノールで洗浄。原則として採水日前1週間以内に行う。	S	同 上
全シアン	ねじ口瓶(ポリ)	1L	1	—	PS	水酸化ナトリウムを加え、pHを12にする。
重金属(総水銀を除く)	ねじ口瓶(ポリ、ガラス)	1～5L	1～5	酸洗浄	P	—
総水銀	共栓瓶(ガラス)又はねじ口瓶(ガラス)	250mL	1	酸洗浄	P	—
アルキル水銀	ねじ口瓶(ガラス)	1L	1	酸、トルエンで洗浄	P	—
PCB	ねじ口瓶(ガラス)	1～2L	2	アセトン、n-ヘキサンで洗浄。原則として採水日前1週間以内に行う。	S	泡立てないように静かに採水した後密栓する。容器は満水にはせず、若干の空間を残す。
農薬(1,3-ジクロロプロペンを除く)	ねじ口瓶(ガラス)又はガロン瓶	1～4L	2	同上	S	同 上
揮発性有機化合物及び1,3-ジクロロプロペン	ねじ口瓶(ガラス)又はふらん瓶	250mL	2	105℃で3時間以上加熱する。測定対象物質の汚染のない場所で放冷後キャップ(栓)をして保存する。この操作は原則として採水日前1週間以内に行う。	S	泡立てないように静かに採水した後、容器に気泡が残らないように満水にし、密栓する。
1,4-ジオキサン	ねじ口瓶(ガラス)又はふらん瓶	250mL	2	揮発性有機化合物と同時分析する場合、同上とし、試料容器を兼ねる。	S	同 上
		250mL～1L	2	アセトンで洗浄後、120℃で2時間以上加熱する。測定対象物質の汚染のない場所で放冷後キャップ(栓)をして保存する。この操作は原則として採水日前1週間以内に行う。	S	
トリハロメタン生成能	ガロン瓶	4L	1	105℃で3時間以上加熱する。測定対象物質の汚染のない場所で放冷後キャップ(栓)をして保存する。この操作は原則として採水日前1週間以内に行う。	S	泡立てないように静かに採水した後密栓する。容器は満水にはせず、若干の空間を残す。
フェノール類	ねじ口瓶(ガラス)	1L	1	アセトン洗浄	S	速やかに測定できない場合は、試料1リットルあたり硫酸銅1gを加えると共にりん酸でpHを4にする。
フタル酸ジエチルヘキシル	共栓瓶(ガラス)又はふらん瓶	300mL	1	アセトン、ヘキサンで洗浄。原則として採水日前1日以内に行う。	S	泡立てないように静かに採水した後密栓する。容器は満水にはせず、若干の空間を残す。
ほう素	ねじ口瓶(ポリ)	100mL	2	新品の容器を洗浄しないでそのまま使用する。	PS	—
PFOS及びPFOA	ねじ口瓶(高気密ポリプロピレン)	500mL	2	メタノール洗浄	S	泡立てないように静かに採水した後密栓する。容器は満水にはせず、若干の空間を残す。
上記以外の化学試験	ねじ口瓶(ポリ)	1～5L	—	—	PS	—

- 注) 1 磷、窒素関係とほう素以外の試料容器は予め洗剤洗浄を行う。
2 採取容器のPはポリエチレン製又はポリプロピレン製、Sはステンレス製のバケツやロートを使用することを意味する。
3 採水の際、DOや大腸菌数、n-ヘキサン抽出物質及びPCB、PFOS及びPFOA以外の試料容器は必ず共洗いする。
4 試料容器の洗浄は原則として分析機関が行うこととする。
5 必要に応じて、①水質調査方法(昭和46年9月30日付け環水管第30号)、②JIS K 0094、③新しい水質環境基準とその分析法(環境化学研究会、1993)を参照のこと。
6 上記の試料容器や洗浄方法は一例であり、必要に応じて同等以上の方法等に変更してもよい。

公共用水域監視現地調査票

試料採取機関名		年 月 日					
調査地点名			水質	底質			
採取位置	(河川)	(海域・湖沼)		/			
	01 流心	11 上層(表層)	01 11				
	02 左岸	12 中層	02 12				
	03 右岸	13 下層	03 13				
	04 左岸・右岸の混合	14 上層・下層混合	04 14				
	05 左岸、流心、右岸の混合	15 上層・中層混合	05 15				
		16 中層・下層混合	16				
採取年月日	西暦を記入する。 2026年4月9日 → 2026.04.09			同左			
採取時間	24時間表示とする。 午前11時49分 → 11:49						
天候	01 快晴 04 曇り 11 みぞれ 02 晴れ 08 霧 12 雪 03 薄曇り 10 雨 20 大雨		01 04 11 02 08 12 03 10 20	/			
気温	小数1桁とし、小数2桁は切り捨てとする。 12.56 → 12.5			/			
水温	同上。海域の場合上層の水温を記入する。			/			
採取水深	海域・湖沼のみ。採取位置は複数層の場合最下位の層の採取水深を記入する。			/			
全水深	海域・湖沼のみ。			/			
透明度	海域・湖沼のみ。			/			
流況	00 通常の状況 07 波浪強し 03 流量大 08 赤潮(またはアオコ等)が発生 04 流量極めて少 09 重油等の流出事故あり 05 濁り多し 10 工業排水・都市下水等の直接的影響あり 06 ゴミ・浮遊物多し		00 07 03 08 04 09 05 10 06	/			
	色相 (底質の色)	001 無色 140 淡褐色 201 灰色 030 淡黄色 141 褐色 202 暗灰色 031 黄色 151 赤褐色 221 灰茶色 051 黄緑色 161 茶褐色 231 灰緑色 061 緑色 171 黄褐色 251 灰黒色 071 青緑色 181 緑褐色 321 乳白色 091 青色 191 黒褐色 331 黒色		001 140 201 030 141 202 031 151 221 051 161 231 061 171 251 071 181 321 091 191 331	001 140 201 030 141 202 031 151 221 051 161 231 061 171 251 071 181 321 091 191 331		
		臭気	011 無臭 181 カビ臭(微) 292 洗剤臭 041 キュウリ臭(微) 182 カビ臭 301 皮革臭(微) 042 キュウリ臭 191 魚臭(微) 302 皮革臭 051 樟脳臭(微) 192 魚臭 311 パルプ臭(微) 052 樟脳臭 221 フェノール臭(微) 312 パルプ臭 091 ニンニク臭(微) 222 フェノール臭 331 金属臭(微) 092 ニンニク臭 231 タール臭(微) 332 金属臭 121 青草臭(微) 232 タール臭 341 ちゅうかい臭(微) 122 青草臭 241 油臭(微) 342 ちゅうかい臭 141 川藻臭(微) 242 油臭 351 魚腐敗臭(微) 142 川藻臭 251 硫化水素(微) 352 魚腐敗臭 151 海藻臭(微) 252 硫化水素 371 し尿、糞尿臭(微) 152 海藻臭 261 塩素臭(微) 372 し尿、糞尿臭 161 土臭(微) 262 塩素臭 381 下水臭(微) 162 土臭 271 アンモニア臭(微) 382 下水臭 171 沼沢臭(微) 272 アンモニア臭 501 その他(微) 172 沼沢臭 291 洗剤臭(微) 502 その他〔 〕		011 181 292 041 182 301 042 191 302 051 192 311 052 221 312 091 222 331 092 231 332 121 232 341 122 241 342 141 242 351 142 251 352 151 252 371 152 261 372 161 262 381 162 271 382 171 272 501 172 291 502	011 181 292 041 182 301 042 191 302 051 192 311 052 221 312 091 222 331 092 231 332 121 232 341 122 241 342 141 242 351 142 251 352 151 252 371 152 261 372 161 262 381 162 271 382 171 272 501 172 291 502	
			堆積物の組成	1 小石混じり砂 4 砂混じりシルト 2 砂 5 シルト 3 シルト混じり砂		/	1 4 2 5 3
				透視度	河川のみ。有効数字2ケタ、3ケタ以下切り捨て。		/

別紙2

公共用水域水質測定日程表
(河川及び湖沼)

河川及び湖沼名	阿賀野川(奥只見貯水池を含む) 加治川、落堀川、新島崎川、郷本川、島崎川、鯖石川、鵜川、姫川、関川、国府川	信濃川(鳥屋野潟は別表のとおり) 新川、柿崎川、名立川、能生川、早川、青海川	荒川、三面川、胎内川、大川
採水機関	北陸地方整備局 南魚沼環境C、長岡環境C 新発田環境C、上越環境C 佐渡環境C、新潟県、新潟市、長岡市、上越市	北陸地方整備局 三条環境C、南魚沼環境C 長岡環境C、上越環境C 新潟県、新潟市、長岡市、上越市	北陸地方整備局 新発田環境C 新潟県
採水月			
8年 4月	8日(水)	15日(水)	22日(水)
5月	13日(水)	20日(水)	20日(水)
6月	3日(水)	10日(水)	17日(水)
7月	1日(水)	8日(水)	22日(水)
8月	5日(水)	19日(水)	19日(水)
9月	2日(水)	9日(水)	24日(木)
10月	1日(木)	14日(水)	21日(水)
11月	4日(水)	11日(水)	11日(水)
12月	2日(水)	9日(水)	16日(水)
9年 1月	13日(水)	20日(水)	20日(水)
2月	3日(水)	17日(水)	17日(水)
3月	3日(水)	10日(水)	18日(木)

湖沼名	鳥屋野潟					
採水機関	新潟市			採水機関	新潟市	
採水月				採水月		
8年 4月	8日(水)	15日(水)	10月	1日(木)	14日(水)	
5月	13日(水)	20日(水)	11月	4日(水)	11日(水)	
6月	3日(水)	10日(水)	12月	2日(水)	9日(水)	
7月	1日(水)	8日(水)	9年 1月	13日(水)	20日(水)	
8月	5日(水)	19日(水)	2月	3日(水)	17日(水)	
9月	2日(水)	9日(水)	3月	3日(水)	10日(水)	

公共用水域水質測定日程表

(海 域)

海 域 名	新潟海域	弥彦・米山地先 海域 (No. 1~6)	弥彦・米山地先 海域(No. 7~10)	直江津海域 西頸城地先海域 (No1)	西頸城地先海域 (No. 2~6)
採水 機 関	新発田環境C 新潟市 水産課	新潟市 長岡市	長岡環境C	上越市	上越環境C
採水月					
8年 4月	7日 (火)	7日 (火)	7日 (火)	7日 (火)	7日 (火)
5月	12日 (火)	12日 (火)	12日 (火)	12日 (火)	12日 (火)
6月	2日 (火)	2日 (火)	2日 (火)	2日 (火)	2日 (火)
7月	—	—	—	7日 (火)	7日 (火)
8月	4日 (火)	4日 (火)	4日 (火)	4日 (火)	4日 (火)
9月	1日 (火)	1日 (火)	1日 (火)	1日 (火)	1日 (火)
10月	6日 (火)	6日 (火)	6日 (火)	—	—

海 域 名	県北海域	両津湾 (No. 1~4)	両津湾 (No. 5~8)	真野湾	小木港
採水 機 関	新発田環境C 水産課	佐渡環境C	佐渡環境C	佐渡環境C	佐渡環境C
採水月					
8年 4月	7日 (火)	7日 (火)	7日 (火)	8日 (水)	14日 (火)
5月	12日 (火)	12日 (火)	12日 (火)	13日 (水)	19日 (火)
6月	2日 (火)	2日 (火)	2日 (火)	3日 (水)	9日 (火)
7月	—	7日 (火)	7日 (火)	1日 (水)	14日 (火)
8月	4日 (火)	4日 (火)	4日 (火)	5日 (水)	18日 (火)
9月	1日 (火)	1日 (火)	1日 (火)	2日 (水)	8日 (火)
10月	6日 (火)		1日 (木)		
11月			4日 (水)		
12月			2日 (水)		
9年 1月			13日 (水)		
2月			3日 (水)		
3月			3日 (水)		

令和8年度 公共用水域検体（検査結果）送付書

採水機関名：〇〇環境センター
 分析機関名：保健環境科学研究所
 採水年月日： 年 月 日

区分	測定地点名					報告 下限値
生活環境項目	大腸菌数 (CFU/100mL)					1
	全窒素 (mg/L)					0.05
	全磷 (mg/L)					0.003
	全亜鉛 (mg/L)					0.001
	ノニルフェノール (mg/L)					0.00006
	L A S (mg/L)					0.0006
健康項目	カドミウム (mg/L)					0.0003
	全シアン (mg/L)					0.1
	鉛 (mg/L)					0.005
	六価クロム (mg/L)					0.01
	砒素 (mg/L)					0.005
	総水銀 (mg/L)					0.0005
	アルキル水銀 (mg/L)					0.0005
	ジクロロメタン (mg/L)					0.002
	四塩化炭素 (mg/L)					0.0002
	1,2-ジクロロエタン (mg/L)					0.0004
	1,1-ジクロロエチレン (mg/L)					0.01
	シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/L)					0.002
	1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)					0.0005
	1,1,2-トリクロロエタン (mg/L)					0.0006
	トリクロロエチレン (mg/L)					0.001
	テトラクロロエチレン (mg/L)					0.0005
	ベンゼン (mg/L)					0.001
	1,3-ジクロロプロペン (mg/L)					0.0002
	チウラム (mg/L)					0.0006
	シマジン (mg/L)					0.0003
	チオベンカルブ (mg/L)					0.002
	セレン (mg/L)					0.002
	硝酸性窒素 (mg/L)					0.01
	亜硝酸性窒素 (mg/L)					0.01
ふっ素 (mg/L)					0.1	
ほう素 (mg/L)					0.1	
1,4-ジオキサン (mg/L)					0.005	
特殊	銅 (mg/L)					0.01
	クロム (mg/L)					0.01
要監視	ニッケル (mg/L)					0.001
	モリブデン (mg/L)					0.007
	アンチモン (mg/L)					0.002
	全マンガン (mg/L)					0.02
	PFOS (ng/L)					0.5
	PFOA (ng/L)					0.5
	PFOS及びPFOA (ng/L)					1.0
他	アンモニア性窒素 (mg/L)					0.01
底質	[底質] 総水銀 (μg/g)					0.01
	[底質] アルキル水銀 (μg/g)					0.01

注1) 分析する項目には成績記入欄の左肩に (° (アルキル水銀は (△)) 印をつけてください。

注2) 総水銀とアルキル水銀の分析機関が異なる場合、総水銀の結果が出次第、アルキル水銀の分析機関へ連絡してください。

注3) PFOS、PFOA、PFOS及びPFOAは可能な限り小さい値を報告してください。

〔添付資料〕 公共用水域監視現地調査票

令和 8 年度 公共用水域検体（検査結果）送付書

採水機関名：〇〇環境センター

分析機関名：保健環境科学研究所

採水年月日： 年 月 日

測定地点名				報告 下限値
トリハロメタン生成能				
（総トリハロメタン生成能） (mg/L)				0.004
（クロホルム） (mg/L)				0.001
（ブ`ロモジ`クロメタン） (mg/L)				0.001
（ジ`ブ`ロモクロメタン） (mg/L)				0.001
（ブ`ロモホルム） (mg/L)				0.001

〔添付資料〕 公共用水域監視現地調査票

令和 8 年度 公共用水域検体（検査結果）送付書

採水機関名：〇〇環境センター

分析機関名：保健環境科学研究所

採水年月日： 年 月 日

測定地点名						報告 下限値
全窒素 (mg/L)						0.05
全磷 (mg/L)						0.003
硝酸性窒素 (mg/L)						0.01
亜硝酸性窒素 (mg/L)						0.01
ほう素 (mg/L)						0.1
アンモニア性窒素 (mg/L)						0.01
LAS (mg/L)						0.0006
PFOS (ng/L)						0.5
PFOA (ng/L)						0.5
PFOS及びPFOA (ng/L)						1.0

注 1) 分析する項目には成績記入欄の左肩に (°) 印をつけてください。

注 2) PFOS、PFOA、PFOS及びPFOAは可能な限り小さい値を報告してください。

〔添付資料〕 公共用水域監視現地調査票

〈参考〉水質汚濁に係る環境基準等

○人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基 準 値	測 定 方 法
カドミウム	0.003 mg/L以下	日本産業規格(以下「規格」という。)K0102-3 14.3、14.4又は14.5に定める方法
全シアン	検出されないこと。	規格K0102-2 9.3.2若しくは9.3.3の蒸留操作を行い、9.4、9.5若しくは9.6(ただし、蒸留操作は装置にて行わない)の分析を行う方法又は付表1(蒸留操作は装置にて行う)に掲げる方法
鉛	0.01 mg/L以下	規格K0102-3 13.2、13.3、13.4又は13.5に定める方法
六価クロム	0.02 mg/L以下	規格K0102-3 24.3(規格K0102-3 24.3.3及び24.3.7を除く。)に定める方法(ただし、次の1から2までに掲げる場合にあっては、それぞれ1から2までに定めるところによる。) 1 規格K0102-3 24.3.4、24.3.5又は24.3.6に定める方法による場合(規格K0102-3 24.3.3.4のb)による場合に限る。) 試料に、その濃度が基準値相当分(0.02mg/L)増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が70～120%であることを確認すること。 2 規格K0102-3 24.3.2に定める方法により汽水又は海水を測定する場合 1に定めるところによるほか、規格K0170-7 7の a)又は b)に定める操作を行うこと。
砒素	0.01 mg/L以下	規格K0102-3 20.3、20.4又は20.5に定める方法
総水銀	0.0005 mg/L以下	付表2に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	付表3に掲げる方法
P C B	検出されないこと。	付表4に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002 mg/L以下	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	0.006 mg/L以下	付表5に掲げる方法
シマジン	0.003 mg/L以下	付表6の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02 mg/L以下	付表6の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01 mg/L以下	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	0.01 mg/L以下	規格K0102-3 26.2、26.3又は26.4に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下	硝酸性窒素にあっては規格K0102-2 15.3、15.4、15.6、15.7又は15.8に定める方法 亜硝酸性窒素にあっては規格K0102-2 14.2、14.3又は14.4に定める方法
ふっ素	0.8 mg/L以下	規格K0102-2 5.2及び5.3、5.4(妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約200mlに硫酸10ml、りん酸60ml及び塩化ナトリウム10gを溶かした溶液とグリセリン250mlを混合し、水を加えて1,000mlとしたものを用い、規格K0170-6 6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)に定める方法又は規格K0102-2 5.2(蒸留操作を行う場合にあっては、フェノールフタレイン溶液を加えず、pH試験紙によって液性を判別する。懸濁物質及びビイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。)及び規格K0102-2 5.5に定める方法
ほう素	1 mg/L以下	規格K0102-3 5.2、5.5又は5.6に定める方法
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下	付表7に掲げる方法

備考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。別表2において同じ。
- 3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
- 4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102-2 15.3、15.4、15.6、15.7又は15.8により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格K0102-2 14.2、14.3又は14.4により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものとの和とする。

○ 生活環境の保全に関する環境基準

(1) 河川(湖沼を除く。)

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値					該当水域
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/ 100mL 以下	第1の2の(2) により水域類 型ごとに指定 する水域
A	水道2級 水産1級 及びB以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/ 100mL 以下	
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	1,000CFU/ 100mL 以下	
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—	
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—	
E	工業用水3級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が 認められないこ と。	2mg/L 以上	—	
測定方法		規格 K0102-1 12 に 定める方法又はガ ラス電極を用いる水 質自動監視測定装 置によりこれと同程 度の計測結果の得 られる方法	規格 K0102-1 18 に定める方法	付表8に掲げる 方法	規格 K0102-1 21.2、21.3、21.4 及び21.5 に定め る方法又は隔膜 電極若しくは光学 式センサを用いる 水質自動監視測 定装置によりこれ と同程度の計測 結果の得られる 方法	規格 K0102-5 5.6.2 (規格 K0102-5 5.6.2.7 は除く。)に定め る方法(ただし、 試料採取後直ち に試験ができな いときは、0～5 ℃(凍結させない) の暗所に保 存し、9時間以 内に試験するこ とが望ましく、 12時間以内に 試験する。)	
備考	<p>1 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値(年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の0.9×n番目(nは日間平均値のデータ数)のデータ値(0.9×nが整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。))とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)</p> <p>2 農業利用水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする(湖沼もこれに準ずる。)</p> <p>3 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう(湖沼、海域もこれに準ずる。)</p> <p>4 水道1級を利用目的としている測定点(自然環境保全を利用目的としている測定点を除く。)については、大腸菌数100CFU/100mL以下とする。</p> <p>5 いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点(自然環境保全及び水道1級を利用目的としている測定点を除く。)については、大腸菌数300CFU/100ml以下とする。</p> <p>6 水産1級、水産2級及び水産3級のみを利用目的とする場合については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない(湖沼、海域もこれに準ずる。)</p> <p>7 大腸菌数に用いる単位はCFU(コロニー形成単位(Colony Forming Unit))/100mLとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。</p>						

(注) 1 自然環境保全: 自然探勝等の環境保全

2 水道1級 :ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級 :沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級 :前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3 水産1級 :ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級 :サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級 :コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

4 工業用水1級 :沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級 :薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級 :特殊の浄水操作を行うもの

5 環境保全 :国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値			該当水域
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下	第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下	
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下	
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下	
測定方法		規格 K0102-3 12.2、12.3、12.4及び12.5に定める方法	付表9に掲げる方法	規格 K0102-4 6.2.5に定める方法	
備考 1 基準値は、年間平均値とする。(湖沼、海域もこれに準ずる。)					

(2) 湖沼 (天然湖沼及び貯水量が1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖)

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値					該当水域
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	
AA	水道1級 水産1級 自然環境保全 及びA以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	1mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/ 100mL 以下	第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
A	水道2、3級 水産2級 及びB以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/ 100mL 以下	
B	水産3級 工業用水1級 農業用水 及びCの欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	15mg/L 以下	5mg/L 以上	—	
C	工業用水2級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	ごみ等の浮遊 が認められない こと。	2mg/L 以上	—	
測定方法		規格 K0102-1 12に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	規格 K0102-1 17.2に定める方法	付表8に掲げる方法	規格 K0102-1 21.2、21.3、21.4及び21.5に定める方法又は隔膜電極若しくは光学式センサを用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	規格 K0102-5 5.6.2 (規格 K0102-5 5.6.2.7は除く。)に定める方法(ただし、試料採取後直ちに試験ができないときは、0～5℃(凍結させない)の暗所に保存し、9時間以内に試験することが望ましく、12時間以内に試験する。)	
備考 1 水産1級、水産2級及び水産3級のみを利用目的とする場合については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。 2 水道1級を利用目的としている測定点(自然環境保全を利用目的としている測定点を除く。)については、大腸菌数 100CFU/100mL 以下とする。 3 水道3級を利用目的としている測定点(水浴又は水道2級を利用目的としている測定点を除く。)については、大腸菌数 1,000CFU/100mL 以下とする。 4 いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点(自然環境保全及び水道1級を利用目的としている測定点を除く。)については、大腸菌数 300CFU/100mL 以下とする。 5 大腸菌数に用いる単位はCFU(コロニー形成単位(Colony Forming Unit))/100mLとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。							

- (注) 1 自然環境保全:自然探勝等の環境保全
 2 水道1級 :ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道2、3級 :沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3 水産1級 :ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 水産2級 :サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産3級の水産生物用
 水産3級 :コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
 4 工業用水1級 :沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 工業用水2級 :薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
 5 環境保全 :国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値		該当水域
		全窒素	全磷	
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L以下	0.005mg/L以下	第1の2の(2)により水域類型毎に指定する水域
II	水道1、2、3級(特殊なものを除く。)水産1種及びIII以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L以下	0.01mg/L以下	
III	水道3級(特殊なもの)及びIV以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L以下	0.03mg/L以下	
IV	水産2種及びVの欄に掲げるもの	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下	
V	水産3種 工業用水 農業用水 環境保全	1mg/L以下	0.1mg/L以下	
測定方法		規格 K0102-2 17.3、17.4 又は 17.5(規格 K0102-2 17.5.3.2を除く。)に定める方法	規格 K0102-2 18.4(規格 K0102-2 18.4.1.4のbを除く。)に定める方法	
備考				
1 基準値は年間平均値とする。				
2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。				
3 農業用水については、全磷の項目の基準値は適用しない。				

- (注) 1 自然環境保全:自然探勝等の環境保全
 2 水道1級 :ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道2級 :沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 水道3級 :前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの(「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。)
 3 水産1種 :サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用
 水産2種 :ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用
 水産3種 :コイ、フナ等の水産生物用
 4 環境保全 :国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値			該当水域
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下	第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.02mg/L以下	
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L以下	
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.04mg/L以下	
測定方法		規格 K0102-3 12.2、12.3、12.4及び12.5に定める方法	付表9に掲げる方法	規格 K0102-4 6.2.5に定める方法	

エ

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値		該当水域
		底層溶存酸素量		
生物1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	4.0mg/L 以上		第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
生物2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	3.0mg/L 以上		
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上		
測定方法		規格 K0102-1 21.2、21.3、21.4 及び 21.5 に定める方法又は付表 10 に掲げる方法		
備考				
1 基準値は、日間平均値とする。				
2 底面近傍で溶存酸素量の変化が大きいが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。				

(3) 海域

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値					該当水域
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	n-ヘキサン抽出物質 (油分等)	
A	水産1級 自然環境保全 及びB以下の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/ 100mL 以下	検出されないこと。	第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
B	水産2級 工業用水 及びCの欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	—	検出されないこと。	
C	環境保全	7.0 以上 8.3 以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	—	—	
測定方法		規格 K0102-1 12 に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	規格 K0102-1 17.2 に定める方法(ただし、B 類型の工業用水及び水産2級のうちノリ養殖の利水点における測定方法はアルカリ性法)	規格 K0102-1 21.2、21.3、21.4 及び 21.5 に定める方法又は隔膜電極若しくは光学式センサーを用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	規格 K0102-5 5.6.2 (規格 K0102-5 5.6.2.7 は除く。)に定める方法(ただし、試料採取後直ちに試験ができないときは、0～5℃(凍結させない)の暗所に保存し、9時間以内に試験することが望ましく、12 時間以内に試験する。)	規格 K0102-1 22.5 に定める方法	
備考							
1 アルカリ性法とは、次のものをいう。 試料 50mL を正確に三角フラスコにとり、水酸化ナトリウム溶液(10w/v%)1mL を加え、次に過マンガン酸カリウム溶液(2mmol/L) 10mL を正確に加えたのち、沸騰した水浴中に正確に 20 分放置する。その後よう化カリウム溶液(10w/v%)1mL と酸化ナトリウム溶液(4w/v%)1滴を加え、冷却後、硫酸(2+1)0.5mL を加えてよう素を遊離させて、それを力価の判明しているチオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/L) でフェン溶液を指示薬として滴定する。同時に試料の代わりに蒸留水を用い、同様に処理した空試験値を求め、次式によりCOD値を計算する。 $COD(O_2mg/L) = 0.08 \times ((b) - (a)) \times f_{Na_2S_2O_3} \times 1000 / 50$ (a): チオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/L)の滴定値(mL) (b): 蒸留水について行った空試験値(mL) $f_{Na_2S_2O_3}$: チオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/L)の力価							
2 いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点(自然環境保全を利用目的としている測定点を除く。)については、大腸菌数 300CFU/100ml 以下とする。							
3 大腸菌数に用いる単位はCFU(コロニー形成単位(Colony Forming Unit))/100mL とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。							

- (注) 1 自然環境保全:自然探勝等の環境保全
 2 水産1級 :マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
 水産2級 :ボラ、ノリ等の水産生物用
 3 環境保全 :国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値		該当水域
		全窒素	全燐	
I	自然環境保全 及びII以下の欄に掲げるもの(水産2種及び3種を除く。)	0.2mg/L 以下	0.02mg/L 以下	第1の2の(2)により 水域類型 ごとに指定 する水域
II	水産1種 及びIII以下の欄に掲げるもの(水産2種及び3種を除く。)	0.3mg/L 以下	0.03mg/L 以下	
III	水産2種 及びIVの欄に掲げるもの(水産3種を除く。)	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下	
IV	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1mg/L 以下	0.09mg/L 以下	
測定方法		規格 K0102-2 17.4 又は 17.5 (規格 K0102-2 17.5.3.2 を除 く。)に定める方法	規格 K0102-2 18.4 (規格 K0102-2 18.4.1.4 の b)を除 く。)に定める方法	
備考 1 基準値は、年間平均値とする。 2 水域タイプの指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。				

- (注) 1 自然環境保全 :自然探勝等の環境保全
 2 水産1種 :底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
 水産2種 :一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
 水産3種 :汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
 3 生物生息環境保全:年間を通して底生生物が生息できる限度

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値			該当水域
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスル ホン酸及びその塩	
生物A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.01mg/L 以下	第1の2の(2) により 水域類型ご とに指定する 水域
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵 場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として 特に保全が必要な水域	0.01mg/L 以下	0.0007mg/L 以下	0.006mg/L 以下	
測定方法		規格 K0102-3 12.2、12.3、12.4 及び 12.5 に定める方法	付表9に掲げる方法	規格 K0102-4 6.2.5 に定 める方法	

エ

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値		該当水域
		底層溶存酸素量		
生物1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・ 再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再 生産できる場を保全・再生産する水域	4.0mg/L 以上		第1の2の(2) により水域類 型ごとに指定 する水域
生物2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息 できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低 い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	3.0mg/L 以上		
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・ 再生産する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生 産できる場を保全・再生産する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上		
測定方法		規格 K0102-1 21.2、21.3、21.4 及び 21.5 に定める方法 又は付表 10 に掲げる方法		
備考 1 基準値は、日間平均値とする。 2 底面近傍で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。				

○ 生活環境の保全に関する環境基準のうち大腸菌数に関する補足

<河川>

水系名	水域名	測定地点	類型	基準値 (CFU/100ml)
信濃川	信濃川中流	十日町橋	A	300
		魚沼橋	A	300
		長生橋	A	300
		庄瀬橋	A	300
	信濃川下流	平成大橋	A	300
	中津川上流	清水川原橋	AA	20
	中津川下流	中津川橋	A	300
	清津川	清津川発電所	AA	20
		清津大橋	AA	20
	魚野川上流	東橋	AA	100
	魚野川下流	小出橋	A	300
	三国川	三国川橋	A	300
	佐梨川下流	佐梨川橋	A	300
	渋海川	飯塚橋	A	300
	刈谷田川	中西橋	A	300
	五十嵐川	上水道取水点	A	300
	加茂川上流	八幡橋	A	300
	中ノ口川	西信濃川大橋	A	300
西川上流	西川橋	A	300	
阿賀野川	阿賀野川(4)	麒麟橋	A	300
		横雲橋	A	300
	常浪川	城山橋	AA	100
	早出川	羽下大橋	AA	100
関川	関川上流	一之橋上流	AA	20
	矢代川上流	瀬渡橋上流	AA	100
	保倉川上流	保倉川橋上流	A	300
大川	大川	大川橋	A	300
三面川	三面川	瀬波橋	A	300
	高根川	昭和橋	A	300
荒川	荒川中流	荒川取水堰	AA	20
胎内川	胎内川上流	胎内川橋	AA	20
加治川	加治川	次第浜橋	A	300
柿崎川	柿崎川	黒川橋	A	300
名立川	名立川	名立橋	A	300
能生川	能生川	鱗崎橋	A	300
姫川	姫川	山本地先	AA	20
国府川	国府川	国府橋	B	1,000

< 海域 >

水系名	測定地点	類型	基準値 (CFU/100ml)
弥彦・米山地先海域	No. 2	A	20
	No. 4	A	20
	No. 10	A	20
西頸城地先海域	No. 1	A	20
	No. 6	A	20
真野湾	No. 1	A	20
小木港	No. 1	A	20
県北海域	No. 4	A	20

○ 要監視項目に係る指針値及び測定方法

項 目	指 針 値	測 定 方 法
ク ロ ロ ホ ル ム	0.06 mg/L以下	規格 K0125 5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	〃
1,2-ジクロロプロパン	0.06 mg/L以下	〃
p-ジクロロベンゼン	0.2 mg/L以下	〃
イ ソ キ サ チ オ ン	0.008 mg/L以下	通知1付表1の第1又は第2に掲げる方法
ダ イ ア ジ ノ ン	0.005 mg/L以下	〃
フ ェ ニ ト ロ チ オ ン	0.003 mg/L以下	〃
イ ソ プ ロ チ オ ラ ン	0.04 mg/L以下	〃
オ キ シ ン 銅	0.04 mg/L以下	通知1付表2に掲げる方法
ク ロ ロ タ ロ ニ ル	0.05 mg/L以下	通知1付表1の第1又は第2に掲げる方法
プ ロ ピ ザ ミ ド	0.008 mg/L以下	〃
E P N	0.006 mg/L以下	〃
ジ ク ロ ル ボ ス	0.008 mg/L以下	〃
フ ェ ノ プ カ ル プ	0.03 mg/L以下	〃
イ プ ロ ベ ン ホ ス	0.008 mg/L以下	〃
ク ロ ル ニ ト ロ フ ェ ン	—	〃
ト ル エ ン	0.6 mg/L以下	規格 K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
キ シ レ ン	0.4 mg/L以下	〃
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg/L以下	通知1付表3の第1又は第2に掲げる方法
ニ ッ ケ ル	—	規格K0102-3 18.4、18.5又は規格K0102-3 4.5.3に定める方法(ただし、測定波長232.0 nmとする。また、共存物質の影響が考えられる場合には、ニッケル標準液を用いて、規格K0102-3 13.3.5の標準添加法にて定量する。なお、マトリックスモディファイヤーは、硝酸パラジウム(Ⅱ)溶液等、十分に検討し適切なものを使用する。)
モ リ ブ デ ン	0.07 mg/L以下	規格K0102-3 27.2、27.3又は規格K0102-3 4.5.3に定める方法(ただし、測定波長313.3 nmとする。また、共存物質の影響が考えられる場合には、モリブデン標準液を用いて、規格K0102-3 13.3.5の標準添加法にて定量する。なお、マトリックスモディファイヤーは、硝酸パラジウム(Ⅱ)溶液等、十分に検討し適切なものを使用する。)
ア ン チ モ ン	0.02 mg/L以下	規格K0102-3 21.2、21.3又は21.4に定める方法
塩 化 ビ ニ ル モ ノ マ ー	0.002 mg/L以下	通知2付表1に掲げる方法
エ ピ ク ロ ロ ヒ ド リ ン	0.0004 mg/L以下	通知2付表2に掲げる方法
全 マ ン ガ ン	0.2 mg/L以下	規格K0102-3 15.2、15.3、15.4又は15.5に定める方法(準備操作は規格によるほか、海水など塩類を多く含む試料を分析するにあつては、必要に応じ試料を希釈することとする。)
ウ ラ ン	0.002 mg/L以下	規格K0102-3 30.2又は30.3に定める方法
ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOA)	0.00005 mg/L以下 ※	通知3付表1に掲げる方法

※PFOS及びPFOAの指針値については、PFOS及びPFOAの合計値とする

通知1:水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目の測定方法について

(平成5年4月28日付け環水規第121号環境庁水質保全局水質規制課長通知)

通知2:水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について

(平成16年3月31日付け環水企発第040331003号、環水土発第040331005号環境省環境管理局水環境部長通知)

通知3:水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について

(令和2年5月28日付け環水大発第2005281号、環水大土発第2005282号環境省水・大気環境局長通知)

規格:日本産業規格

○水生生物の保全に係る要監視項目の水域類型及び指針値

項 目	水域	類型	指 針 値	測定方法
クロロホルム	河川及び湖沼	生物A	0.7 mg/L以下	規格K0125（用水・排水中の揮発性有機化合物試験方法） 5.1、5.2及び5.3.1に定める方法
		生物特A	0.006 mg/L以下	
		生物B	3 mg/L以下	
		生物特B	3 mg/L以下	
	海 域	生物A	0.8 mg/L以下	
		生物特A	0.8 mg/L以下	
フェノール	河川及び湖沼	生物A	0.05 mg/L以下	通知4付表1に掲げる方法
		生物特A	0.01 mg/L以下	
		生物B	0.08 mg/L以下	
		生物特B	0.01 mg/L以下	
	海 域	生物A	2 mg/L以下	
		生物特A	0.2 mg/L以下	
ホルムアルデヒド	河川及び湖沼	生物A	1 mg/L以下	通知4付表2に掲げる方法
		生物特A	1 mg/L以下	
		生物B	1 mg/L以下	
		生物特B	1 mg/L以下	
	海 域	生物A	0.3 mg/L以下	
		生物特A	0.03 mg/L以下	
4-t-オクチルフェノール	河川及び湖沼	生物A	0.001 mg/L以下	通知5付表1に掲げる方法
		生物特A	0.0007 mg/L以下	
		生物B	0.004 mg/L以下	
		生物特B	0.003 mg/L以下	
	海 域	生物A	0.0009 mg/L以下	
		生物特A	0.0004 mg/L以下	
アニリン	河川及び湖沼	生物A	0.02 mg/L以下	通知5付表2に掲げる方法
		生物特A	0.02 mg/L以下	
		生物B	0.02 mg/L以下	
		生物特B	0.02 mg/L以下	
	海 域	生物A	0.1 mg/L以下	
		生物特A	0.1 mg/L以下	
2,4-ジクロロフェノール	河川及び湖沼	生物A	0.03 mg/L以下	通知5付表3に掲げる方法
		生物特A	0.003 mg/L以下	
		生物B	0.03 mg/L以下	
		生物特B	0.02 mg/L以下	
	海 域	生物A	0.02 mg/L以下	
		生物特A	0.01 mg/L以下	

通知4：水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について

（平成15年11月5日付け環水企発第031105001号・環水管発第031105001号環境省環境管理局水環境部長通知）

通知5：水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について

（平成25年3月27日付け環水大発第1303272号環境省水・大気環境局長通知）

○水質汚濁に係る環境基準の水域類型指定状況

○河川

<一般項目(BOD等)>

水系名	水域	範囲	該当類型	達成期間	告示等年月日
信濃川	信濃川中流	県境から中ノ口川合流点まで	A	イ	S46.5.25閣議決定
	信濃川下流	中ノ口川合流点より下流	A	ア	S46.5.25閣議決定 H15.3.27環境省告示
	中津川上流	穴藤ダムより上流	AA	ア	S46.5.25閣議決定
	中津川下流	穴藤ダムから信濃川合流点まで	A	ア	S46.5.25閣議決定
	清津川	全域	AA	ア	S46.5.25閣議決定 H16.1.16県告示 (R6.3.22一部改正)
	魚野川上流	大源太川合流点より上流	AA	ア	S46.5.25閣議決定
	魚野川下流	大源太川合流点より下流	A	ア	S46.5.25閣議決定
	三国川	六日町大字清水瀬字入山622番の1地先より下流	A	ア	S53.4.28県告示
	宇田沢川	全域	A	ア	S53.4.28県告示
	佐梨川上流	小平沢橋より上流	A	ア	S53.4.28県告示
	佐梨川下流	小平沢橋から魚野川合流点まで	A	ア	S53.4.28県告示 (H16.1.16一部改正)
	破間川	全域	A	ア	S53.4.28県告示
	洩海川	全域	A	ア	S46.5.25閣議決定
	黒川	黒川放水路を含む全域	B	ア	H14.3.19県告示
	猿橋川上流	霞橋より上流	A	ア	S53.4.28県告示
	猿橋川下流	霞橋から信濃川合流点まで	B	ア	S53.4.28県告示
	刈谷田川	全域	A	ア	S46.5.25閣議決定 R 5.3.24県告示
	五十嵐川	全域	A	ア	S46.5.25閣議決定 H16.1.16県告示 (R6.3.22一部改正)
	加茂川上流	八幡橋より上流	A	ア	S61.4.25県告示
	加茂川下流	八幡橋直下流から信濃川合流点まで	B	ア	S61.4.25県告示
	能代川	全域	B	イ	S46.5.25閣議決定
	小阿賀野川	全域	A	ア	S46.5.25閣議決定 H16.1.16県告示
	中ノ口川	全域	A	イ	S46.5.25閣議決定
	西川上流	善光寺橋より上流	A	イ	S46.5.25閣議決定
	西川下流	善光寺橋から信濃川合流点まで	B	イ	S46.5.25閣議決定
	通船川	旧木戸閘門から信濃川合流点まで	D	ア	S46.5.25閣議決定 H16.1.16県告示
	栗ノ木川上流	亀田排水路の新潟市道横越木津線との交点から竹尾揚水機まで	C	ウ	S51.4.22県告示 (S61.4.25一部改正) (R5.3.24一部改正)
	栗ノ木川下流	竹尾揚水機より下流	E	ウ	S46.5.25閣議決定 R 5.3.24県告示
放水路		A	イ	S46.5.25閣議決定	

水系名	水域	範囲	該当類型	達成期間	告示等年月日
阿賀野川	阿賀野川(4)	新郷ダムより下流	A	ア	S48.3.31環境庁告示
	常浪川	全域	AA	ア	S51.4.22県告示
	新谷川	全域	AA	ア	S51.4.22県告示
	都辺田川	全域	A	ア	S51.4.22県告示
	早出川	全域	AA	ア	S51.4.22県告示
	安野川	全域	A	イ	S51.4.22県告示
	福島潟	高橋から潟口橋まで	B	ウ	S51.4.22県告示
	新井郷川上流	潟口橋から旧加治川合流点まで	B	ア	S51.4.22県告示 (H16.1.16一部改正) (R6.3.22一部改正)
	新井郷川下流	旧加治川合流点より下流	C	ウ	S51.4.22県告示
	新発田川	住吉橋より下流	C	ア	S51.4.22県告示
関川	関川上流	一之橋より上流	AA	ア	S46.5.25閣議決定
	関川中流	一之橋から渋江川合流点まで	A	ア	S46.5.25閣議決定
	関川下流	渋江川合流点より下流	A	ア	S46.5.25閣議決定 H16.1.16県告示 (R5.3.24一部改正)
	渋江川上流	県道西野谷二本木停車場線との交点より上流	AA	ア	S52.4.30県告示 (R5.3.24一部改正)
	渋江川下流	県道西野谷二本木停車場線との交点から関川合流点まで	B	ア	S52.4.30県告示 (R5.3.24一部改正)
	矢代川上流	瀬渡橋より上流	AA	ア	S52.4.30県告示
	矢代川下流	瀬渡橋から関川合流点まで	A	ア	S52.4.30県告示
	保倉川上流	飯田川合流点より上流	A	ア	S46.5.25閣議決定 H16.1.16県告示 (R6.3.22一部改正)
	保倉川下流	飯田川合流点より下流	B	ア	S46.5.25閣議決定 H16.1.16県告示
	飯田川上流	川浦橋より上流	A	ア	S52.4.30県告示
	飯田川下流	川浦橋から保倉川合流点まで	A	ア	S52.4.30県告示 (R5.3.24一部改正)
大川	大川	中継川及び小俣川を含む全域	A	ア	S54.4.13県告示
三面川	三面川	全域	A	ア	S52.4.30県告示
	高根川	全域	A	ア	S52.4.30県告示
荒川	荒川中流	県境から旭橋まで	AA	ア	S49.4.1県告示 (H16.1.16一部改正)
	荒川下流	旭橋より下流	AA	ア	S49.4.1県告示 (H16.1.16一部改正)
胎内川	胎内川上流	高野橋より上流	AA	ア	S48.4.20県告示 (H22.3.9一部改正) (R5.3.24一部改正) (R6.3.22一部改正)
	胎内川下流	高野橋から下流	A	ア	S48.4.20県告示 (H16.1.16一部改正) (R5.3.24一部改正)
落堀川	落堀川	舟戸川を含む全域	B	ア	S53.4.28県告示
加治川	加治川	全域	A	ア	S53.4.28県告示

水系名	水域	範囲	該当類型	達成期間	告示等年月日
新 川	大通川	全域	C	イ	S46. 5. 25閣議決定
	新川	全域	C	イ	S46. 5. 25閣議決定
新 島 崎 川	新島崎川水域	全域	B	ア	S51. 4. 22県告示 (S62. 3. 31一部改正)
郷 本 川	郷本川水域	全域	B	ア	S51. 4. 22県告示 (S62. 3. 31一部改正)
島 崎 川	島崎川水域	全域	C	ア	S51. 4. 22県告示 (S62. 3. 31一部改正)
鯖 石 川	鯖石川	全域	A	ア	S49. 4. 1県告示 (R5. 3. 24一部改正) (R6. 3. 22一部改正)
鵜 川	鵜川	全域	A	ア	S49. 4. 1県告示 (R5. 3. 24一部改正) (R6. 3. 22一部改正)
柿 崎 川	柿崎川	全域	A	ア	S51. 4. 22県告示 (H16. 1. 16一部改正) (R6. 3. 22一部改正)
	吉川	全域	B	ア	S51. 4. 22県告示
名 立 川	名立川	全域	A	ア	H16. 3. 26県告示
能 生 川	能生川	全域	A	ア	S51. 4. 22県告示
早 川	早川	全域	A	ア	S51. 4. 22県告示
青 海 川	青海川	御幸橋より下流	C	ア	S53. 4. 28県告示 (H16. 1. 16一部改正)
姫 川	姫川	県境より下流	A A	ア	S51. 4. 22県告示
国 府 川	国府川	全域	B	ア	S52. 4. 30県告示 (H1. 3. 10一部改正)

注) 達成期間の「ア」とは直ちに達成、「イ」とは5年以内に可及的すみやかに達成、「ウ」とは5年を超える期間で可及的すみやかに達成を示す。

<水生生物保全項目>

水系名	水域	範囲	該当類型	達成期間	告示等年月日
信 濃 川	信濃川(1)	長生橋より上流に限る	生物A	ア	H22. 9. 24環境省告示
	信濃川(2)	長生橋より下流に限る	生物B	ア	H22. 9. 24環境省告示
	中津川上流	県境から穴藤ダムまで	生物A	ア	H25. 3. 12県告示
	中津川下流	穴藤ダムから信濃川合流点まで	生物A	ア	H25. 3. 12県告示
	清津川上流	水無川合流点より上流	生物A	ア	H25. 3. 12県告示
	清津川下流	水無川合流点から信濃川合流点まで	生物A	ア	H25. 3. 12県告示
	魚野川上流	大源太川合流点より上流	生物A	ア	H25. 3. 12県告示
	魚野川下流	大源太川合流点より下流	生物A	ア	H25. 3. 12県告示

水系名	水域	範囲	該当類型	達成期間	告示等年月日
信濃川	三国川	南魚沼市清水瀬字入山622番の1地先より下流	生物A	ア	H25.3.12県告示
	宇田沢川	全域	生物A	ア	H25.3.12県告示
	佐梨川上流	小平沢橋より上流	生物A	ア	H25.3.12県告示
	佐梨川下流	小平沢橋から魚野川合流点まで	生物A	ア	H25.3.12県告示
	破間川	全域	生物A	ア	H25.3.12県告示
	渋海川	全域	生物B	ア	H25.3.12県告示
	黒川	黒川放水路を含む全域	生物B	ア	H25.3.12県告示
	猿橋川上流	霞橋より上流	生物A	ア	H25.3.12県告示
	猿橋川下流	霞橋から信濃川合流点まで	生物B	ア	H25.3.12県告示
	刈谷田川	全域	生物A	ア	H25.3.12県告示
	五十嵐川上流	三条市上水道取水点より上流	生物A	ア	H25.3.12県告示
	五十嵐川下流	三条市上水道取水点から信濃川合流点まで	生物A	ア	H25.3.12県告示
	加茂川上流	八幡橋より上流	生物A	ア	H25.3.12県告示
	加茂川下流	八幡橋直下流から信濃川合流点まで	生物B	ア	H25.3.12県告示
	能代川	全域	生物B	ア	H25.3.12県告示
	小阿賀野川	全域	生物B	ア	H25.3.12県告示
	中ノ口川	全域	生物B	ア	H25.3.12県告示
	西川上流	善光寺橋より上流	生物B	ア	H25.3.12県告示
	西川下流	善光寺橋から信濃川合流点まで	生物B	ア	H25.3.12県告示
	通船川	旧木戸閘門から信濃川合流点まで	生物B	ア	H25.3.12県告示
栗ノ木川上流	亀田排水路の新潟市道横越木津線との交点から竹尾揚水機まで	生物B	ア	H25.3.12県告示	
栗ノ木川下流	竹尾揚水機より下流	生物B	ア	H25.3.12県告示 (R5.3.24一部改正)	
放水路		生物B	ア	H25.3.12県告示	
阿賀野川	阿賀野川上流	早出川合流点より上流に限る。ただし、大川ダム貯水池(若郷湖)(全域)を除く	生物A	ア	H22.9.24環境省告示
	阿賀野川下流	早出川合流点より下流に限る	生物B	ア	H22.9.24環境省告示
	常浪川	全域	生物A	ア	H25.3.12県告示
	新谷川	全域	生物A	ア	H25.3.12県告示
	都辺田川	全域	生物B	ア	H25.3.12県告示
	早出川	全域	生物A	ア	H25.3.12県告示
	安野川	全域	生物B	ア	H25.3.12県告示
	福島潟	高橋から潟口橋まで	生物B	ア	H25.3.12県告示
	新井郷川上流	潟口橋から新井郷川排水機場まで	生物B	ア	H25.3.12県告示
	新井郷川中流	新井郷川排水機場から旧加治川合流点まで	生物B	ア	H25.3.12県告示
	新井郷川下流	旧加治川合流点より下流	生物B	ア	H25.3.12県告示
新発田川	住吉橋より下流	生物B	ア	H25.3.12県告示	
関川	関川上流	一之橋より上流	生物A	ア	H23.3.15県告示
	関川中流	一之橋から渋江川合流点まで	生物A	ア	H23.3.15県告示

水系名	水域	範囲	該当類型	達成期間	告示等年月日
関川	関川下流	渋江川合流点より下流	生物B	ア	H23.3.15県告示
	渋江川上流	県道西野谷二本木停車場線との交点より上流	生物A	ア	H23.3.15県告示 (R5.3.24一部改正)
	渋江川下流	県道西野谷二本木停車場線との交点から関川合流点まで	生物A	ア	H23.3.15県告示 (R5.3.24一部改正)
	矢代川上流	瀬渡橋より上流	生物A	ア	H23.3.15県告示
	矢代川下流	瀬渡橋から関川合流点まで	生物A	ア	H23.3.15県告示
	保倉川上流	保倉川橋より上流	生物A	ア	H23.3.15県告示
	保倉川中流	保倉川橋から飯田川合流点まで	生物B	ア	H23.3.15県告示
	保倉川下流	飯田川合流点より下流	生物B	ア	H23.3.15県告示
	飯田川上流	川浦橋より上流	生物A	ア	H23.3.15県告示
飯田川下流	川浦橋から保倉川合流点まで	生物B	ア	H23.3.15県告示	
大川	大川	中継川及び小俣川を含む全域	生物A	ア	H22.3.9県告示
三面川	三面川(1)	昭和38年農林水産省告示第1043号に掲げる河口から種川分岐点までの水域	生物特A	ア	H21.3.3県告示
	三面川(2)	種川分岐点から上流全域	生物A	ア	H21.3.3県告示
	高根川	全域	生物A	ア	H21.3.3県告示
荒川	荒川中流	県境から旭橋まで	生物A	ア	H26.3.18県告示
	荒川下流	旭橋より下流	生物A	ア	H26.3.18県告示
胎内川	胎内川上流	胎内川頭首工から上流	生物A	ア	H22.3.9県告示
	胎内川中流	胎内川頭首工から高野橋まで	生物A	ア	H22.3.9県告示
	胎内川下流	高野橋から下流	生物A	ア	H22.3.9県告示
落堀川	落堀川	舟戸川を含む全域	生物B	ア	H26.3.18県告示
加治川	加治川	全域	生物A	ア	H22.3.9県告示
新川	大通川	全域	生物B	ア	H26.3.18県告示
	新川	全域	生物B	ア	H26.3.18県告示
新島崎川	新島崎川水域	全域	生物B	ア	H26.3.18県告示
郷本川	郷本川水域	全域	生物B	ア	H26.3.18県告示
島崎川	島崎川水域	全域	生物B	ア	H26.3.18県告示
鯖石川	鯖石川上流	小坂橋より上流	生物A	ア	H26.3.18県告示
	鯖石川中流	小坂橋から豊田橋まで	生物B	ア	H26.3.18県告示
	鯖石川下流	豊田橋より下流	生物B	ア	H26.3.18県告示
鵜川	鵜川上流	御幸橋より上流	生物A	ア	H26.3.18県告示
	鵜川下流	御幸橋より下流	生物B	ア	H26.3.18県告示
柿崎川	柿崎川上流	吉川合流点より上流	生物A	ア	H24.3.6県告示
	柿崎川下流	吉川合流点より下流	生物B	ア	H24.3.6県告示
	吉川	全域	生物B	ア	H24.3.6県告示
名立川	名立川	全域	生物A	ア	H24.3.6県告示
能生川	能生川	全域	生物A	ア	H24.3.6県告示
早川	早川	全域	生物A	ア	H24.3.6県告示
青海川	青海川	御幸橋より下流	生物B	ア	H24.3.6県告示
姫川	姫川	県境より下流	生物A	ア	H24.3.6県告示
国府川	国府川	全域	生物B	ア	H26.3.18県告示

注) 達成期間の「ア」とは直ちに達成、「イ」とは5年以内に可及的すみやかに達成、「ウ」とは5年を超える期間で可及的すみやかに達成を示す。

○湖沼

<一般項目(COD等)>

水系名	水域	範囲	該当類型	達成期間	告示等年月日
信濃川	鳥屋野潟	全域	湖沼B	イ	S46.5.25閣議決定
阿賀野川	奥只見貯水池	新潟県の水域	湖沼A	ア	S51.4.22県告示

注) 達成期間の「ア」とは直ちに達成、「イ」とは5年以内に可及的すみやかに達成、「ウ」とは5年を超える期間で可及的すみやかに達成を示す。

<水生生物保全項目>

水系名	水域	範囲	該当類型	達成期間	告示等年月日
信濃川	鳥屋野潟	全域	生物B	ア	H25.3.12県告示
阿賀野川	奥只見貯水池	新潟県の水域	生物A	ア	H24.3.6県告示

注) 達成期間の「ア」とは直ちに達成、「イ」とは5年以内に可及的すみやかに達成、「ウ」とは5年を超える期間で可及的すみやかに達成を示す。

○海域

<一般項目(COD等)>

水系名	水域	範囲	該当類型	達成期間	告示等年月日
新潟海域	新潟海域(甲)	別記1参照	海域A	ア	S50.6.6県告示
	新潟海域(乙)	別記2参照	海域A	イ	S50.6.6県告示
	新潟海域(丙)	別記3参照	海域B	ア	S50.6.6県告示
	新潟海域(新潟東港)	別記4参照	海域B	ア	S61.4.25県告示
弥彦・米山地先海域	弥彦・米山地先海域(弥彦地先)	別記11参照	海域A	ア	S53.4.28県告示 (H3.3.26一部改正) (H26.3.14一部改正)
	弥彦・米山地先海域(米山地先)	別記12参照	海域A	ア	S53.4.28県告示 (H3.3.26一部改正) (H26.3.14一部改正)
直江津海域	直江津海域	別記5参照	海域A	ア	S50.6.6 県告示
西頸城地先海域	西頸城地先海域	別記13参照	海域A	ア	S53.4.28県告示 (H3.3.26一部改正)
両津湾	両津湾(甲水域)	別記6参照	海域A	ア	S52.4.30県告示 (H10.3.24一部改正) (R5.3.24一部改正)
	両津湾(乙水域)	別記7参照	海域B	ア	S54.4.13県告示 (H10.3.24一部改正) (R5.3.24一部改正)
	両津湾(丙水域)	別記8参照	海域B	ア	S54.4.13県告示 (H10.3.24一部改正) (R5.3.24一部改正)
真野湾	真野湾	別記9参照	海域A	ア	S52.4.30県告示 (H12.3.10一部改正)
小木港	小木港	別記10参照	海域A	ア	S52.4.30県告示 (H3.3.26一部改正)
県北海域	県北海域	別記14参照	海域A	ア	H3.4.2県告示

注) 達成期間の「ア」とは直ちに達成、「イ」とは5年以内に可及的すみやかに達成、「ウ」とは5年を超える期間で可及的すみやかに達成を示す。

<窒素、磷に係る項目>

水系名	水域	範囲	該当類型	達成期間	告示等年月日
両津湾	両津港	別記7参照	海域Ⅱ	ア	H10.3.24県告示
	加茂湖	別記8参照	海域Ⅱ	ア	H10.3.24県告示 (R5.3.24一部改正)
真野湾	真野湾	別記9参照	海域Ⅰ	ア	H12.3.10県告示

注) 達成期間の「ア」とは直ちに達成、「イ」とは5年以内に可及的すみやかに達成、「ウ」とは5年を超える期間で可及的すみやかに達成を示す。

○別記

- 1 新潟海域(甲)
関屋分水路右岸端から加治川河口左岸端に至る陸岸の地先海域であって、新潟海域(乙)、新潟海域(丙)及び新潟東港西防波堤先端と新潟東港東埋立地角とを結ぶ直線より内陸部に係る部分を除いたもの
- 2 新潟海域(乙)
信濃川西防波堤先端と同端から北4,000メートルの地点を結ぶ直線、新井郷川河口右岸端と同端から北4,000メートルの地点を結ぶ直線、前二直線の先端を結ぶ直線及び陸岸に囲まれた海域であって、新潟海域(丙)に係る部分を除いたもの
- 3 新潟海域(丙)
海岸線上における新潟市船江町1丁目と2丁目の境界地点と同地点から北北西1,500メートルの地点を結ぶ直線、同直線先端と信濃川西防波堤先端を結ぶ直線及び陸岸により囲まれた海域
- 4 新潟海域(新潟東港)
新潟東港西防波堤先端と新潟東港東埋立地角とを結ぶ直線より内陸部に係る海域
- 5 直江津海域
岩戸川河口右岸端から新堀川河口左岸に至る陸岸の地先海域
- 6 両津湾(甲水域)
金剛山三角点(965メートル)から149度に引いた線及び陸岸により囲まれた海域。ただし、両津港南防波堤、同防波堤先端と同防波堤の延長線と両津港北防波堤との交点を結ぶ線、両津港北防波堤、両津漁港南防波堤、同防波堤先端と両津漁港北防波堤先端を結ぶ線、両津漁港北防波堤及び陸岸により囲まれた海域並びに加茂湖の海域を除く
- 7 両津湾(乙水域)・両津港
両津港南防波堤、同防波堤先端と同防波堤の延長線と両津港北防波堤との交点を結ぶ線、両津港北防波堤、両津漁港南防波堤、同防波堤先端と両津漁港北防波堤先端を結ぶ線、両津漁港北防波堤及び陸岸により囲まれた海域
- 8 両津湾(丙水域)・加茂湖
加茂湖
- 9 真野湾
田切須崎と台ヶ鼻を結ぶ線及び陸岸に囲まれた海域
- 10 小木港
城山山頂(北緯37度48分22秒、東経138度16分50秒)を中心として1,800メートルの半径を有する円内の海域
- 11 弥彦・米山地先海域(弥彦地先)
関屋分水路右岸端から相場川河口左岸端に至る陸岸の地先海域
- 12 弥彦・米山地先海域(米山地先)
相場川左岸端から新堀川河口左岸端に至る陸岸の地先海域
- 13 西頸城地先海域
岩戸川河口右岸端から富山県との境界である境川河口の地点に至る陸岸の地先海域
- 14 県北海域
加治川河口左岸端から山形県との境界地点に至る陸岸の地先海域

Ⅱ 地下水の水質測定計画

1 目的

この計画は、水質汚濁防止法第 16 条第 1 項の規定に基づき、新潟県内の地下水（湧水除く）の水質測定について必要な事項を定めるものである。

2 測定期間

測定期間は、令和 8 年 4 月から令和 9 年 3 月までとする。

3 測定機関

新潟県、新潟市、長岡市及び上越市

4 調査の種類及び調査対象

(1) 概況調査

ア 県内の全体的な地下水質の概況を把握するため、年次計画をたてて実施する。

(ア) 環境監視調査

県内に地形、地質、地下水流動等から 32 流域（表 1、図 1）を設定し、流域内の地下水質の概況を把握するため、次の要件で選定した 208 地区（新潟県調査分 133 地区、新潟市調査分 25 地区、長岡市調査分 25 地区、上越市調査分 25 地区）について、令和 3 年度から令和 8 年度までの 6 年間で実施する。（表 2）

令和 8 年度は、このうち 25 流域 34 地区（34 地点）を対象とする。

流域区分別調査地点数は、表 3 のとおりである。

<地区選定要件>

- ① 地域全体の地下水の水質概況を把握するための地点として適当と考えられる地区
- ② 飲料用や消雪用等に地下水の利用が多く、地下水が汚染された場合、人の健康や公共用水域等に影響を及ぼすおそれが高い地区
- ③ 有害物質を製造し、使用し、若しくは処理し、又はその保管をしている事業場（過去の使用等を含む。以下「有害物質使用事業場」という。）の周辺地区及び地下水流動系の下流地区

(イ) 事業場等監視調査

これまで調査を実施していない有害物質使用事業場等の周辺地区及び環境監視調査の対象流域でない地域等の地下水汚染の状況を把握するため、年度ごとに次の要件で選定した地区で実施することとしているが、令和 8 年度は該当する地区がないため、実施しない。

＜地区選定要件＞

- ① これまで調査を実施していない有害物質使用事業場等の周辺地区
- ② 環境監視調査の対象流域でない地域にある地下水利用地区
- ③ その他利水的に重要な地域等で調査が必要な地区

イ 環境基準項目が検出^{*}された場合は、原則として、速やかに汚染井戸周辺地区調査を行う。また、環境基準値を超える値で検出された地区においては、利水状況、工場・事業場の立地の状況等を勘案し、代表的な地点（最高濃度地点等）について、次年度以降、継続監視調査を行う。

ウ 要監視項目が指針値を超過した場合は、イに準じて調査を行う。

※ 「検出」とは、測定項目ごとに定められた報告下限値(P106 別表 1 を参照)以上の値が得られることをいう。以下同じ。

(2) 新規汚染井戸周辺地区調査

ア 概況調査や事業者からの自主検査報告等により新たな地下水汚染又は土壌汚染が判明した場合に、その周辺地区で汚染原因と汚染範囲を把握するために実施する。

また、継続監視調査等において著しく濃度が上昇した場合も、地下浸透による新たな汚染が疑われるため、同様に実施する。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、調査対象外とすることができる。

- 検出地点及びその周辺に人為的汚染源が無く、汚染原因が明らかに自然的要因と考えられ、かつ、当該地区で地下水が飲用に利用されていない場合
- これまでに汚染井戸周辺地区調査により汚染範囲の把握がなされている地区であって、周辺における地下水利用実態がその当時と変化していないことが明らかであり、新たな飲用指導等の必要がない場合
- 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が検出された場合であって、次のいずれかに該当する場合
 - ・濃度が 2 mg/L 以下の場合
 - ・濃度が 2 mg/L を超え 10mg/L 以下であり、当該地区で地下水が飲用に利用されていない場合
- ふっ素が検出された場合であって、その濃度が 0.4mg/L 以下の場合
- ほう素が検出された場合であって、その濃度が 0.5mg/L 以下の場合
- 土壌ガス調査において有害物質が検出された場合であって、土壌溶出量調査がすべて基準値以下であった場合

イ 測定地点は 1 地区 5 地点程度とし、1 回の調査で汚染範囲等が把握できない場合は、さらに範囲を拡大して実施する。

ウ 事業者からの自主検査報告等により新たな汚染が判明した地点の周辺地区で汚染井戸周辺地区調査を実施した結果、環境基準値を超える値が検出され

た場合は、次年度以降、継続監視調査を行う。

(3) 継続監視調査

ア 概況調査又は新規汚染井戸周辺地区調査等により確認された汚染の経年的な変化を監視するために実施する。

＜調査対象地区＞

概況調査又は新規汚染井戸周辺地区調査を実施した地区

ただし、新規汚染井戸周辺地区調査地点及びその周辺に人為的汚染源が無く、汚染原因が明らかに自然的要因と考えられ、かつ、当該地区で地下水が飲用に利用されていない地区を除く。

イ 調査は、以下に示す地点については毎年行う。

その他の地点については、これまでの継続監視調査の結果を踏まえ、2～4年ごとに調査行う。

なお、これまでの調査により、広く同一の汚染が確認されている一部の地区については、地区内の複数の地点においてローリング調査を行う。

令和8年度は、44地点（毎年調査：32地点、隔年調査：3地点、3年ごとに調査：2地点、4年ごとに調査：1地点、ローリング調査：6地点）で実施する。

＜毎年調査を行う地点＞

- ①検出濃度の変動の傾向が上昇傾向であり、環境基準を超過している又は超過のおそれがある地点
- ②周辺に人為的汚染源があり、現在も使用実態がある地点
- ③周辺の地下水利用状況等から毎年調査が必要な地点
- ④調査期間が短い地点

＜ローリング調査を行う地区＞

- ・五泉市村松地区
- ・燕市南地区
- ・燕市燕地区
- ・燕市吉田東栄地区
- ・十日町市山本町、昭和町、及び高田町地区
- ・十日町市中屋敷地区

(4) 継続監視地点変更時調査

ア 継続監視調査地点を変更するために実施する。

＜調査対象地区＞

変更しようとする継続監視調査地点の周辺地区

イ 測定地点は1地区5地点程度とする。

(5) 継続監視終了時調査

ア 継続監視調査の終了を判断するために実施する。

<調査対象地区>

継続監視調査において調査項目が連続3回以上環境基準を満たした地点の周辺地区。

イ 測定地点は1地区5地点程度とする。

ウ 継続監視終了時調査において、すべての測定地点が環境基準以下であった場合は、継続監視調査を終了する。基準を超過した場合は、基準超過地点において、引き続き継続監視調査を実施する。なお、継続監視終了の判断は、汚染物質や地下水の用途等、各地域の実情を勘案し総合的に判断することとする。

5 測定時期及び測定項目

(1) 概況調査

ア 環境監視調査

(ア) 調査頻度・時期

年1回、原則として7月に実施する。

ただし、井戸の利用状況等によりやむを得ず採水できない場合は別月としても差し支えない。

(イ) 測定項目

pH、電気伝導率及び下欄の環境基準項目28項目のうち、①～⑦、⑨～⑱、⑲、⑳、㉔～㉘の22項目、要監視項目のうちPFOS及びPFOAとする。

<環境基準項目>

①カドミウム, ②全シアン, ③鉛, ④六価クロム, ⑤砒素, ⑥総水銀, ⑦アルキル水銀, ⑧PCB, ⑨ジクロロメタン, ⑩四塩化炭素, ⑪クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー), ⑫1,2-ジクロロエタン, ⑬1,1-ジクロロエチレン, ⑭1,2-ジクロロエチレン, ⑮1,1,1-トリクロロエタン, ⑯1,1,2-トリクロロエタン, ⑰トリクロロエチレン, ⑱テトラクロロエチレン, ⑲1,3-ジクロロプロペン, ⑳チウラム, ㉑シマジン, ㉒チオベンカルブ, ㉓ベンゼン, ㉔セレン, ㉕硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素, ㉖ふっ素, ㉗ほう素, ㉘1,4-ジオキサン
--

ただし、⑨～⑱の項目については、過去2回以上の概況調査で検出がない場合、周辺の当該物質使用事業場の立地等を考慮したうえで全部または一部の項目を省略することができる。次の項目については、下記のとおり扱う。

- a ⑦アルキル水銀については、⑥の項目が検出された場合に測定を行う。
- b ⑭1,2-ジクロロエチレンはシス体とトランス体をそれぞれについて測定を行う。
- c ⑳硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素は、それぞれについて測定を行う。
- d PFOS 及び PFOA 以外の要監視項目については必要に応じて測定を行う。

イ 事業場等監視調査

(ア) 調査頻度・時期

年1回、原則として7月に実施する。

ただし、井戸の利用状況等によりやむを得ず採水できない場合は別月としても差し支えない。

(イ) 測定項目

pH、電気伝導率及び環境基準項目 28 項目のうち①～⑳までの全項目とする。

ただし、上記ア(イ)の a～d については、同様に扱う。

(2) 新規汚染井戸周辺地区調査

ア 調査頻度・時期

汚染判明後速やかに実施する。

イ 測定項目

pH、電気伝導率及び環境基準項目のうち、概況調査等で検出された項目とする。

ただし、概況調査等で検出された項目が⑩の場合は、⑨も併せて測定を行い、⑪、⑬、⑭、⑮、⑰、⑱のいずれかの場合は、原則としてこの6項目全てを測定する。上記(1)ア(イ)の b～d については、同様に扱う。

(3) 継続監視調査

ア 調査頻度・時期

年1回、原則として8月に実施する。

ただし、井戸の利用状況等によりやむを得ず採水できない場合は別月としても差し支えない。

イ 測定項目

pH、電気伝導率及び概況調査又は新規汚染井戸周辺地区調査で検出された項目とする。

ただし、概況調査又は新規汚染井戸周辺地区調査で検出された項目が⑩の場合は、⑨も併せて測定を行い、⑪、⑬、⑭、⑮、⑰、⑱のいずれかの場合は、原則としてこの6項目全てを測定する。上記(1)ア(イ)の b～d について

は、同様に扱う。

(4) 継続監視地点変更時調査

ア 調査頻度・時期

当該井戸の状況に応じて実施する。

イ 測定項目

pH、電気伝導率及び継続監視調査として実施した項目とする。

ただし、上記(1)ア(イ)のb～dについては、同様に扱う。

(5) 継続監視終了時調査

ア 調査頻度・時期

年1回、原則として8月に実施する。

ただし、井戸の利用状況等によりやむを得ず採水できない場合は別月としても差し支えない。

イ 測定項目

pH、電気伝導率及び継続監視調査として実施した項目とする。

ただし、上記(1)ア(イ)のb～dについては、同様に扱う。

6 各調査の測定地点及び測定項目等

(1) 測定地点、測定項目及び測定機関等

概況調査、継続監視調査及び継続監視終了時調査の測定地点、測定項目及び測定機関等は、**表4**のとおりとする。

(2) 市町村別調査地点

概況調査、継続監視調査及び継続監視終了時調査の市町村別測定地点数は、**表5**のとおりとする。

7 測定方法、報告下限値及び数値の取扱い

測定方法及び報告下限値は、**別表1**のとおりとする。

有効数字は2桁とし、3桁目以下を切り捨てる。pHについては、小数第2位を四捨五入し、小数点以下1桁までとする。また、報告下限値の桁を下回る桁については切り捨てる（平成27年3月31日付け環水大水発第1503311号、環水大土発第1503312号）。

8 報告

分析機関は、採水機関に結果を報告し、採水機関は、原則として調査の翌月20日までに調査結果を新潟県環境局環境対策課長（以下「環境対策課長」という。）

に報告する。

なお、採水機関は、基準値又は指針値を超過する結果については、速やかに環境対策課長に報告する。

9 その他

この計画に定めのない事項については、採水機関と環境対策課長が協議して決める。

表 1 環境監視調査における流域の区分

流域番号	名称	対象となる市町村
1	三面川流域低地	村上市(村上市、朝日村)
2	荒川下流域低地	村上市(村上市、荒川町、神林村)
3	荒川上流域低地	関川村
4	越後平野(胎内川流域)	胎内市
5	越後平野(加治川流域)	新発田市(新発田市、加治川村、紫雲寺町)、聖籠町
6	越後平野(阿賀野川右岸地域周辺)	新潟市(豊栄市)、新発田市(豊浦町)、阿賀野市
7	粟島内浦周辺低地	粟島浦村
8	津川地区周辺及び常浪川流域低地	阿賀町
9	越後平野(新津地区及び白根地区周辺)	新潟市(新津市、白根市、小須戸町、横越町、亀田町)
10	早出川及び能代川流域低地	五泉市
11	越後平野(加茂市周辺)及び加茂川流域低地	加茂市、田上町
12	越後平野(西蒲原地区)	新潟市(岩室村、巻町、西川町、味方村、潟東村、月潟村、中之口村)、燕市(分水町、吉田町)、弥彦村
13	越後平野(三条市及び燕市周辺)	三条市(三条市、栄町)、燕市(燕市)
14	五十嵐川中～上流域低地	三条市(下田村)
15	越後平野(見附市周辺)	長岡市(中之島町)、見附市
16	島崎川流域低地	長岡市(和島村、寺泊町)、出雲崎町
17	越後平野(長岡市周辺)	長岡市(長岡市、越路町、三島町、与板町)
18	渋海川流域低地	長岡市(越路町、小国町)
19	刈谷田川流域低地	長岡市(栃尾市)
20	柏崎平野	柏崎市、刈羽村
21	信濃川流域低地(小千谷市周辺)	長岡市(川口町)、小千谷市
22	魚野川及び破間川流域低地	魚沼市
23	六日町盆地北部	南魚沼市(六日町、大和町)
24	六日町盆地南部及び魚野川流域低地(湯沢町周辺)	南魚沼市(塩沢町)、湯沢町
25	十日町盆地	十日町市(十日町市、川西町)
26	津南町及び中里地区周辺	十日町市(中里村)、津南町
27	高田平野(柿崎川流域)	上越市(柿崎町、吉川町)
28	高田平野(関川流域)	上越市(上越市、大潟町、頸城村、中郷村、板倉町、清里村、三和村)、妙高市
29	能生川、早川、海川、姫川及び青海川流域低地	糸魚川市
30	国中平野	佐渡市(佐和田町、金井町、新穂村、畑野町、真野町)
31	加茂湖周辺低地	佐渡市(両津市)
32	越後平野(新潟市地内)	新潟市(新潟市)

注) 各流域の名称は、平成14年3月に流域区分した際の名称(一部変更)とした。

複数の流域区分を有する市町村については、平成14年3月時点の市町村名を()内に記した。

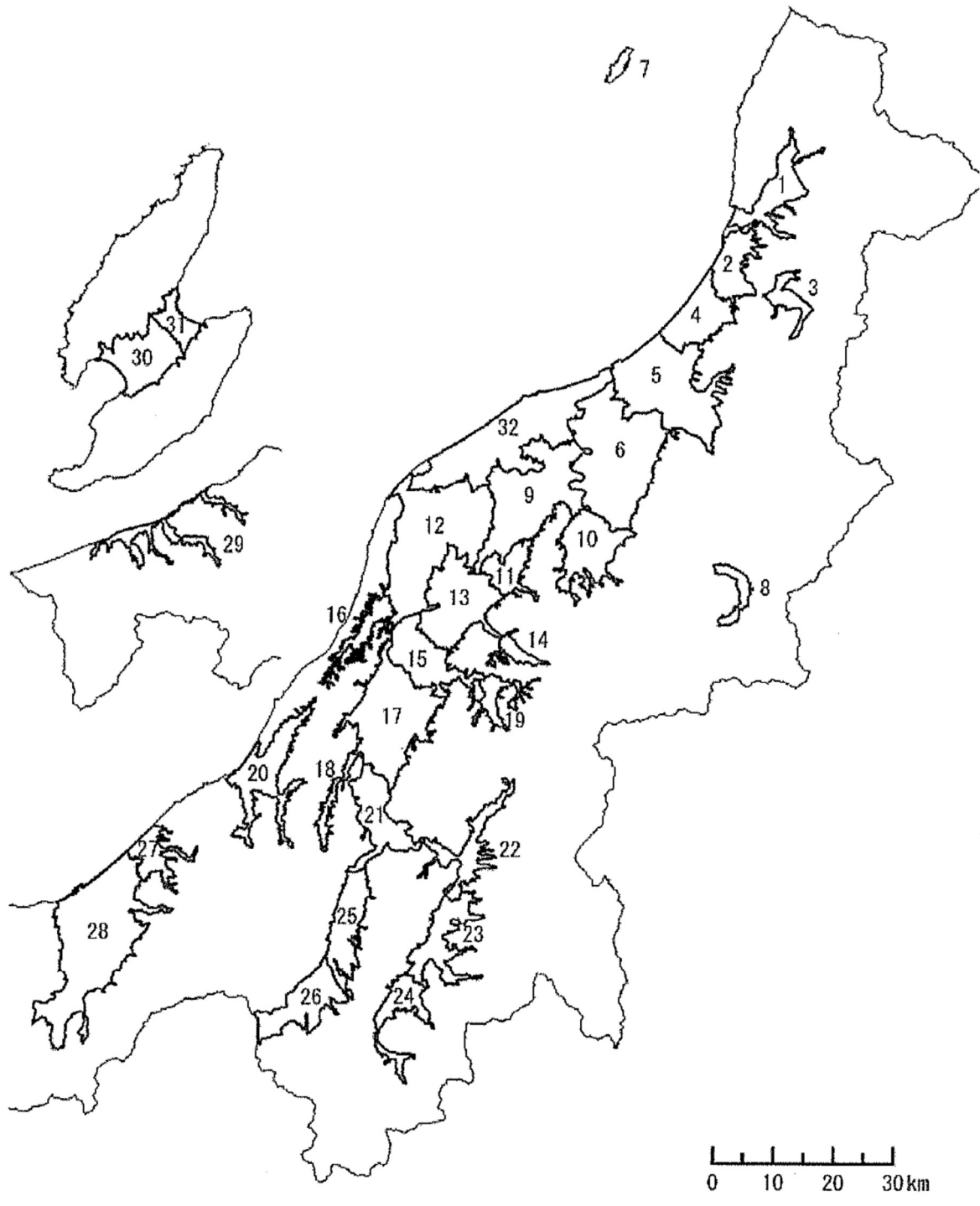


图 1 流域区分图

表2 環境監視調査の調査機関及び年度別調査地点数

調査機関		調査地点数						合計
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	
県	新発田環境センター	7	7	8	8	7	8	45
	三条環境センター	3	3	3	3	3	3	18
	長岡環境センター	2	3	3	3	3	3	17
	南魚沼環境センター	5	4	4	4	5	4	26
	上越環境センター	3	2	2	2	2	2	13
	佐渡環境センター	2	3	2	2	3	2	14
	小計	22	22	22	22	23	22	133
新潟市		4	4	4	5	4	4	25
長岡市		4	5	4	4	4	4	25
上越市		5	4	4	4	4	4	25
合計		35	35	34	35	35	34	208

表3 環境監視調査の流域区分別調査地点数

流域番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	調査流域 計 25
調査地点数	1	1	1	2	1	1	0	1	1	0	1	2	0	1	0	1	
流域番号	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	調査地点 計 34
調査地点数	3	0	0	1	2	1	1	1	1	0	1	3	2	1	1	2	

表5 市町村別測定地点数

市町村名	調査地点数				測定機関
	概況調査		継続監視調査	継続監視 終了時調査	
	環境監視調査	事業場等 監視調査			
新潟市	4		9	6	新潟市
新発田市	1		1		新潟県
村上市	2		1	5	
五泉市			2		
阿賀野市	1		2		
聖籠町					
胎内市	2		1		
関川村	1				
阿賀町	1				
三条市	1		1		
加茂市	1			5	
燕市	1		7		
田上町					
弥彦村					
長岡市	4		3	5	
出雲崎町					新潟県
柏崎市	1		1		
小千谷市	2		1		
見附市			3		
十日町市	1		4		
魚沼市					
南魚沼市	3				
湯沢町					
津南町					
上越市	4		3		上越市
糸魚川市	2				新潟県
妙高市			2	5	
佐渡市	2		3	5	
合計	34	0	44	31	
109					

注) 新規汚染井戸周辺地区調査及び継続監視地点変更時調査は適宜、実施

別表 1

測定方法及び報告下限値

項 目	有効 数字	報告下限 (小数点以下)	報告下限値未満数値 記載方法	測 定 方 法
カドミウム	2桁	4桁まで	<0.0003 (mg/L)	「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」 (平成9年3月環境庁告示第10号)による。
全シアン	〃	1 〃	<0.1 (〃)	
鉛	〃	3 〃	<0.005 (〃)	
六価クロム	〃	2 〃	<0.01 (〃)	
砒素	〃	3 〃	<0.005 (〃)	
総水銀	〃	4 〃	<0.0005 (〃)	
アルキル水銀	〃	4 〃	<0.0005 (〃)	
P C B	〃	4 〃	<0.0005 (〃)	
ジクロロメタン	〃	3 〃	<0.002 (〃)	
四塩化炭素	〃	4 〃	<0.0002 (〃)	
クロロエチレン	〃	4 〃	<0.0002 (〃)	
1,2-ジクロロエタン	〃	4 〃	<0.0004 (〃)	
1,1-ジクロロエチレン	〃	2 〃	<0.01 (〃)	
シス-1,2-ジクロロエチレン	〃	3 〃	<0.002 (〃)	
トランス-1,2-ジクロロエチレン	〃	3 〃	<0.002 (〃)	
1,1,1-トリクロロエタン	〃	4 〃	<0.0005 (〃)	
1,1,2-トリクロロエタン	〃	4 〃	<0.0006 (〃)	
トリクロロエチレン	〃	3 〃	<0.001 (〃)	
テトラクロロエチレン	〃	4 〃	<0.0005 (〃)	
1,3-ジクロロプロペン	〃	4 〃	<0.0002 (〃)	
チウラム	〃	4 〃	<0.0006 (〃)	
シマジン	〃	4 〃	<0.0003 (〃)	
チオベンカルブ	〃	3 〃	<0.002 (〃)	
ベンゼン	〃	3 〃	<0.001 (〃)	
セレン	〃	3 〃	<0.002 (〃)	
硝酸性窒素	〃	2 〃	<0.01 (〃)	
亜硝酸性窒素	〃	2 〃	<0.01 (〃)	
ふっ素	〃	1 〃	<0.1 (〃)	
ほう素	〃	1 〃	<0.1 (〃)	
1,4-ジオキサン	〃	3 〃	<0.005 (〃)	
PFOS	〃	1 〃	<2.5※ (ng/L)	水質汚濁に係る人の健康の保護に關 する環境基準等の施行等について (令和2年5月28日付け環水大発第 2005281号、環水大土発第2005282号 環境省水・大気環境局長通知) 付表1
PFOA	〃	1 〃	<2.5※ (ng/L)	
PFOS 及び PFOA	〃	1 〃	<5.0※ (ng/L)	
p H	—	1 〃	—	規格 K 0102-1 12
電気伝導率	〃	整数1の位まで	<1 (mS/m)	規格 K 0102-1 13

※ PFOS 及び PFOA の報告下限値については、通知のとおり可能な限り小さい値とする

<参 考>

地下水の水質汚濁に係る環境基準（別表より抜粋）

項 目	基 準 値	測 定 方 法
カドミウム	0.003 mg/L 以下	日本産業規格（以下「規格」という。）K0102-3 14.3、14.4 又は 14.5 に定める方法
全シアン	検出されないこと。	規格 K0102-2 9.3.2 若しくは 9.3.3 の蒸留操作を行い、9.4、9.5 若しくは 9.6（ただし、蒸留操作は装置にて行わない。）の分析を行う方法又は昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号（水質汚濁に係る環境基準について）（以下「公共用水域告示」という。）付表 1（蒸留操作は装置にて行う。）に掲げる方法
鉛	0.01 mg/L 以下	規格 K0102-3 13.2、13.3、13.4 又は 13.5 に定める方法
六価クロム	0.02 mg/L 以下	規格 K0102-3 24.3（規格 K0102-3 24.3.3 及び 24.3.7 を除く。）に定める方法（ただし、次の 1 から 2 までに掲げる場合にあっては、それぞれ 1 から 2 までに定めるところによる。） 1 規格 K0102-3 24.3.4、24.3.5 又は 24.3.6 に定める方法による場合（規格 K0102-3 24.3.3.4 の b）による場合に限る。） 試料に、その濃度が基準値相当分（0.02mg/L）増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が 70～120%であることを確認すること。 2 規格 K0102-3 24.3.2 に定める方法により汽水又は海水を測定する場合 1 に定めるところによるほか、規格 K0170-7 7 の a）又は b）に定める操作を行うこと。
砒素	0.01 mg/L 以下	規格 K0102-3 20.3、20.4 又は 20.5 に定める方法
総水銀	0.0005 mg/L 以下	公共用水域告示付表 2 に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	公共用水域告示付表 3 に掲げる方法
P C B	検出されないこと。	公共用水域告示付表 4 に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	規格 K0125 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
クロロエチレン	0.002 mg/L 以下	付表に掲げる方法
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	規格 K0125 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	シス体にあつては規格 K0125 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法、トランス体にあつては、規格 K0125 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下	規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下	規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下	規格 K0125 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
チウラム	0.006 mg/L 以下	公共用水域告示付表 5 に掲げる方法
シマジン	0.003 mg/L 以下	公共用水域告示付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下	公共用水域告示付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
ベンゼン	0.01 mg/L 以下	規格 K0125 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
セレン	0.01 mg/L 以下	規格 K0102-3 26.2、26.3 又は 26.4 に定める方法
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下	硝酸性窒素にあつては規格 K0102-2 15.3、15.4、15.6、15.7 又は 15.8 に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格 K0102-2 14.2、14.3 又は 14.4 に定める方法
ふっ素	0.8 mg/L 以下	規格 K0102-2 5.2 及び 5.3 若しくは 5.4（妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあつては、蒸留試薬溶液として、水約 200ml に硫酸 10ml、りん酸 60ml 及び塩化ナトリウム 10g を溶かした溶液とグリセリン 250ml を混合し、水を加えて 1,000ml としたものを用い、規格 K0170-6 6 図 2 注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。）に定める方法又は規格 K0102-2 5.2（蒸留操作を行う場合にあつては、フェノールフタレイン溶液を加えず、pH 試験紙によって液性を判別する。懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあつては、これを省略することができる。）及び規格 K0102-2 5.5 に定める方法
ほう素	1 mg/L 以下	規格 K0102-3 5.2、5.5 又は 5.6 に定める方法
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下	公共用水域告示付表 7 に掲げる方法
備考	<p>1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。</p> <p>2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102-2 15.3、15.4、15.6、15.7 又は 15.8 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102-2 14.2、14.3 又は 14.4 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。</p> <p>4 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。</p>	

注) 令和 3 年 10 月 7 日改正

<参 考> 地下水の水質汚濁に係る指針値

項 目	指 針 値	測 定 方 法
PFOS 及び PFOA	50 ng/L 以下	水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について (令和 2 年 5 月 28 日付け環水大水発第 2005281 号、環水大土発第 2005282 号環境省水・大気環境局長通知) 付表 1

Ⅱ－２ 地下水の水質測定計画実施要領

この要領は、令和8年度の地下水の水質測定計画に基づく調査の実施にあたり必要な事項を定める。

1 試料の採取容器及び採取方法

試料の採取は、取水施設から流出する地下水の水温が一定となった後、下表のとおりに行う。

項目	試料容器			試料容器の洗浄方法等に係る特記事項	採取方法に係る特記事項
	種類	容量	本数		
重金属（総水銀、アルキル水銀を除く）	ねじ口瓶（ポリ、ガラス）	1～5L	1～5	酸洗浄	—
全シアン	ねじ口瓶（ポリ）	1L	1	—	水酸化ナトリウムを加え、pHを12にする。
総水銀	共栓瓶（ガラス） 又はねじ口瓶（ガラス）	250mL	1	酸洗浄	—
アルキル水銀	ねじ口瓶（ガラス）	1L	1	酸、トルエンで洗浄	—
PCB	ねじ口瓶（ガラス）	1～2L	2	アセトン、n-ヘキサンで洗浄。原則として採水日前1週間以内に行う。	泡立でないように静かに採水した後密栓する。容器は満水にはせず、若干の空間を残す。
農薬（1,3-ジクロロプロパンを除く）	ねじ口瓶（ガラス） 又はガロン瓶	1～4L	2	同上	同上
揮発性有機化合物（クロエチレンを除く。）及び1,3-ジクロロプロパン	ねじ口瓶（ガラス） 又はふらん瓶	250mL	2	105℃で3時間以上加熱する。測定対象物質の汚染のない場所で放冷後キャップ（栓）をして保存する。この操作は原則として採水日前1週間以内に行う。	泡立でないように静かに採水した後、容器に気泡が残らないよう満水にし、密栓する。
クロロエチレン	ねじ口瓶（ガラス） 又はふらん瓶	250mL	2	同上	同上
1,4-ジオキサン	ねじ口瓶（ガラス） 又はふらん瓶	250mL	2	揮発性有機化合物と同時分析する場合、同上とし、試料容器を兼ねる。	同上
		250mL～1L	2	アセトンで洗浄後、120℃で2時間以上加熱する。測定対象物質の汚染のない場所で放冷後キャップ（栓）をして保存する。この操作は原則として採水日前1週間以内に行う。	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	ねじ口瓶（ポリ）	500mL	1	新品の容器を洗浄しないでそのまま使用する。	—
ほう素	ねじ口瓶（ポリ）	100mL	2	同上	—
PFOS及びPFOA	ねじ口瓶（高気密ポリプロピレン）	500mL	2	メタノール洗浄	ステンレス製のバケツやロートを使用する。泡立でないよう静かに採水した後密栓をする。容器は満水にはせず、若干の空間を残す。
上記以外の一般化学試験	ねじ口瓶（ポリ）	1～5L	—	—	—

- 注) 1 窒素関係とほう素以外の試料容器は予め洗剤洗浄を行う。
 2 採水の際、PCB以外の試料容器は必ず共洗いする。
 3 試料容器の洗浄は原則として分析機関が行うこととする。
 4 採取容器の洗浄については、JIS K 0094及び「新しい水質環境基準とその分析法」（環境化学研究会、1993）に従って行う。
 5 上記の試料容器や洗浄方法は一例であり、必要に応じて同等以上の方法に変更してもよい。

2 現地調査項目

別紙1の現地調査票により、全ての採水時に、調査地点の緯度・経度、天候、気温、水温、試料の色、臭気及び井戸の諸元等を調査する。

3 調査結果の報告

調査結果はExcel形式の電子媒体により報告する。

なお、県の調査地点で地下水汚染が確認された場合は、土壌・地下水汚染対策要領に基づき、適切に対応すること。

また、県の採水機関は新規汚染井戸周辺地区調査、継続監視地点変更時調査及び継続監視終了時調査の結果について、上記に加え、別紙2により報告すること。

4 その他

採水機関が他の機関に検体を送付する場合及び分析機関からの結果報告は、別紙3の送付書により行う。ただし、新潟市、長岡市及び上越市を除く。

別紙 1

現 地 調 査 票

井戸番号				所在地			
所有者(代表者)							
緯度				経度			
採水年月日	西暦の下2桁を記入する。 2026年7月23日 → 26.07.23						
採水時刻	24時間表示とする。 午後2時10分 → 14:10						
天候	1 快晴	4 曇り	7 大雨	1	4	7	
	2 晴れ	5 小雨	8 みぞれ	2	5	8	
	3 薄曇り	6 雨	9 雪	3	6	9	
気温	小数1桁とし、小数2桁は切り捨てとする。 12.56 → 12.5						
水温	小数1桁とし、小数2桁は切り捨てとする。 12.56 → 12.5						
試料の色	01 無色	07 黄色	13 赤かっ色	19 青色	01	07	13 19
	02 乳白色	08 淡かっ色	14 黒かっ色	20 青緑色	02	08	14 20
	03 灰色	09 かっ色	15 黄緑色		03	09	15
	04 暗灰色	10 灰かっ色	16 緑色		04	10	16
	05 黒灰色	11 黄かっ色	17 緑灰色		05	11	17
	06 淡黄色	12 茶かっ色	18 黒色		06	12	18
臭気	01 無臭	51 微薬品臭	91 微下水臭	01	51	91	
	11 微芳香性臭	52 中 "	92 中 "	11	52	92	
	12 中 "	53 強 "	93 強 "	12	53	93	
	13 強 "	61 微油臭	14 微し尿・フン臭	13	61	14	
	21 微植物性臭	62 中 "	15 中 "	21	62	15	
	22 中 "	63 強 "	16 強 "	22	63	16	
	23 強 "	71 微硫化水素臭	24 微バルブ臭	23	71	24	
	31 微土・カビ臭	72 中 "	25 中 "	31	72	25	
	32 中 "	73 強 "	26 強 "	32	73	26	
	33 強 "	81 微金属臭	34 微その他不快臭	33	81	34	
	41 微魚介臭	82 中 "	35 中 "	41	82	35	
	42 中 "	83 強 "	36 強 "	42	83	36	
	43 強 "			43			
	設置年月	1 明治(又はそれ以前) 2 大正 3 昭和 年月 4 平成 年月 5 令和 年月					
井戸の形式	1 手堀井戸 2 機械堀井戸 3 自噴井戸 4 湧水 5 その他()						
井戸の形態等	井戸径φ mm ポンプ吐出口径φ mm 深度 m ストレーナー位置 ~ m						
取水施設	1 電動ポンプ 2 手押しポンプ 3 つるべ 4 自噴、湧水 5 その他()						
貯水施設	1 なし 2 貯水槽あり 3 圧力タンクあり						
使用目的	1 飲料水 2 生活雑用水 3 消雪用 4 業務用原料水 5 業務用雑用水 6 冷房・冷却用 7 その他()						
使用状況	1 毎日使用 2 時々使用 3 季節により使用 4 不使用 5 その他()						
使用量	1日 □ 使用人数 戸 人						
水量	1 水量が多く涸れない 2 春涸れる 3 夏涸れる 4 秋涸れる 5 冬涸れる 6 最近涸れやすい 7 その他()						
上水道の有無	1 上水道供給無し 2 上水道と併用						
塩水化の影響	1 塩水の影響あり 2 塩水の影響なし 3 影響の有無不明						

別紙 2

〇〇市（町、村）〇〇地区
（新規汚染井戸周辺地区調査・継続監視地点変更時調査・継続監視終了時調査）
調査結果報告書

年 月 日
〇〇環境センター

1 経緯

2 周辺地区調査結果

- (1) 調査対象地区の概況（井戸設置状況、地下水利用状況、土地利用状況、地下水の流動状況等）

- (2) 水質調査結果（調査井戸（地点図添付）、調査結果、検出井戸の状況等）

- (3) 汚染原因（者）の詳細（所在地、名称、業種、有害物質の使用状況、汚染原因等）

3 今後の対応

- (1) 井戸所有者及び周辺住民への対応（井戸所有者及び周辺住民への周知、飲用指導等）

- (2) 汚染原因者に対する措置

- (3) 汚染原因者の対応（汚染機構解明調査、追加汚染防止対策、浄化対策等の実施状況等）

- (4) 継続監視調査

地下水検体（検査結果）送付書

採水機関名：

分析機関名：

採水年月日： 年 月 日

調査の種類 (該当する調査に☑をつけること)	☐ 概況調査		☐ 概況調査		☐ 概況調査		☐ 概況調査		☐ 概況調査		環境基準 値 又は 指針値	報告下限値
	☐ 汚染井戸周辺	☐ 継続監視	☐ 汚染井戸周辺	☐ 継続監視	☐ 汚染井戸周辺	☐ 継続監視	☐ 汚染井戸周辺	☐ 継続監視	☐ 汚染井戸周辺	☐ 継続監視		
井戸番号												
カドミウム (mg/L)											0.003	0.0003
全シアン (mg/L)											検出されないこと	0.1
鉛 (mg/L)											0.01	0.005
六価クロム (mg/L)											0.02	0.01
砒素 (mg/L)											0.01	0.005
総水銀 (mg/L)											0.0005	0.0005
アルキル水銀 (mg/L)											検出されないこと	0.0005
PCB (mg/L)											検出されないこと	0.0005
ジクロロメタン (mg/L)											0.02	0.002
四塩化炭素 (mg/L)											0.002	0.0002
クロロエチレン (mg/L)											0.002	0.0002
1,2-ジクロロエタン (mg/L)											0.004	0.0004
1,1-ジクロロエチレン (mg/L)											0.1	0.01
シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/L)												0.002
トランス-1,2-ジクロロエチレン (mg/L)												0.002
1,2-ジクロロエチレン (mg/L)											0.04	0.004
1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)											1	0.0005
1,1,2-トリクロロエタン (mg/L)											0.006	0.0006
トリクロロエチレン (mg/L)											0.01	0.001
テトラクロロエチレン (mg/L)											0.01	0.0005
1,3-ジクロロプロパン (mg/L)											0.002	0.0002
チウラム (mg/L)											0.006	0.0006
シマジン (mg/L)											0.003	0.0003
チオベンカルブ (mg/L)											0.02	0.002
ベンゼン (mg/L)											0.01	0.001
セレン (mg/L)											0.01	0.002
硝酸性窒素 (mg/L)												0.01
亜硝酸性窒素 (mg/L)												0.01
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素 (mg/L)											10	0.02
ふっ素 (mg/L)											0.8	0.1
ほう素 (mg/L)											1	0.1
1,4-ジオキサン (mg/L)											0.05	0.005
PFOS (ng/L)												0.5
PFOA (ng/L)												0.5
PFOS及びPFOA (ng/L)											50	1.0

注1) 分析する項目には成績記入欄の左肩に (° (アルキル水銀は (△)) 印をつけてください。

注2) 総水銀とアルキル水銀の分析機関が異なる場合、総水銀の結果が出次第、アルキル水銀の分析機関へ連絡してください。

